

平成 28 年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]



平成 28(2016)年 6 月
筑紫女学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	18
基準 3 経営・管理と財務	66
基準 4 自己点検・評価	89
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	97
基準 A 社会貢献・社会連携	97
V. エビデンス集一覧	101
エビデンス集（データ編）一覧	101
エビデンス集（資料編）一覧	102

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 学園建学の精神

本学の母体である筑紫女学園は、浄土真宗本願寺派第2代北米開教総長として布教にあたった水月哲英が、彼の地での経験から高度な女子教育の必要性を痛感し、帰国後の明治40(1907)年4月に筑紫女学校を創設したことに始まる。

学園建学の精神である「親鸞聖人が明らかにされた仏陀（釈尊）の教え、すなわち浄土真宗の教えにもとづく人間教育」に基づき、そのところを3項目の校訓（「自律」「和平」「感恩」）としてまとめ、次のように説明している。

<自律（自己への目覚め）>

自律とは、自分の人生を自らが生きるということです。それは、ほんとうの自分を照らし出す光となるものに出会い、それによって自分を深く見つめるところから始まります。こうして自分自身を見つめるとき、私たちはこれまでの自己中心的なありかたの過ちに気づかされ、“さまざまな恵みによって生かされている”という自覚にたどりつきます。この自覚を基礎として、自ら考え、自ら判断し、自ら行動していくことが、自律ということなのです。

<和平（他者への目覚め）>

和平とは、自分のまわりにある他のすべての存在を認め、互いに尊重しあう中に生まれるおだやかな世界です。自らを律するとき、私たちは一人ひとりが、かけがえのない自己を生きている身であることに気づくでしょう。もしも自己中心的な価値観にとらわれて他者を軽んじたり、あるいはそれぞれの尊さを無視して自分と同じになることを強要すれば、対立と争いを引き起こすだけで、ほんとうのおだやかな世界は決して生まれてこないでしょう。

<感恩（生命への目覚め）>

感恩とは、自分を支えている大いなる恵みを知るということです。自律というありかたによって自分自身の内側に眼を向けるとき、私たちの生命は、無限の生命のつながりの中に縁あって恵まれ、はぐくまれてきたものであることに気づくでしょう。同時にそのつながりの中で、恵まれた生命を生かす必要があるということも、うなずけるでしょう。こうして、自分を支えている、はかり知れないはたらきに感謝の念を抱き、その恩に報いたいと願いながら生きることが大切なのです。

2. 大学の基本理念・使命

本学は、「限りない〈いのち〉への目覚めをうながし、社会の中で自己を実現する人の育成を通して、新しい時代を創造する」ことを基本理念とし、これを実現するため特色ある教育・研究に取組み、地域・社会に貢献することを使命として、次の項目を掲げている。

<教育>

1. 自己と向き合う場所を提供し、人間形成の基礎を確立する。
2. 幅広い教養と多様な専門教育によって、一人ひとりの学生の自己実現を支援する。
3. 社会の諸問題を考え、解決に取り組む姿勢を育てる。

<研究>

1. 充実した教育を実現するため、その基盤となる学術研究に取り組む。
2. 本学の理念に即した特色ある研究課題を設定し、推進する。
3. 本学に集う研究者の相互啓発に基づく共同研究を促進する。

<社会連携>

1. 教育・研究の成果をもって、広く社会に貢献する。
2. 地域の一員として課題を共有し、開かれた大学を目指す。
3. 学外の諸機関と連携し、地域・社会の発展に寄与する。

筑紫女学園大学

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治40(1907)年4月	筑紫女学校 創設
昭和26(1951)年3月	学校法人筑紫女学園 設立認可
昭和40(1965)年4月	筑紫女学園短期大学 国文科、英文科、家政科 開学
昭和44(1969)年4月	筑紫女学園短期大学 幼児教育科 開設
昭和47(1972)年4月	筑紫女学園短期大学附属幼稚園 開園
昭和63(1988)年4月	筑紫女学園大学 文学部 日本語・日本文学科、英語学科 開学
平成11(1999)年4月	筑紫女学園大学 文学部 アジア文化学科、人間福祉学科 開設 筑紫女学園短期大学 家政科を生活学科に名称変更
平成14(2002)年4月	筑紫女学園大学 文学部 発達臨床心理学科 開設
平成17(2005)年4月	筑紫女学園短期大学を筑紫女学園大学短期大学部に名称変更 筑紫女学園短期大学附属幼稚園を筑紫女学園大学短期大学部附属幼稚園に名称変更 筑紫女学園大学 文学部 英語メディア学科 開設 筑紫女学園大学短期大学部 現代教養学科 開設
平成19(2007)年4月 5月	筑紫女学園大学大学院 人間科学研究科人間科学専攻修士課程 開学 学園創立100周年記念式典挙行
平成23(2011)年4月	筑紫女学園大学人間科学部人間科学科 人間関係専攻（発達臨床心理コース、社会福祉コース）、 人間形成専攻（初等教育コース、幼児保育コース） 開設 筑紫女学園大学 文学部 人間福祉学科、発達臨床心理学科 募集停止
平成27(2015)年4月	筑紫女学園大学 現代社会学部 現代社会学科 開設 筑紫女学園大学 文学部 英語メディア学科 募集停止 筑紫女学園大学短期大学部 現代教養学科、幼児教育科 募集停止
平成28(2016)年4月	筑紫女学園大学短期大学部 廃止 筑紫女学園大学短期大学部附属幼稚園を筑紫女学園大学附属幼稚園に名称変更

2. 本学の現況

- ・ 大学名 筑紫女学園大学
- ・ 所在地 福岡県太宰府市石坂2丁目12番1号

筑紫女学園大学

・学部及び大学院の構成 [平成28(2016)年5月1日現在]

【大学】

学部	学科・専攻	
文学部	日本語・日本文学科	
	英語学科	
	英語メディア学科 ※平成27(2015)年度 募集停止	
	アジア文化学科	
人間科学部	人間科学科	人間関係専攻
		人間形成専攻
現代社会学部	現代社会学科	※平成27(2015)年度 開設

【大学院】

研究科	専攻
人間科学研究科	人間科学専攻 (修士課程)

・学生数 [平成28(2016)年5月1日現在]

【大学】

学部・学科・専攻			収容定員	在籍者数					
				1年次	2年次	3年次	4年次	4年次 留年	計
文学部	日本語・日本文学科		386	87	96	106	105	2	396
	英語学科		384	114	96	98	116	1	425
	英語メディア学科		200	—	—	58	88	4	150
	アジア文化学科		306	55	41	57	63	5	221
人間科学部	人間科学科	人間関係専攻	520	113	118	145	142	5	523
		人間形成専攻	500	188	159	138	129	1	615
現代社会学部	現代社会学科		380	99	69	—	—	—	168
合計			2,676	656	579	602	643	18	2,498

【大学院】

研究科・専攻	収容定員	在籍者数					計
		1年次	2年次	2年次 留年	長期履修 3年次	長期履修 4年次	
人間科学研究科人間科学専攻	20	2	1	2	5	3	13

筑紫女学園大学

・教員数 [平成28(2016)年5月1日現在]

学部・学科、専攻等		専任教員数					
		教授	准教授	講師	特任教員	計	
文学部	日本語・日本文学科		7	3	1	0	11
	英語学科		7	3	0	1	11
	英語メディア学科		4	1	0	0	5
	アジア文化学科		5	4	0	0	9
	文学部 計		23	12	1	0	36
人間科学部	人間科学科	人間関係専攻	8	5	4	0	17
		人間形成専攻	9	6	3	0	18
	人間科学部 計		17	11	7	0	35
現代社会学部	現代社会学科		10	6	4	0	20
	現代社会学部 計		10	6	4	0	20
大学合計			50	28	12	1	91

※研究科の教員組織は、全て学部の専任教員の兼担。

・職員数 [平成28(2016)年5月1日現在]

	事務長	事務次長	課長・室長	課長補佐	係長	主任	課員	特任	小計	嘱託職員	非常勤職員	派遣職員	委託職員	合計
事務長・事務次長	1	2							3					3
総務課			1	2		2	1	1	7		2	1		10
経理課			(1)		2	3			5(1)					5(1)
管財課			1			1		1	3		1			4
企画室			1	1					2	1				3
教務課			1	1	1	3	1	1	8	1	2	1		12
実習支援課			1		2	1	2		6		1			7
学生課※			(1)	1		3	1		5(1)	1	31	2		39
国際交流センター				1	1		1		3		1			4
進路支援課			1			4		1	6		2	1	1	10
入試課			1		3	1	2		7					7
学習支援課			1		2	1			4					4
図書館課			1		1			1	3				7	10
情報メディア課			1	1		1			3		11	1		15
生涯学習課			(1)		1				1(1)					1(1)
合計	1	2	10 (3)	7	13	20	8	5	66 (3)	3	51	6	8	134 (3)

※学生課職員には、和敬寮職員、カウンセラー、保健師、スチューデントアドバイザーを含む。()内は兼任数

※情報メディア課職員には、パソコンアドバイザーを含む。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

・使命・目的及び教育目的を具体的に明文化しているか。

A. 使命・目的

大学及び大学院（以下「本学」という）は、学校法人筑紫女学園（以下「本学園」という）が定める「建学の精神」及び「使命」をもとに本学の「使命」を定め、以下のとおり具体的に明文化している。

○ 建学の精神【資料1-1-1～5】

本学園は、「親鸞聖人が明らかにされた仏陀(釈尊)の教え、すなわち浄土真宗の教えにもとづく人間教育」を「建学の精神」としている。

○ 校訓【資料1-1-1～5】

本学園は、「建学の精神」を以下の三項目にまとめ、校訓としている。

- ・自律（自己への目覚め）
- ・和平（他者への目覚め）
- ・感恩（生命への目覚め）

○ 使命【資料1-1-1, 6】

本学園は、学園の「使命」を以下のとおり定め、『学園要覧（筑紫女学園データ集）』及び本学園ホームページに明文化している。

『建学の精神』のもとに、深く自己を見つめることを通して他者とのつながりに気づき、あらゆる生命の恩恵に感謝しつつ、さまざまな課題を抱えた社会の中で、恵まれた〈いのち〉を生かし自分の役割を果たすことのできる人間を育成します。

○ 本学の「使命」【資料1-1-7, 8】

本学園が定める「建学の精神」及び「使命」を柱として、本学の「使命」を次のように定め、『筑紫女学園大学・短期大学部データ集』及び本学ホームページに具体的に明文化している。

筑紫女学園大学は、限りない〈いのち〉への目覚めをうながし、社会の中で自己を実現する人の育成を通して、新しい時代を創造する。

上記の本学の「使命」を実現するため、以下に取り組む。

<教育>

1. 自己と向き合う場所を提供し、人間形成の基礎を確立する。
2. 幅広い教養と多様な専門教育によって、一人ひとりの学生の自己実現を支援する。
3. 社会の諸問題を考え、解決に取り組む姿勢を育てる。

<研究>

1. 充実した教育を実現するため、その基盤となる学術研究に取り組む。
2. 本学の理念に即した特色ある研究課題を設定し、推進する。
3. 本学に集う研究者の相互啓発に基づく共同研究を促進する。

<社会連携>

1. 教育・研究の成果をもって、広く社会に貢献する。
2. 地域の一員として課題を共有し、開かれた大学を目指す。
3. 学外の諸機関と連携し、地域・社会の発展に寄与する。

本学の「使命」をもとに、本学の「目的」を「筑紫女学園大学学則」（以下「大学学則」という）及び「筑紫女学園大学大学院学則」（以下「大学院学則」という）に定め、以下のとおり具体的に明文化している。

① 「大学学則」第1条【資料1-1-9】

「本学は、教育基本法及び学校教育法に従い高等学校を卒業した女子、又はこれと同等以上の資格がある女子に対してさらに高い教養と専門の学芸を授け、ことに仏教精神に基づく教育を施して、徳性豊かな女性を育成することを目的とする。」

② 「大学院学則」第1条【資料1-1-10】

「本大学院は、仏教精神を根幹として、学部教育の基礎の上に広い視野に立った専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、高度の専門的職業人及び知識基盤社会に寄与しうる人材を養成するとともに、学術文化の進展に貢献することを目的とする。」

B. 教育目的

本学は、学部・学科・専攻及び研究科・専攻の目的をそれぞれ以下のとおり定め、「大学学則」及び「大学院学則」に具体的に明文化している。

① 「大学学則」第3条の2、第3条の3（学部の目的、学科及び専攻の目的）【資料1-1-11】

<学部の目的>

- ・文学部は、建学の精神に基づく確かな人間観を基盤として、多様な言語・文化を通して人間の生き方を学び、幅広い教養と高度なコミュニケーション能力をもって社会の発展に貢献できる女性の育成を目的とする。
- ・人間科学部は、建学の精神に則って、人間の生涯発達や生活を取り巻く諸課題に対する科学的認識を深め、その解決に向けて適切に対処するための実践的な知識と技術をもって、人間が互いに支え合って生きることを支援する社会づくりに貢献できる女性の育成を目的とする。
- ・現代社会学部は、建学の精神に基づく豊かな人間性と幅広い教養を基盤として、社会学の基礎を学び現代社会を理解し、問題を発見し的確に分析して解決を図る能力を有するとともに、コミュニケーション能力とリーダーシップを持った職業人として多様な場において社会の発展に貢献できる女性の育成を目的とする。

<学科及び専攻の目的>

- ・文学部 日本語・日本文学科は、日本語・日本文学・日本文化に関する専門知識を基盤に、豊かな確かな言語感覚と表現力、論理的な思考力を身につけて、社会の幅広い分野で活躍できる女性を育成する。
- ・文学部 英語学科は、英語学や英語圏の文学など文化に関する専門知識を基盤に、高度な英語コミュニケーション能力と他者に共感できる国際感覚を身につけて、グローバル化する社会で活躍できる女性を育成する。
- ・文学部 英語メディア学科は、グローバルなコミュニケーションを可能にする英語運用能力と、情報化社会のニーズに対応できるメディア・IT活用能力の双方を身につけた女性を育成する。
- ・文学部 アジア文化学科は、言語、社会、文化の観点からアジアの多様な社会事情について多角的、体験的に理解を深め、広い視野と共感をもって、国際共生社会の実現に貢献できる女性を育成する。

- ・人間科学部人間科学科 人間関係専攻は、人間の生涯発達及び人間と社会に関する科学的認識を基盤として、家庭や地域・職場などの生活場面において生起する諸課題に対する理解を深め、確かな専門知識と技術をもって、人間・社会支援に貢献できる女性を育成する。
- ・人間科学部人間科学科 人間形成専攻は、人間の生涯発達と心の働きに対する科学的認識を基盤として、子どもの発達を取り巻く場面において生起する諸課題に対する理解を深め、確かな専門知識と技術をもつ支援者として、人間・社会に貢献できる女性を育成する。
- ・現代社会学部 現代社会学科は、社会学の基礎理解とデータ分析の能力習得のもとに、現代社会についてビジネス社会、メディア社会、環境共生社会のうちいずれかの領域を中心に学び、問題解決力、コミュニケーション能力、リーダーシップを持った職業人として多様な場において社会の発展に貢献できる女性を育成する。

② 「大学院学則」第4条の2（研究科及び専攻の目的）【資料1-1-12】

- ・人間科学研究科 人間科学専攻は、本学の建学の精神に則って、人間存在について深く理解し、人間と社会の中に存在する問題に対し多面的な支援の方策を適切に導くことができる、高度な知識と実践的応用力の育成を目的とする。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料1-1-1】平成27年度 学園要覧（筑紫女学園データ集）(p2 抜粋)
- ・【資料1-1-2】平成28年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p5) (資料F-5)
- ・【資料1-1-3】平成28年度 筑紫女学園大学院 学生便覧 (p4) (資料F-5)
- ・【資料1-1-4】筑紫女学園ホームページ（建学の精神）
- ・【資料1-1-5】筑紫女学園大学ホームページ（建学の精神 | 筑女について）
- ・【資料1-1-6】筑紫女学園ホームページ（ビジュアル・アイデンティティ）
- ・【資料1-1-7】平成27(2015)年度 基本理念と教育目標 (p4)
- ・【資料1-1-8】筑紫女学園大学ホームページ（大学の使命 | 基本理念と教育目標）
- ・【資料1-1-9】筑紫女学園大学学則 第1条（資料F-3）
- ・【資料1-1-10】筑紫女学園大学大学院学則 第1条（資料F-3）
- ・【資料1-1-11】筑紫女学園大学学則 第3条の2、第3条の3（資料F-3）
- ・【資料1-1-12】筑紫女学園大学大学院学則 第4条の2（資料F-3）

1-1-② 簡潔な文章化

- ・使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化しているか。

本学園の建学の精神、校訓及び使命、並びにそれに基づく本学の使命・目的、さらには学部、学科、専攻の教育目的に至るまで、すべて平易な表現を用いて簡潔に文章化してい

る。また、それぞれの文章は、本学の『大学案内』『学生便覧』、本学園及び本学ホームページにて明示している。【資料1-1-13～22】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料1-1-13】筑紫女学園大学 大学案内 2017 (p10) (資料F-2)
- ・【資料1-1-14】平成28年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p5) (資料F-5)【資料1-1-2と同じ】
- ・【資料1-1-15】平成28年度 筑紫女学園大学院 学生便覧 (p4) (資料F-5)【資料1-1-3と同じ】
- ・【資料1-1-16】筑紫女学園ホームページ (建学の精神) 【資料1-1-4と同じ】
- ・【資料1-1-17】筑紫女学園大学ホームページ (建学の精神 | 筑女について) 【資料1-1-5と同じ】
- ・【資料1-1-18】筑紫女学園大学ホームページ (大学の使命 | 基本理念と教育目標) 【資料1-1-8と同じ】
- ・【資料1-1-19】筑紫女学園大学学則 第1条 (資料F-3)【資料1-1-9と同じ】
- ・【資料1-1-20】筑紫女学園大学大学院学則 第1条 (資料F-3)【資料1-1-10と同じ】
- ・【資料1-1-21】筑紫女学園大学学則 第3条の2、第3条の3 (資料F-3)【資料1-1-11と同じ】
- ・【資料1-1-22】筑紫女学園大学大学院学則 第4条の2 (資料F-3)【資料1-1-12と同じ】

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神、校訓、使命及び目的は、今後も社会に向けてわかり易く簡潔な表現で発信を続けていく。

本学園は、建学の精神を堅持しつつ、時代の変化に柔軟に対応して将来ビジョンを具現化するために、平成24(2012)年度から5ヶ年の中期計画「筑女プラン2017」（以下「筑女プラン」という）を策定するとともに、「筑女プラン」に基づいて本学の教育研究の充実・改善に向けた活動を推進している。【資料1-1-13】

今後も「筑女プラン」で定める中期計画に沿った自己点検・評価を実施し、PDCAサイクルを推進することで、本学の使命・目的、教育目的をさらに明確化しながら、必要な改善・向上に取り組んでいく。

また、次期中期計画「筑女プラン2022（仮）」については、平成29(2017)年度からの実施に向け、学園として平成28(2016)年度中に策定する予定である。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料1-1-23】筑紫女学園「筑女プラン2017」ガイドブック

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

・使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。

本学の個性・特色は、建学の精神に定める「親鸞聖人が明らかにされた仏陀（釈尊）の教え、すなわち浄土真宗の教えに基づく人間教育」である。これは、大学の3学部及び大学院に共通するものであり、それぞれの学則に「仏教精神に基づく教育を施して」あるいは「仏教精神を根幹として」と明示している。【資料1-2-1～2】

また、本学は平成19(2007)年度に各学部・学科間における議論を進めながら、使命・目的、教育目的について明確化・明文化を図り、これを『基本理念と教育目標』（以下「理念と目標」という）として冊子にまとめ教職員に配布することを通して、教職員へ明示し共有を図った。この取り組みを通して、本学の教育の質保証を実現するための本学独自の方針として確立した「総合的教育・学習支援の方針(Support Policy 以下「SP」という)」は、本学の大きな個性・特色であり、今後もその具現化に向けた活動を継続していく。【資料1-2-3】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料1-2-1】筑紫女学園大学学則 第1条（資料F-3）【資料1-1-9と同じ】
- ・【資料1-2-2】筑紫女学園大学大学院学則 第1条（資料F-3）【資料1-1-10と同じ】
- ・【資料1-2-3】平成27(2015)年度 基本理念と教育目標 (p7)

1-2-② 法令への適合

・学校教育法第83条に照らして、大学として適切な目的を掲げているか。

本学は、学校教育法第83条及び第99条並びに大学設置基準第2条に則し、以下のとおり学則上に使命・目的及び教育目的を掲げている。

A. 大学の目的【資料1-2-4】

「大学学則」第1条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に従い高等学校を卒業した女子、又はこれと同等以上の資格がある女子に対してさらに高い教養と専門の学芸を授け、ことに仏教精神に基づく教育を施して、徳性豊かな女性を育成することを目的とする。」と定められており、これは学校教育法第83条が定める大学の目的に適合している。

B. 大学院の目的【資料1-2-5】

「大学院学則」第1条に「本大学院は、仏教精神を根幹として、学部教育の基礎の上に広い視野に立った専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、高度の専門的職業人及び知識基盤社会に寄与しうる人材を養成するとともに、学術文化の進展に貢献することを目的とする。」と定められており、これは学校教育法第99条が定める大学院の目的に適合している。

C. 教育研究の目的【資料1-2-4～5】

本学は、大学の学部・学科・専攻ごと、大学院研究科及び専攻の目的はそれぞれ「大学学則」第3条の2、第3条の3、「大学院学則」第4条の2に定められており、これは大学設置基準第2条に適合している。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料1-2-4】筑紫女学園大学学則 第1条（資料F-3）【資料1-1-9と同じ】
- ・【資料1-2-5】筑紫女学園大学大学院学則 第1条（資料F-3）【資料1-1-10と同じ】
- ・【資料1-2-6】筑紫女学園大学学則 第3条の2、第3条の3（資料F-3）【資料1-1-11と同じ】
- ・【資料1-2-7】筑紫女学園大学大学院学則 第4条の2（資料F-3）【資料1-1-12と同じ】

1-2-③ 変化への対応

・社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。

本学園及び本学は、社会環境の変化に対応するため使命・目的及び教育目的の不断の見直しを以下のとおり行っている。

本学園においては、創立110周年となる平成29(2017)年度に向けて、将来ビジョンを以下のとおり制定した。【資料1-2-8, 9】 また、建学の精神を堅持しつつ、時代の変化に柔軟に対応して将来ビジョンを具現化するために、平成24(2012)年度から5ヶ年の中期計画「筑女プラン」を策定した。【資料1-2-10】

<将来ビジョン>

- 一 建学の精神に基づき、<いのち>を大切にする教育を実践します。
- 二 学園の"女子教育"を社会に発信していきます。
- 三 学園の総合力をより強固なものにして、教育改革を推進します。
- 四 “学生・生徒・園児”のための教育を第一に考え、ひとりひとりの成長をきめ細やかに支援します。

- 五 キャンパス整備を推進し、"学生・生徒・園児"の学びを支える環境を創ります。
- 六 学園での出会いを大切にし、つながりの輪を拡げていきます。
- 七 "学園の教育力"を活用し、地域社会とのつながりを大切にします。
- 八 "福岡と世界とを結ぶ学園"として、国際交流を活発にしています。

本学は、この「筑女プラン」に基づき大学及び大学院に係る11項目47施策についての行動計画（以下「アクションプラン」という）を立て、毎年度、その達成状況の検証による点検と見直しを行っている。【資料1-2-11】

また、本学は平成19(2007)年度より、本学の使命・目的及び教育目的並びに3つの方針（3ポリシー）を学部・学科ごとに具体的に明文化した「理念と目標」を定め、定期的な見直しを実施している。【資料1-2-12】

【エビデンス集（資料編）】

- ・ 【資料1-2-8】平成27年度 学園要覧（筑紫女学園データ集）(p2 抜粋) 【資料1-1-1と同じ】
- ・ 【資料1-2-9】筑紫女学園ホームページ（ビジュアル・アイデンティティ） 【資料1-1-6と同じ】
- ・ 【資料1-2-10】筑紫女学園「筑女プラン2017」ガイドブック 【資料1-1-23と同じ】
- ・ 【資料1-2-11】筑女プラン 平成26年度進捗状況 検証結果（全体概要）
- ・ 【資料1-2-12】平成27(2015)年度 基本理念と教育目標 (p10～p44)

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学では、現在実施している使命・目的及び教育目的の点検活動を継続しつつ、今後も社会環境の変化に対応するべく、改善・向上方策を「大学執行部会議」において検討する。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

・使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画しているか。

本学の使命・目的及び教育目的は、「大学学則」及び「大学院学則」に規定されている。

【資料1-3-1～4】 各学則の制定・改廃は「教授会」「大学院研究科委員会」「学内運営協議会」「常任理事会」で審議された後、「理事会」が行うことにより、役員、教職員が関与・参画している。【資料1-3-5～8】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料1-3-1】筑紫女学園大学学則 第1条（資料F-3）【資料1-1-9と同じ】
- ・【資料1-3-2】筑紫女学園大学大学院学則 第1条（資料F-3）【資料1-1-10と同じ】
- ・【資料1-3-3】筑紫女学園大学学則 第3条の2、第3条の3（資料F-3）【資料1-1-11と同じ】
- ・【資料1-3-4】筑紫女学園大学大学院学則 第4条の2（資料F-3）【資料1-1-12と同じ】
- ・【資料1-3-5】筑紫女学園大学教授会規程
- ・【資料1-3-6】筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程
- ・【資料1-3-7】学校法人筑紫女学園学内運営協議会規程
- ・【資料1-3-8】学校法人筑紫女学園常任理事会規則

1-3-② 学内外への周知

・使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。

本学の使命・目的及び教育目的は、各学則を『学生便覧』に掲載し、学生、教職員に配布するとともに、ホームページ上に明示することで、学生、保護者及び教職員をはじめとして学内外に広く周知している。【資料1-3-9～11】

また、「理念と目標」については、冊子にまとめ全教職員に配布し、法人事務局も含めた教職員参加による「理念と目標」発表会を毎年開催することで、全教職員の意識共有を

図っている。「理念と目標」の内容は、本学ホームページ上にも公開している。【資料1-3-11, 12】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料1-3-9】平成28年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p210～p232) (資料F-5)
- ・【資料1-3-10】平成28年度 筑紫女学園大学院 学生便覧 (p54～p58) (資料F-5)
- ・【資料1-3-11】筑紫女学園大学ホームページ (大学の使命 | 基本理念と教育目標) 【資料1-1-8と同じ】
- ・【資料1-3-12】平成27(2015)年度 基本理念と教育目標

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

・使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映しているか。

本学園が定めた将来ビジョン及び中期計画である「筑女プラン」に掲げている大学の到達目標（5年後の姿）は、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえて策定している。【資料1-3-13】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料1-3-13】筑紫女学園「筑女プラン2017」ガイドブック 【資料1-1-23と同じ】

・使命・目的及び教育目的をディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに反映しているか。

本学では、3つの方針である「ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」「アドミッションポリシー」を大学の学科・専攻・コース及び大学院の研究科ごとに定めているが、それらは建学の精神を柱とした本学の使命・目的とそれに基づくそれぞれの学部・学科等の使命・目的及び教育目的を反映したものである。【資料1-3-14～15】

また、本学の「学士力」として専攻分野に関わらず、大学の卒業者にふさわしい能力を次のように仮定義し、3つの方針と本学独自の第4のポリシーである「サポートポリシー（SP）」を有機的に結合させることで「学士力」を保証している。なお、4つのポリシーによる学士課程教育がより柔軟に推進できるよう、あえて「学士力」を仮定義と表記している。【資料1-3-16】

1. 自己と向きあい、社会人として生きる力

- ① 倫理観・人間観
- ② 自己管理能力
- ③ チームワーク
- ④ 市民としての社会的責任
- ⑤ 健全な勤労観

2. 現代社会を生きる自己を実現する力
 - ① 特定分野の知識・技能
 - ② 自己にふさわしい将来設計（キャリアプランニング）
3. 社会の多様な問題を考えアプローチしようとする力
 - ① 統合的な学習経験と創造的思考力
4. 社会生活に必要な基礎的技能
 - ① コミュニケーション・スキル
 - ② 情報リテラシー
 - ③ 論理的思考力
 - ④ 問題解決力

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料1-3-14】筑紫女学園大学ホームページ（教育活動充実のための4つの方針）
- ・【資料1-3-15】平成27(2015)年度 基本理念と教育目標（p10～p44）【資料1-2-12と同じ】
- ・【資料1-3-16】平成27(2015)年度 基本理念と教育目標（p6）

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

- | |
|---|
| ・使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織が整備されているか。 |
|---|

本学では、使命・目的及び教育目的を達成するため、以下のとおり教育研究組織を整備している。

A. 大学、大学院の構成【エビデンス集（データ編）表F-2, 3, 6】【資料1-3-17, 18】

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、大学は文学部4学科（うち1学科募集停止）、人間科学部1学科2専攻、現代社会学部1学科、大学院1研究科を設置している。それぞれの学部・学科等では、機能的かつ効果的な教育活動に必要な教員数を確保しており、平成28(2016)年5月1日現在で、大学全体では大学設置基準に定める基準教員数75名に対し、91名の専任教員が在籍している。

B. 附属機関等【資料1-3-19～27】

本学の使命・目的及び教育目的を達成するための附属施設及び教育研究組織として、「図書館」「情報メディアセンター」「国際交流センター」「教育開発センター」「人間文化研究所」「学生健康センター」「生涯学習センター」「実習支援センター」「学習支援センター」を整備している。

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表F-2】設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等
- ・【表F-3】学部・研究科構成
- ・【表F-6】全学の教員組織（学部等）
- ・【表F-6】全学の教員組織（大学院等）

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料1-3-17】平成27年度 学園要覧（筑紫女学園データ集）(p8 抜粋) 【資料1-1-1と同じ】
- ・【資料1-3-18】筑紫女学園ホームページ（学園組織）
- ・【資料1-3-19】筑紫女学園大学附属図書館規程
- ・【資料1-3-20】筑紫女学園大学情報メディアセンター規程
- ・【資料1-3-21】筑紫女学園大学国際交流センター規程
- ・【資料1-3-22】筑紫女学園大学教育開発センター規程
- ・【資料1-3-23】筑紫女学園大学人間文化研究所規程
- ・【資料1-3-24】筑紫女学園大学学生健康センター規程
- ・【資料1-3-25】筑紫女学園大学生涯学習センター規程
- ・【資料1-3-26】筑紫女学園大学実習支援センター規程
- ・【資料1-3-27】筑紫女学園大学学習支援センター規程

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的については、毎年実施している「理念と目標」発表会や学園中期計画「筑女プラン」の推進における自己点検・評価活動を通じて、社会環境の変化に伴う予測困難な時代の中で、社会が本学に期待する多様なニーズを踏まえた検証を学内の理解や支持を得ながら継続していく。

さらに、学内外に対して、ホームページをはじめとする広報活動の充実を図っていく。

【基準1の自己評価】

本学は、学園が定める建学の精神及び使命を柱として、本学の使命を明確に定め、その使命をもとに本学の目的を大学、大学院の学則において具体的に明文化している。また、教育目的を大学の学部・学科・専攻、及び大学院の研究科ごとに適切に定め、使命・目的及び教育目的はホームページなどを通して広く学内外へ周知している。さらには、毎年「理念と目標」発表会を通して、使命・目的及び教育目的の適切性、有効性を本学の全教職員で検証及び共有している。

以上のことから、本学は「使命・目的等」の基準を満たしていると自己評価する。

基準2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

- ・アドミッションポリシーを明示しているか。

アドミッションポリシー（入学者受入れ方針）については、大学全体の方針を踏まえ、学科等及び大学院の専攻ごとに作成し、本学ホームページで常時学内外に明示している。【資料2-1-1】

また、年度ごとに作成する『入学試験要項』の冒頭にも明示し、オープンキャンパスをはじめ各種進学相談会、年間複数回にわたる高校訪問、各高校への出張講義、本学キャンパスの見学者対応時など様々な機会を通じ、受験生並びにその保護者、高等学校教諭等に対する周知に努めている。【資料2-1-2～4】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-1-1】筑紫女学園大学ホームページ（アドミッションポリシー | 入学試験）
- ・【資料2-1-2】2017（平成29）年度入学試験要項（推薦入試／一般入試／大学入試センター試験利用入試／センタープラス型入試）（p2 , p3）（資料F-4）
- ・【資料2-1-3】2017（平成29）年度入学試験要項（特別入学試験／編入学試験）（p1）（資料F-4）
- ・【資料2-1-4】2017（平成29）年度入学試験要項（大学院）（p1）（資料F-4）

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

- ・アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しているか。
- ・入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。

本学のアドミッションポリシーに沿って、受験生の能力や適性を多面的に評価することを念頭に「推薦入学試験」「一般入学試験」「大学入試センター試験利用入

学試験」「編入学試験」「大学院入学試験」さらに社会人、海外帰国生、外国人留学生を対象とした「特別入学試験」を実施している【資料2-1-5～7】

各入学試験は、学長委嘱の問題作成委員（本学専任教員）が作成した入試問題により、学内規程に沿って公平かつ厳正に実施している。【資料2-1-8, 9】

問題作成の過程においては、複数の確認作業を行い、出題ミス等の事故を未然に防ぐ体制も構築している。さらに、年度ごとの志願状況や入学者の歩留り状況等を検証し、入試区分や募集人員、入試実施時期などの入試制度に関する見直しや変更も随時行っている。

合否判定は、学内規程に基づき入試形態ごとに行っている。まず各学科・専攻から選出された委員及び入試部長並びに入試課長で構成する「入試委員会」での審議を行っている。この審議踏まえ、学長及び法人本部事務局長もその構成員となる「入試判定委員会」での承認、その後の「教授会」承認を経て最終的に学長が合否を決定している。【資料2-1-10, 11】

以上の体制のもと、公正かつ妥当な入学者選抜を適切に運用している。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-1-5】2017（平成29）年度入学試験要項（推薦入試／一般入試／大学入試センター試験利用入試／センタープラス型入試）（資料F-4）
- ・【資料2-1-6】2017（平成29）年度入学試験要項（特別入学試験／編入学試験）（資料F-4）
- ・【資料2-1-7】2017（平成29）年度入学試験要項（大学院）（資料F-4）
- ・【資料2-1-8】筑紫女学園大学入学者選抜に関する規程
- ・【資料2-1-9】筑紫女学園大学大学院入学者選抜に関する規程
- ・【資料2-1-10】筑紫女学園大学入試部規程
- ・【資料2-1-11】筑紫女学園大学入試委員会内規

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

- | |
|---|
| ・教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。 |
|---|

各学部並びに学科別の過去5年間の入学（募集）定員、志願者数、合格者数、入学者数については、【エビデンス集（データ編）表2-1】のとおりである。

入学定員の充足状況については、志願状況や全国的な傾向の変動などにより、学部や専攻・コースごとに年度による多少のばらつきはあるが、前述の【2-1-①】の入学者を選抜する過程において過年度の歩留り状況なども加味しながら、収容定員の適切な定員確保に努めている。【資料2-1-12】

本学では、今後の本学を含めた大学を取り巻く環境の変化に対応すべく、新たな教学分野の設置と短期大学の四年制への移行を目的とし、平成27(2015)年度に短期大学部2学科（現代教養学科、幼児教育科）を募集停止すると同時に、新たな学部として「現代社会学部（現代社会学科）」の設置や既存学部学科の定員見直しなどを行った。【エビデンス集（データ編）表F-4】

しかし、平成26(2014)年度入試まで常に大学全体の入学定員1.00倍を上回ってきた本学の

入学定員充足率は、平成27(2015)年度入試で初めて1.00倍を割り込む結果となったため、平成28(2016)年度入試においては、より多様な受験生からの志願が可能となるよう各入試における出願要件及び試験科目を見直すなどの入試制度上の変更を行った。特に、現代社会学部の一般入試前期日程では受験科目の選択を可能にし、社会科学系の学びを志望する受験生への需要に応えた。【資料2-1-13】 さらに、外国人留学生を対象とした特別入試において、過去の実績を踏まえた「日本語教育機関指定校制度」を新たに設け、外国人留学生の獲得に向けた取り組みを推進している。【資料2-1-14】

広報活動においては、現代社会学部の教学内容の理解を促進するための新たなツールを作成することで同学部の周知に重点を置きつつ、大学全体としてさらなる受験生との接触機会をつくることに努めた。【資料2-1-15, 16】 結果として平成28(2016)年度入試では前年度を上回る志願者と入学定員充足率を確保し、いずれも前年度比で改善した。【エビデンス集（データ編）表2-1】

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表2-1】学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）
- ・【表F-4】学生数学部

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-1-12】入試別過去5か年データ
- ・【資料2-1-13】2017（平成29）年度入学試験要項（推薦入試／一般入試／大学入試センター試験利用入試／センタープラス型入試）(p21)(資料F-4)
- ・【資料2-1-14】筑紫女学園大学外国人留学生特別入学試験に関する内規 第3条
- ・【資料2-1-15】現代社会学部パンフレット
- ・【資料2-1-16】CJサマーキャンプ2015

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

前述のような諸制度の見直し、変更に加え、今年度の入試広報においても、各学科や専攻の教育内容や卒業後の進路状況など、本学の特色を個別具体的に広報する機会として「オープンキャンパス（年2回）」「キャンパス説明会（入試相談会を含め年3回）」「出張講義（高校内ガイダンスを含め年30件以上）」「高校訪問（年4回）」「授業見学会（通常講義の公開 年3回）」を例年に引き続き実施した。また、『大学案内』『SWITCH（季刊誌 年2回発行）』『親学Navi（保護者向けパンフレット）』ほか、各種ダイレクトメールなどの学内制作物を使用した広報活動を計画的かつ積極的に年間を通じて展開している。

【資料2-1-17～20】

特に平成27(2015)年4月の現代社会学部開設前後から大学全体として取り組んでいる、地域や企業をはじめとする「社会との連携活動」については、より重点的に対外周知を行い、受験生をはじめ高校現場においても、その認知は高まっている。【資料2-1-21～24】

さらに、平成27(2015)年度から始めた「CJサマーキャンプ」は、「大学の学び」と「社会の現場」を同時に体験することを通して、高校生一人ひとりが自らの将来の進路や夢へ具体的に向き合う機会の創出を目的に実施しており、初年度から予定した募集人数を上回

る高校生の参加があったことを受け、平成28(2016)年度も実施を予定している。【資料2-1-25】

上記のような本学独自の取り組みは、現在、文部科学省をはじめ全国の大学で加速している「高大接続システム」検討の流れに沿うものであり、次年度以降も適宜見直しを行いながら、継続実施を予定している。

その他、経済的な事情により修学が困難であり、かつ学業成績が優秀な者に対する特待生制度について平成28(2016)年度中に見直しを行い、本学への志願動機啓発の一つとして提示する。

さらに、平成26(2014)年12月22日に出された「中央教育審議会答申」をもとに、現在検討が進められている「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革」の動向を踏まえつつ、本学におけるアドミッションポリシーとカリキュラムポリシー及びディプロマポリシーとのさらなる連動性の向上を図るべく、「大学執行部会議」を中心に具体的な検討を推進していく。

入試制度としては、学力の三要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」の観点から現状の入試制度を再検証し、次代に相応しい選抜方法の実現に向けた検討を推進していく。具体的には、平成27(2015)年度に併設校である筑紫女学園高等学校との間で設置した「高大接続推進協議会」において、「入試制度」「教育連携」それぞれの側面から議論を加速し、種々の施策を立案、実施していく過程において、結果としての志願者及び入学者のさらなる増加を目指す。【資料2-1-26】 さらに、これらの実績をモデルケースとした他高等学校との高大接続環境の構築に繋げ、永続かつ安定的な本学への志願者及び入学者の確保を目指していく。【資料2-1-27】

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表F-7】 附属校及び併設校、附属機関の概要

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-1-17】 Open Campus 2016（チラシ）
- ・【資料2-1-18】 筑紫女学園大学 大学案内 2017（資料F-2）
- ・【資料2-1-19】 SWITCH（2016春号）
- ・【資料2-1-20】 親学Navi
- ・【資料2-1-21】 筑紫女学園大学 未来への取組み（チラシ）
- ・【資料2-1-22】 朝日新聞広告
- ・【資料2-1-23】 マナビジョンEXPRESS
- ・【資料2-1-24】 現代社会学部 Facebook
- ・【資料2-1-25】 CJサマーキャンプ2015【資料2-1-16と同じ】
- ・【資料2-1-26】 高大接続推進協議会議題一覧
- ・【資料2-1-27】 高大接続プログラム（チラシ）

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

・教育目的を踏まえ、課程別の教育課程の編成方針を適切に設定し、明示しているか。

本学では、学科・専攻及び大学院研究科ごとに教育目的及びディプロマポリシー（学位授与の方針）を定め、その達成に向けたカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）を策定し、『学生便覧』及び本学ホームページなどに明示している。

特に学生に対しては、『学生便覧』において「学科（専攻）のめざすもの」「修得をめざす能力・技能」「カリキュラムのポイント」などとして、分かりやすい表現を用いて具体的に明示している。【資料2-2-1～3】

本学では、教育目的を踏まえたカリキュラムポリシーをはじめとする3ポリシーを明示した「基本理念と教育目標」（以下「理念と目標」という）を策定するとともに、冊子を作成している。【資料2-2-4】

また、学内においては「理念と目標」発表会を実施し、各学科・専攻（教育職員）と各事務部署（事務職員）が隔年で発表を行い、教育理念の確認及びその目標への達成度を検証することで、本学の教育の目的、それに向けた実行計画の進捗状況を全学で共有している。【資料2-2-5】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-2-1】平成28年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p40～p107) (資料F-5)
- ・【資料2-2-2】平成28年度 筑紫女学園大学院 学生便覧 (p19) (資料F-5)
- ・【資料2-2-3】筑紫女学園大学ホームページ（教育活動充実のための4つの方針）【資料1-3-14と同じ】
- ・【資料2-2-4】平成27(2015)年度 基本理念と教育目標【資料1-3-12と同じ】
- ・【資料2-2-5】平成27(2015)年度 基本理念と教育目標 発表会実施案内

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

・教育課程の編成方針に即した体系的な教育課程を編成しているか。

大学では平成27(2015)年度の教育課程において、学科・専攻のディプロマポリシーごとに科目を配置するカリキュラムツリーと併せて、開講する科目を学びの段階によって「基礎科目」「基幹科目」「発展科目」に区分して配置している。これにより、基礎的な知識の修得から、知識の深化、応用的能力の修得までを学年進行にあわせて段階的に行うことができるように、体系的な教育課程を編成している。【資料2-2-6】

大学院については、広い視野の獲得を目指した幅広い分野の科目群を修得できる学際性と専門領域について深い学びを修めることができる専門性の両立を目指した教育課程を編成している。具体的には、1年次の必修科目として、本学大学院研究科の持つ言語・文化、心理・福祉の領域について包括的に学ぶことができる「人間科学概論」を配置し、それぞれの研究分野に応じた学びができるような教育課程としている。また、同じく1年次の必修科目として研究に必要なスキルの習得、研究を行う上での倫理観の獲得を目的とした「研究基礎」を配置したうえで、「研究基礎」から「研究指導I、II」までの一貫した指導体制を構築し、修士論文の作成に向けて指導の充実を図っている。【資料2-2-7】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-2-6】平成28年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p40～p107) (資料F-5)【資料2-2-1と同じ】
- ・【資料2-2-7】平成28年度 筑紫女学園大学院 学生便覧 (p18) (資料F-5)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。・授業内容・方法などに工夫をしているか。 |
|---|

教授方法の改善を進めるための組織として、大学院設置基準第14条の3、大学設置基準第25条の3及び第42条の2、「筑紫女学園大学学則」（以下「大学学則」という）第50条の4及び「筑紫女学園大学教育開発センター規程」に基づき、「教育開発センター」を設置している。【資料2-2-8】

「教育開発センター」は、大学執行部会議構成員の中から選出されるセンター長とセンター員により構成され、本学における継続的な教育改善を推進し、大学教育の充実と発展に寄与するため、全学的な教育支援施策の企画及び開発を目的としている。具体的には、「大学執行部会議」が社会的動向及び本学の教育目的を踏まえて決定する「教育課程の編成方針」に基づき、「教育開発センター」のもと、事業の必要に応じワーキンググループを設置し、教職員協働によるFD活動に取り組んでいる。【資料2-2-9, 10】

授業内容や授業方法などの改善・向上の取り組みとして、過去5年間の取り組みは【表2-2-1】のとおりである。【資料2-2-11】

筑紫女学園大学

表2-2-1 FD活動一覧

平成27(2015)年度	WG 1	シラバスチェック及び学修行動調査によるカリキュラムの検証と授業外学修時間確保の検討
	WG 2	アクティブ・ラーニング形式の授業公開・授業参観
	FD研修会	「障害者差別解消法施行への対応 ー合理的配慮とは何かー」
		大学生の発達障害の理解と合理的配慮 (研修会プログラム資料一式)
		教育の質の保証とは ーシラバスチェックやアクティブ・ラーニング型授業参観を通してー
	シラバス作成説明会	
平成26(2014)年度	WG 1	授業外学修時間確保の検討
	WG 2	授業公開・授業参観の充実の検討
	FD研修会	「大人数・座学系科目における思考のアクティブ化」
		「教育から学習へ～主体的な学びを重視した大学教育への転換～」
	「大人数講義における軽負担のアクティブ・ラーニング ～ヒントとしての『橋本メソッド』～」	
平成25(2013)年度	WG 1	能動的な学生を育てる教育
	WG 2	基礎学力と学習意欲を高める学習支援
	FD研修会	「聴覚障がい学生支援について」
		「学生参加型の授業づくり」
		「授業公開・授業参観 報告発表」
	「学生参加型の授業づくりを目指して ・アクティブでオープンな学びへの誘い」	
平成24(2012)年度	WG 1	社会的職業的自立の具現化
	WG 2	授業評価アンケート結果の公表とフィードバック
	WG 3	初年次教育・入学前教育・リメディアル教育
	FD研修会	「学生の社会的・職業的自立の支援と授業との関係」
	FD研修会	「3つのポリシーに基づく内部質保証システムの構築」
平成23(2011)年度	WG 1	社会的・職業的自立に向けた支援体制の構築
	WG 2	授業評価アンケートの在り方
	WG 3	初年次教育 (リメディアル教育)
	FD研修会	「社会的・職業的自立のシラバスへの反映」

【エビデンス集 (資料編)】

- ・【資料2-2-8】筑紫女学園大学学則 第50条の4(資料F-3)
- ・【資料2-2-9】筑紫女学園大学教育開発センター規程【資料1-3-22と同じ】
- ・【資料2-2-10】FD研修会の開催について
- ・【資料2-2-11】平成27年度シラバスチェックについて (依頼)

・履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

本学では、単位制度の実質化を図るため、履修登録単位数の上限の設定及び授業外学修時間の確保への取り組みを以下のように工夫している。

(1) 履修登録単位数上限の設定【資料2-2-12, 13】

学修すべき科目を精選し、その科目について十分な時間を使って学修して内容を真に身につけることを目的に「筑紫女学園大学授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規」を定め、平成22(2010)年度より全学部全学年の学生に対して以下【表2-2-2】のとおり履修登録単位数制限（CAP）制度を設けるとともに、『学生便覧』に明示した。

表2-2-2 履修登録制限単位数

学部	学科・専攻	制限する単位数（年間）
文学部	日本語・日本文学科	48単位
	英語学科	
	英語メディア学科	
	アジア文化学科	
人間科学部	人間関係専攻	48単位
	人間形成専攻	50単位
現代社会学部	現代社会学科	48単位

※以下の科目は制限対象外

- ・卒業単位にならない科目（教職などの特別課程科目）
- ・卒業に必要な単位に含まれる学外で行う実習科目
- ・海外研修、留学での履修科目
- ・他大学での履修科目、資格による単位認定科目

(2) 授業外学修時間数の確保

① 『学生便覧』における授業外学修の必要性の明示【資料2-2-14, 15】

『学生便覧』において、授業外学修の意義や必要性を学生に周知したうえで、シラバスに授業外学修を具体的に指示する欄を設け、学生の授業外学修への取り組みを促している。

② 授業評価アンケートにおける授業外学修時間調査及び改善【資料2-2-16, 17】

学生の授業外学修時間の実態を把握することを目的に、平成25(2013)年度より授業評価アンケートの授業外学修時間に関する調査項目を時間数が把握できるように設定した。また、調査の結果を踏まえ、シラバスの記載方法を工夫するなどの具体的な改善に活かしている。

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表2-8】年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-2-12】筑紫女学園大学授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規
- ・【資料2-2-13】平成28年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p17) (資料F-5)
- ・【資料2-2-14】平成28年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p14) (資料F-5)
- ・【資料2-2-15】シラバス(Syllabus) 平成28(2016)年度 筑紫女学園大学/大学院 (資料F-12)
- ・【資料2-2-16】授業評価アンケート 授業外学修時間の経年変化
- ・【資料2-2-17】平成28(2016)年度 シラバス作成マニュアル (p11)

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

教育課程の改善・向上方策として、現在策定しているカリキュラムツリーを、今後さらに充実させていく。カリキュラムツリーは、学科・専攻から選出される教務委員及び教務部長並びに教務課長にて構成される「教務委員会」を中心に見直しを進めており、現在以下の改善点を検討している。【資料2-2-18】

- ・ディプロマポリシーと科目配置の関連の再検討
- ・関連する科目の整合性をチェック
- ・ナンバリングの実施

また、教授方法の改善・向上方策として、「教育開発センター」及び教務部との協働で、学生の主体的な学びを促すべく教授方法の工夫並びにシラバスのチェックなどを通じて、単位の実質化に取り組む。具体的には、「教育開発センター」を中心として、アクティブ・ラーニング型の授業及び関連する科目間、並びに同一科目間の授業公開・参観を実施し、能動的な学生を育てるための教授方法の質的転換を図る。【資料2-2-19, 20】

さらには、「授業評価アンケート」の結果を分析・活用とともに、シラバスの授業外学修の記載内容を点検及び改善することで、学生の授業外学修時間の実質的な増加へと繋げ、単位の実質化を進める。さらに、本学教職員が学外で行われるFD研修や各種セミナーへ積極的に参加し、他大学等の先進的事例研究・調査等を行うことにより、教育の質の向上へと繋げる。【資料2-2-21, 22】

- ・【資料2-2-18】筑紫女学園大学教務委員会内規
- ・【資料2-2-19】筑紫女学園大学教育開発センター規程【資料1-3-22と同じ】
- ・【資料2-2-20】筑紫女学園大学教務部規程
- ・【資料2-2-21】授業評価アンケート 授業外学修時間の経年変化【資料2-2-16と同じ】
- ・【資料2-2-22】平成28(2016)年度 シラバス作成マニュアル (p11)【資料2-2-17と同じ】

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

・教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

本学園は、建学の精神を堅持しつつ、時代の変化に柔軟に対応して将来ビジョンを具現化するために、平成 24(2012)年度から 5 ヶ年の中期計画「筑女プラン 2017」（以下「筑女プラン」という）を策定した。【資料 2-3-1】

学生への学修及び授業支援に関する方針・計画については、「筑女プラン」を策定するなかで、「教育」に関する方針や計画を明示している。また、前述【2-2-①】の通り「理念と目標」の発表会を実施することにより、学生への教育の支援体制について教職員間で共有している。【資料2-3-2】

本学では3ポリシーに加え、教育の質保証を実現するための本学独自の方針として確立した「総合的教育・学習支援の方針（Support Policy 以下「SP」という）」を掲げ、学習支援、キャンパスライフ支援、キャリア支援を柱とし、正課内外における教職員協働の支援の体制を整えている。【資料2-3-3】

実施体制については、「学校法人筑紫女学園管理運営規則」「学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則」及び各種委員会規程等に則り、各委員会及び各部署における実施体制を整備し、全学的に適切に運用している。教職員協働による学生への学修及び授業支援に関して、各委員会及び各部署による支援体制は次のとおりである。

【資料2-3-4 , 5】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-3-1】筑紫女学園「筑女プラン2017」ガイドブック【資料1-1-23と同じ】
- ・【資料2-3-2】平成27年度 「基本理念と教育目標」発表会について【資料2-2-5と同じ】
- ・【資料2-3-3】平成27(2015)年度 基本理念と教育目標 (p7)【資料1-2-3と同じ】
- ・【資料2-3-4】学校法人筑紫女学園管理運営規則
- ・【資料2-3-5】学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則

＜教務課＞【資料2-3-6～8】

履修や成績に関する相談をはじめ、各種窓口対応を担っており、毎年度、各学年の学科・コースごとに履修登録オリエンテーションを実施している。また、必修科目の出席状況を把握したうえでの学生指導を行うなど、学科・専攻の教員と協働で、学修及び授業支援を行っている。また、「教務委員会」や各種資格の課程委員会において、学生の学修及び授業などに関する情報について情報を共有し、連携を図りながら教職員協働で運営している。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-3-6】平成28年度 履修登録・オリエンテーション日程表及び健康検診日程表
- ・【資料2-3-7】「H28 前期 学生初動調査」について
- ・【資料2-3-8】筑紫女学園大学教務委員会内規【資料2-2-18と同じ】

＜教育開発センター＞【資料2-3-9】

本学における継続的な教育改善を推進し、大学教育の充実と発展に寄与するため、全学的な教育支援施策の企画及び開発を目的として設置している。また、本学での課題や社会情勢などを踏まえたうえで、「教育開発センター運営委員会」において、毎年度、取り組み項目を設定し、「教授会」でその方針が報告されるとともに、教職員協働で学生への学修支援及び授業支援を含めた教育方法の改善に取り組んでいる。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-3-9】筑紫女学園大学教育開発センター規程【資料1-3-22と同じ】

＜学習支援センター＞【資料2-3-10, 11】

学習支援センター員（教員）や学習支援課職員が学生からの学習に関する相談を受け、学生の正課授業への補習、授業外学修のサポート、学習意欲の向上に繋がるよう支援を行っている。また、平成30(2018)年度までの5ヵ年計画に基づき、以下のような取り組みを行っている。

(1) 入学前教育プログラム及びリメディアル講座プログラム【資料2-3-12, 13】

推薦入試合格者を対象とした「入学前教育プログラム」や正課内の授業の前段階の内容を再確認する「リメディアル講座プログラム」は、教職員協働により企画、運営にあたっている。

(2) ピアサポート学生の育成【資料2-3-14, 15】

「学習支援センター」内のピアサポート学生（以下「LCスタッフ」という）は、主に「学習支援」を軸として活動しており、そのLCスタッフの研修についても、学習支援センター員及び学習支援課職員との教職員協働により育成プログラムなどを展開することで、LCスタッフの育成及びLCスタッフを通しての学生支援を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-3-10】筑紫女学園大学学習支援センター規程【資料1-3-27と同じ】
- ・【資料2-3-11】学修支援センター（仮称）5ヵ年計画
- ・【資料2-3-12】「入学前教育プログラム」のご案内
- ・【資料2-3-13】「リメディアル講座プログラム」概要
- ・【資料2-3-14】LCスタッフ ピアサポートマニュアル
- ・【資料2-3-15】LCスタッフ 前期スケジュール予定

＜実習支援センター＞【資料2-3-16, 17】

「筑紫女学園大学実習支援センター規程」により、教員であるセンター長及びセンター員若干名、事務職員である実習支援課長及び実習支援課事務職員で組織され、教職員協働により国家資格・免許状の取得に関わる教育課程（以下「資格・免許課程」という）における学外実習及び自主学習を支援するとともに、学生の学外ボランティア体験への支援についての体制を整備し、適切に運営している。

また、円滑な運営を目的に「実習支援センター運営委員会」を設置し、教員であるセンター長、教務部長、学生部長及びセンター員、事務職員である事務長、教務課長、学生課長及び実習支援課長を構成員として、教職員協働によりセンターの事業計画及び運営方針などについて計画立案を行うことで、適切な方針・計画に添った運営を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-3-16】筑紫女学園大学実習支援センター規程【資料1-3-26と同じ】
- ・【資料2-3-17】年報第5号（p55～p74）

＜情報メディアセンター＞【資料2-3-18, 19】

情報機器・設備を管理し、本学教職員及び学生の教育・研究、事務及び学修に資することを目的としており、教職員協働で学修及び授業支援を行っている。

平成19(2007)年度より「筑女ネット」(LMS : Learning Management System)を導入した。スマートフォンなどのモバイル及び自宅パソコンによる授業外学修、コンピュータ演習室などの特別教室における対面授業の中で、「筑女ネット」によってサポートされている学習活動は以下のとおりである。

- ① インターネットを通じたデジタル教材の活用
- ② 教師による課題提示・授業内容のお知らせ、成績や指導管理
- ③ 学生による課題（レポート）提出
- ④ 教師と学生間のコミュニケーションの促進

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-3-18】筑紫女学園大学情報メディアセンター規程【資料1-3-20と同じ】
- ・【資料2-3-19】筑女ネットによってサポートされている学習活動の記録

＜国際交流センター＞【資料2-3-20】

本学の建学の精神に基づき、本学の教育と研究を世界的視野の中で行うことにより、国際化時代の要請に応え、国際社会で活躍できる人材の養成を図ることを目的としており、以下のような学修及び授業支援を教職員協働で行っている。

(1) 外国語学習支援【資料2-3-21】

教員と職員が連携しながら、海外研修、海外留学、TOEIC IPテスト、TOEIC対策講座、中国語検定試験などの外国語学習支援を行っている。海外研修や海外留学については、募集説明会、オリエンテーション、プレゼンテーション、事後報告会など、教職員で役割を分担し協働している。TOEIC IPテスト、TOEIC対策講座、中国語検定試験などの検定試験や講座については、各学科のニーズを踏まえ、オリエンテーションや日程を調整しながら実施している。

(2) 海外派遣留学生支援【資料2-3-22】

海外の大学へ派遣留学している学生に対しては、1ヶ月ごとに報告書の提出を義務付けている。この報告書から学生の意見や学修成果をくみ上げることで、学生個々の学修状況を詳細に把握し、指導の充実を図っている。

また、教員が務める国際交流センター長と職員の協働により、学生指導、カリキュラムの調整、次年度の見直しなどを実施することで、学生への学修及び授業支援の体制改善に反映している。

(3) 交換留学生の支援【資料2-3-23】

海外からの交換留学生全員に対して、授業開始から1ヶ月後を目処に、国際交流センター職員が、各授業の内容、学校生活、日本人学生との交流頻度、学生寮に対する満足度や要望をヒアリングしている。また、ヒアリング結果を国際交流センター長へ共有するとともに、授業に関わる要望については授業担当教員へ伝え、授業支援に繋げている。

本学からの交換留学生に対しては、就学支援に加え、学修している言語を現地で実際に運用する機会を増やすことで、学修動機及び効果の向上を図っている。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-3-20】筑紫女学園大学国際交流センター規程【資料1-3-21と同じ】
- ・【資料2-3-21】平成28年度 外国語学習支援年間予定
- ・【資料2-3-22】筑紫女学園大学海外留学規程
- ・【資料2-3-23】筑紫女学園大学海外学生交流プログラム規程

＜筑紫女学園大学附属図書館＞（以下「図書館」という）【資料2-3-24】

本学の掲げる教育及び研究の理念・目標を支えるための基盤的な機関として、多様な学術情報を収集・整理・保存し、利用者に対して迅速かつ的確に提供することを使命として

いる。

入学から卒業に至るまでの学生生活において、「図書館」の利用を促進することで、自主的な学習習慣を養えるよう、教職員協働のもと、以下のとおり学生の支援を行っている。

(1) 新入生オリエンテーション【資料2-3-25, 26】

新入生オリエンテーションでは、「図書館」に関する概要、大学生活における「図書館」の利用法について基本的な説明を行っている。また、世界を繋ぐ図書館の情報ネットワークなど、「図書館」としての魅力についてガイダンスを行っている。

(2) 「図書館」に関する利用指導【資料2-3-27】

1年次必修科目である「基礎ゼミナール」の授業内で、「図書館活用ハンドブック」を資料として、「図書館」に関する基礎知識や活用法、資料の検索方法（具体的にはOPAC利用法）などの実践的な利用指導を行っている。

また、上級生向けには、論文作成に必要となる文献の検索の方法、データベースの使い方、図書館間相互協力制度を活用した文献の取り寄せ方法ILL(Inter Library Loan)などの説明を行うことで、学習を支援している。

(3) ラーニングコモンズ設置（4号館図書館改修及び「学習支援センター」設置）【資料2-3-28】

平成26(2014)年9月、4号館図書館内に、教育学習環境の整備と学生の主体的学習の支援の場を提供することを目的として「学習支援センター」を設置した。

高度化、多様化する学生のニーズに対応するため、教職員協働のもと、学習方法及び学生生活の送り方に関するアドバイス、並びに主体的な学びのための正課外プログラムを行うことで、学生の充実した学修を支援している。

(4) データベース講習会

学生・教職員を対象として、各種データベースの講習会を年2回程度、実施している。電子化の急速な進展に合わせてガイダンス内容を厳選し、学生、教職員を対象別に、異なる内容で講習会を行っている。最新情報について紹介するとともに、活用方法について説明することで、学修支援及び授業支援の一助となっている。【資料2-3-29】

また、図書館カウンターに専門知識を有する司書を配置し、資料の探し方、読書相談、文献取り寄せなどの相談に随時対応している他、図書館ホームページにおける利用案内の掲載や、24時間利用可能なオンラインデータベースの提供、図書館専用のホームページ内のマイライブラリーを利用した新着図書の紹介などを行っている。

【資料2-3-30】

さらに、「図書館」が発行している図書館報「LIBRARY NEWS」では、「図書館」における活動の紹介やデータベース利用法などを掲載している。【資料2-3-31】

特に相談の多い内容については、平成27(2015)年度より「図書館活用ハンドブック」を改訂し、特定のテーマに関する文献、情報の探し方、調べ方の案内を分かり

やすく解説するとともに、図書館を積極的に活用できるよう支援している。【資料2-3-27】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-3-24】筑紫女学園大学附属図書館規程【資料1-3-19と同じ】
- ・【資料2-3-25】新入生オリエンテーションガイド2016 (p13)
- ・【資料3-4-26】新入生オリエンテーション2016 スライド資料
- ・【資料2-3-27】図書館活用ハンドブック
- ・【資料2-3-28】学習支援センターのご案内
- ・【資料2-3-29】『ジャパンナレッジLib』ガイダンス（データベース講習会）のお知らせ
- ・【資料2-3-30】図書館ホームページトップ画面
- ・【資料2-3-31】LIBRARY NEWS

・オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

本学では、オフィスアワー制度を全学的に実施し、非常勤講師を含むすべての教員がシラバスにオフィスアワーを記入するよう「シラバス作成マニュアル」に明記して義務付け、学生に周知している。【資料2-3-32, 33】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-3-32】シラバス(Syllabus) 平成28(2016)年度 筑紫女学園大学/大学院 (資料F-12)【資料2-2-15と同じ】
- ・【資料2-3-33】平成28(2016)年度 シラバス作成マニュアル (p14)

・教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。

本学では、「筑紫女学園大学大学院ティーチング・アシスタント規程」に基づき、大学院の学生が研究指導教員並びに授業担当教員の指導を受けて、学部の実験・実習・演習等の授業の教育補助業務を行うこととしている。また教務課では、授業資料の印刷、実験・実習科目の準備など行う職員を配置し、授業支援を行っている。【資料2-3-34, 35】

情報処理関連の能力は学生の学習歴により異なるため、1年次必修科目の「情報処理基礎演習」において、習熟度の高い上級生をSA (Student Assistant) として配置し、授業の補助を行っている。【資料2-3-36】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-3-34】筑紫女学園大学大学院ティーチング・アシスタント規程
- ・【資料2-3-35】教務課業務分掌
- ・【資料2-3-36】SA活動記録

・中途退学者、停学者及び留年者への対応策を行っているか。

中途退学理由は、主に経済事由や人間関係、体調不調、進路変更、学業不振などで、留年者の学業不振の理由もほぼ同様である。安易な退学希望や留年者抑止のためには、これらの理由発生を早期に把握し、相談業務を実施することが効果的であるという認識のもと、以下のとおり具体的な対応策を行っている。

(1) 学生初動調査【資料2-3-37】

必修科目における出席状況を教務課において把握し、欠席が多い学生の情報を所属学科に提供して、指導を依頼している。第一段階は履修登録欠席者の指導、第二段階は第1、2回目の授業欠席者への指導（1・2年生対象）、第三段階は成績不良者への指導を行う。

(2) 学部を超えた情報共有【資料2-3-38】

学籍異動は、各学科・専攻より選出された委員及び学生部長並びに学生課長により構成する学生委員会に諮ることとなっており、特に退学者の理由や事例は、学部を超えて情報共有している。それらの情報は、各学科・専攻においてその後の学生支援に活かされている。

(3) 相談体制の整備

退学希望者に対する対応は主に学生部で行っているが、共通の面談記録シート活用、複数人での対応、「学生カルテ」への記録による事務局間の情報共有体制整備など安易な休学・退学を未然に防ぐ取り組みを実施している。【資料2-3-39, 40】 また、1～3年生の各学科・専攻のクラスアドバイザー及び4年生のゼミ担当教員をアドバイザー教員として配置し、教員側の相談窓口となっている。【資料2-3-41】 アドバイザー教員は、学生課と連動して教職員間で学生の情報を共有するとともに、保護者とも連携して相談支援を行っている。【資料2-3-42】

学生に対する懲戒処分である停学については、学則や過去の事例などに基づき、厳正な審判を行っている。懲戒処分は学長により申し渡し、学生部長とアドバイザー教員による個別指導で十分な反省を促している。【資料2-3-43, 44】

留年者に対しては、新年度を迎える前にオリエンテーションを実施し、学科長及び教務委員並びにアドバイザー教員により成績や単位取得、履修についての指導を個別に行い、学習意欲の向上を促している。【資料2-3-45】

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表2-4】学部、学科別の退学者数の推移（過去3年間）

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-3-37】「H28 前期 学生初動調査」について【資料2-3-7と同じ】
- ・【資料2-3-38】筑紫女学園大学学生委員会内規
- ・【資料2-3-39】学生面談メモ

- ・【資料2-3-40】学生カルテ（トップ画面/就学情報/就職情報）
- ・【資料2-3-41】2016年度アドバイザー一覧
- ・【資料2-3-42】アドバイザー・ゼミ担当教員のための学生支援マニュアル
- ・【資料2-3-43】筑紫女学園大学学則 第49条（資料F-3）
- ・【資料2-3-44】筑紫女学園大学大学院学則 第45条（資料F-3）
- ・【資料2-3-45】オリエンテーションのお知らせ

・学生への学修及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備し、学修及び授業支援の体制改善に反映させているか。

学生への学修及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みとして、以下の取り組みを行っている。

(1) 学生による「授業評価アンケート」【資料2-3-46～48】

全科目を対象として学期ごとに実施し、その集計結果と自由記述を各授業担当教員にWeb上で公開し、改善方策などのコメントを付すよう義務付けている。また、学生に対しては、アンケートの集計結果と教員によるコメントをフィードバックしている。

大学全体としては、全ての科目をデータ分析した結果（総括）を教務委員会及び教授会において共有し、大学全体及び学部学科における課題等を把握することで、授業の質的向上へ反映させている。

(2) 学修行動調査【資料2-3-49～51】

教育開発センターは、平成27(2015)年度に初めて全入学生を対象に授業外学修時間、学習環境、学習に関する悩み等についての「学修行動調査」アンケートを実施した。そのアンケート結果を教職員へは教授会をとおして共有し、学生に対しては「筑女ネット」で公表している。浮き彫りとなった課題については「学習支援センター」で取り組んでいる「スキルアップ講座プログラム」のテーマ設定及びLCスタッフの活動及び学内の学習環境整備等へ反映させている。

(3) 学生生活実態調査【資料2-3-52】

学生生活全般について、全学生を対象にアンケート形式の調査を4年に1回実施しており、これまでに4回実施している。この調査は、学生の生活実態や大学への要望を正確に把握して過去の調査と比較・検討することで対策を立て、学生支援の向上に役立てることを目的としている。

(4) 大学院FDサンガ【資料2-3-53】

大学院生に対しては、主に研究生生活、授業方法、院生生活についての意見交換を目的とした「大学院FDサンガ」を実施し、授業支援及び学生支援の向上に反映している。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-3-46】授業評価アンケートのお知らせ（学生向け）
- ・【資料2-3-47】授業評価アンケート実施について（教員向け）
- ・【資料2-3-48】授業評価アンケート 実施マニュアル
- ・【資料2-3-49】授業評価アンケート 授業外学修時間の経年変化【資料2-2-16と同じ】
- ・【資料2-3-50】平成27(2015)年度 学修行動調査報告書
- ・【資料2-3-51】学修行動調査 結果公表の案内（学生向け）
- ・【資料2-3-52】スキルアップ講座プログラムの案内
- ・【資料2-3-53】2013年度 学生生活実態調査 報告書
- ・【資料2-3-54】H27 大学院FDサンガ 開催案内

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

学生への学修及び授業支援の改善・方策としては、様々な実施体制を整えているが、多様な学生のニーズに応えるべく、今後さらなる部門間における連携を図っていく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

≪2-4の視点≫

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

- ・単位認定、進級及び卒業・修了要件を適切に定め、厳正に適用しているか。

<大学>

単位認定の基準については、「大学学則」第5章、「筑紫女学園大学履修規程」第4章及び「筑紫女学園大学単位互換等に関する規程」に定め、「教務委員会」及び「教授会」で検討し、運用している。【資料2-4-1～3】

授業科目の単位認定は、シラバスに評価方法及び評価基準を記載し学生に明示している。成績評価の基準は「定期試験」「レポート」「小テスト等」「成果発表」「受講態度他」などの評価項目と割合を明記している。【資料2-4-4】

成績評価については、「秀（100点～90点）」「優（89点～80点）」「良（79点～70点）」

「可（69点～60点）」「不可（59点以下）」の5段階評価とし、「可」以上を合格として基準を明確化している。【エビデンス集（データ編）表2-6】

本学は進級を判定する制度を設けていないが、「筑紫女学園大学履修規程」第4条に「卒業論文」「卒業論文・制作」「卒業ゼミナール」について定めており、「専門ゼミナール・卒業ゼミナールの履修に関する内規」及び「卒業論文に関する内規」において、4年次必修科目の「卒業論文」「卒業ゼミナール」を履修する条件として「3年以上在籍し、卒業に必要な単位のうち90単位以上修得しておかなければならない」と規定している。【資料2-4-5～7】

「卒業論文」又は「卒業ゼミナール」はすべての学科・専攻において必修科目として設定されていることから、これを満たしていなければ、学生は4年次に進級できても卒業延期が確定する。また、現代社会学部の「専門ゼミナールⅠ・Ⅱ」の履修は、「2年以上の在学期間を満たしたうえ、卒業に必要な単位のうち60単位以上を修得しておかなければならない」と規定し、『学生便覧』に明記しているほか、毎年度始めに行われる履修登録オリエンテーションにおいて指導を行っている。【資料2-4-6, 8】

卒業要件については、「大学学則」第6章「卒業及び学位」に学科・専攻ごとに卒業要件を定め、『学生便覧』に明記したうえで厳正に適用している。【表2-4-1】【エビデンス集（データ編）表2-8】【資料2-4-9, 10】

卒業の認定については、「教授会」において審議することで厳正に行っている。【資料2-4-11】

表2-4-1 学科・専攻別卒業要件表

学部	学科	卒業単位数	在学期間
文学部	日本語・日本文学科	124単位以上	4年以上在学
	英語学科	124単位以上	4年以上在学
	英語メディア学科	124単位以上	4年以上在学
	アジア文化学科	124単位以上	4年以上在学
人間科学部	人間関係専攻	124単位以上	4年以上在学
	人間形成専攻	130単位以上	4年以上在学
現代社会学部	現代社会学科	124単位以上	4年以上在学

<大学院>

単位の認定については、「筑紫女学園大学院学則」（以下「大学院学則」）第4章、「筑紫女学園大学大学院履修規程」第7条から第14条の規程により運用している。【資料2-4-12～13】

授業科目の単位認定は、シラバスに評価方法及び評価基準を記載し学生に明示している。成績評価の基準は「定期試験」「レポート」「小テスト等」「成果発表」「受講態度他」などの評価項目と割合を明記している。【資料2-4-4】

成績評価については、「秀（100点～90点）」「優（89点～80点）」「良（79点～70点）」「可（69点～60点）」「不可（59点以下）」の5段階評価とし、「可」以上を合格として

基準を明確化している。

修了の要件として、「大学院学則」第5章において、「修士課程に2年以上在学し、必修科目を含む30単位以上を修得した上で、学位論文の審査及び最終試験に合格すること」と規定している。なお、「研究科委員会」が適当と認める場合、特定の研究課題についての研究の成果をもって学位論文に代えることができる。【資料2-4-14～17】

学位論文の審査・最終試験（口頭試問）は主査及び副査2名以上の研究指導担当教員により行い、修了の認定は「研究科委員会」で審議することで厳正に行っている。【資料2-4-18】

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表2-6】成績評価基準
- ・【表2-8】年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-4-1】筑紫女学園大学学則 第5章（資料F-3）
- ・【資料2-4-2】筑紫女学園大学履修規程 第4章
- ・【資料2-4-3】筑紫女学園大学単位互換等に関する規程
- ・【資料2-4-4】シラバス(Syllabus) 平成28(2016)年度 筑紫女学園大学/大学院（資料F-12）【資料2-2-15と同じ】
- ・【資料2-4-5】筑紫女学園大学履修規程 第4条
- ・【資料2-4-6】専門ゼミナール・卒業ゼミナールの履修に関する内規
- ・【資料2-4-7】卒業論文に関する内規
- ・【資料2-4-8】平成28年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p28) (資料F-5)
- ・【資料2-4-9】筑紫女学園大学学則 第6章（資料F-3）
- ・【資料2-4-10】平成28年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p49, p55, p61, p71, p77, p83, p89, p99, p105, p111) (資料F-5)
- ・【資料2-4-11】筑紫女学園大学教授会規程【資料1-3-5と同じ】
- ・【資料2-4-12】筑紫女学園大学大学院学則 第4章（資料F-3）
- ・【資料2-4-13】筑紫女学園大学大学院履修規程 第7条～第14条
- ・【資料2-4-14】筑紫女学園大学大学院学則 第5章（資料F-3）
- ・【資料2-4-15】筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程【資料1-3-6と同じ】
- ・【資料2-4-16】筑紫女学園大学大学院研究指導及び修士論文に関する内規
- ・【資料2-4-17】平成28年度 筑紫女学園大学院 学生便覧 (p25) (資料F-5)
- ・【資料2-4-18】筑紫女学園大学大学院学則 第6条（資料F-3）

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

今後、さらなる成績評価の厳格化を目指し、「教育開発センター」においてディプロマポリシーとカリキュラムの整合性の検証を行い、それに基づくシラバスの作成を行う。

さらに、成績評価のルーブリック策定や授業科目のナンバリングなどの向上方策を平成28(2016)年度より調査及び検討し、単位認定の基準をより明確化していく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

・インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。

＜正課教育を核としたキャリア教育の体制＞

本学では、「学士力」の仮定義において、社会的・職業的自立については、教育課程及びそれを構成する個々の授業科目の到達目標に落とし込んでおり、「基礎ゼミナールⅡ」「キャリアデザイン基礎」「ライフマネジメントⅠ」「ライフマネジメントⅡ」「キャリアインターンシップ」などの「ライフマネジメント」区分といった、勤労観や職業観の育成に係る科目のみならず、教育課程全体として養成するものであるとしている。【資料2-5-1】

正課教育における社会的・職業的自立のための能力・資質養成の位置づけは、学部により異なるが、特に、福祉職や教育職といった専門職養成を目的とする教育課程においては、カリキュラムの中に専門職としての意識向上や知識・技能の修得を目標とする実習関連科目を体系的に配置するとともに、その支援を担う実習支援センター等との連携を図ることで、キャリア教育を実現する体制としている。

既に述べたように、本学は「限らない〈いのち〉への目覚めをうながし、社会の中で自己を実現する人の育成を通して、新しい時代を創造する」ことを使命として掲げ、その実現のため、「教育」においては次のことに取り組むこととしている【資料2-5-2】

- ① 自己と向き合う場所を提供し、人間形成の基盤を確立する。
- ② 幅広い教養と多様な専門教育によって、一人ひとりの学生の自己実現を支援する。
- ③ 社会の諸問題を考え、解決に取り組む姿勢を育てる。

さらに、社会的・職業的自立に向け、卒業時に身につけるべき「学士力」を次のように仮定義し、正課内外でその涵養に向けた体制を整えている。【資料2-5-3】

- ① 自己と向き合い社会人として生きる力（倫理観・人間観、自己管理能力、チームワーク、市民としての社会的責任、健全な勤労観）
- ② 現代社会を生きる自己を実現する力（特定分野の知識・技能、自己にふさわしい

将来設計)

- ③ 社会の多様な問題を考えてアプローチしようとする力（統合的な学習経験と創造的思考力）、社会生活に必要な基礎的技能（コミュニケーション・スキル、情報リテラシー、論理的思考力、問題解決力）

こうした能力・資質は、正課教育のみならず、学生の自主活動も含めた学生生活全体を通して培われるものであることから、教育課程のみならず「キャリア支援」「学習支援」「キャンパスライフ支援」に関わる関連部署が連携し、支援している。

<進路支援委員会>【資料2-5-4】

進路支援委員会は、「筑紫女学園大学進路支援委員会内規」に基づいて、進路支援に関する事項を審議し、その円滑な執行を目的としている。学生部長を委員長とし、各学科委員と進路支援課長により構成しており、キャリア支援の方策と進路状況を共有することで、学科の教育目的や専門性を踏まえた対応・連携を可能としている。

<教育課程外におけるキャリアガイダンス>

学生へのキャリア支援は、「新入生オリエンテーション」、「進級時オリエンテーション」を計画的に実施するほか、以下のように節目節目で自己の生き方や卒業後の進路を見つめる機会を提供している。

① インターンシップ【資料2-5-5】

学生の勤労観・職業観を養うことを主な目的として、インターンシップの機会を提供している。派遣先と学生のマッチングは、九州インターンシップ推進協議会のコーディネートによるもののほか、平成27(2015)年度からは受入企業と本学の個別協定に基づく制度を設けて多様化を実現した。前者については、該当科目履修者で一定の要件を満たした者に対して単位認定を行っている。

専門職については、実習支援センターが福祉施設や教育機関での実習のほか、自主実習や見学の機会を提供している。

② 「筑女“めざめ”プロジェクト」【資料2-5-5】

平成26(2014)年度からは、主に「社会人基礎力」の養成及び在学中の就学意識の向上を目的として、学生の進路希望が多い金融、航空、観光・地域づくり、ブライダル業界の各企業と個別協定を締結し、課題解決型学習（PBL）を実施している。

③ 学生の自主活動への支援

学生の自己研鑽組織である「学生スタッフ」活動や各種ボランティア活動への支援など、学生がキャリアを形成するうえで有益な取り組みに対して支援を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-5-1】平成28年度 筑紫女学園大学 学生便覧（p42~p43, p64~p65, p92~p93）

(資料F-5)

- ・【資料2-5-2】平成27(2015)年度 基本理念と教育目標 (p4)【資料1-1-7と同じ】
- ・【資料2-5-3】筑紫女学園大学ホームページ (大学の使命 | 基本理念と教育目標)【資料1-1-8と同じ】
- ・【資料2-5-4】筑紫女学園大学進路支援委員会内規
- ・【資料2-5-5】筑女”めざめ”プロジェクト概要 (@黒川温泉)
- ・【資料2-5-6】インターンシップ及び「筑女 “めざめ” プロジェクト」参加状況

・就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

<事務局の体制>

在学中のキャリア形成に関する支援及び卒業後の具体的な進路決定に関わる支援は、「進路支援課」並びに「天神キャリアセンター」が担当し、職業安定法及び関係法令並びに「筑紫女学園大学学生職業紹介業務規程」に基づいて、人間平等と機会均等の原則により職業紹介の業務にあたっている。【資料2-5-7】

その他、入学前にキャリアを意識させる教育については学習支援課、専門職キャリアやボランティアの体験については実習支援課が担当し、進路支援課と連携して支援にあたっている。

<天神キャリアセンター>【資料2-5-8】

福岡市中心部の天神エリアに在学生及び卒業生の就職活動支援窓口として「天神キャリアセンター」を設け、進路相談や面接練習、書類の添削、求人受付・職業紹介などの業務を行っている。

<事務局職員等の配置状況>【資料2-5-9】

キャリアガイダンスに関わる4つの部署に配置した職員の状況は以下のとおりである。

- ① 進路支援課：職員8名（内、2名がキャリアカウンセラー）
- ② 天神キャリアセンター：業務委託者1名（産業カウンセラー及び臨床心理士）
- ③ 学習支援課：職員3名（内、1名がキャリアカウンセラー）
- ④ 実習支援センター：職員7名（6名が担当専門職に関する国家資格・免許を保有）

<学科担当制>【エビデンス集（データ編）表2-9】【資料2-5-10】

「進路支援課」では学科担当者を固定しており、就職活動の開始に際して全学生と個人面談を実施し、学生の背景や希望を把握したうえで相談・支援にあたっている。さらに、相談内容等については、基幹システム上の「学生カルテ」に登録し、クラスアドバイザーやゼミ担当教員と情報を共有している。

在学生の延べ相談件数は、平成26(2014)年度に進路支援課で約12,800件、天神キャリアセンターで約460件、平成27(2015)は進路支援課で約10,800件、天神キャリアセンターで約500件であった。

<相談環境>

「進路支援課」に隣接した資料コーナーには、プライバシーに配慮した個人面談ブースを4つ、就職活動に関わる情報・資料、パソコン5台、ドレスルーム、面接練習室を配置して学生の利用に供している。

<就職支援プログラム>

卒業前年度の後期からは具体的な進路選択を支援するため、以下のプログラムを実施している。重要なガイダンス等については、同一内容を複数回開催するほか、昼食時間の活用や3年生の必修科目の時間帯を避けるなど、学生の参加に配慮し開催している。平成28(2016)年2月には、就職支援プログラムを受講できなかった学生向けに、1日集中型で「就活ガイダンス（総集編）」を実施した。

① 就職活動の始動を意識させ就職活動の全体像を理解するプログラム【資料2-5-11, 12】

就職活動に臨む心構えやスケジュール、留意点を伝え、就職活動への不安解消や意欲の喚起を狙いとした「就活キックオフガイダンス」、「就活サイト活用」講座のほか、就職活動を終えた上級生が1年後輩の学生に就職活動の開始を意識づける「先輩ゼミ」、保護者のサポートを促す「保護者と学生のための就活ガイダンス」などを実施している。

② 採用試験報告集の発行【資料2-5-13, 14】

同窓会組織（紫友会）からの資金援助を受け、一般企業や施設の採用試験報告集『avenir』を作成するほか、教職課程生向けに『教師への道』を作成している。

③ 自己と向き合うための支援【資料2-5-11】

就職活動を前に自己と向き合う「自己分析」講座及び自己を表現し伝える「自己表現」講座を実施している。さらに、希望者には適性検査を実施し、臨床心理士・産業カウンセラーの有資格者による分析結果の解説とアドバイスを行っている。

④ 就職先を理解するための支援【資料2-5-11】

幅広い業界と多様な職種を概観する「業界研究セミナー」を実施したうえで、個別の「企業研究会・説明会」や「合同企業説明会」を開催している。また、福祉施設や教育機関については、ボランティア活動や施設見学に関する情報を収集し、学生に提供している。これら一連の就職活動の基盤をなす各種ガイダンスは、授業開講時間に開催するため、授業との時間重複が避けられず重要なものは複数回開催することとしている。

⑤ 筆記試験・採用試験対策【資料2-5-15, 16】

民間企業等の受験対策としては、SPI等の筆記試験の理解と自身の実力把握を行ったうえで、Web上で自主的に継続学習できるサービスを提供している。また、非言語系の対策として「就活の弱点克服」講座を開催している。

福祉系国家試験や教員採用試験の対策については、関連学科・専攻と実習支援センターが連携して対策講座を実施している。

⑥ その他の支援【資料2-5-11】

その他、就職支援の一環として「就活のスーツ・メイク」や「就活マナー・面接」などの講座を開講している。

また、教職に従事する学生に対しては、地元教育委員会や現場教員を招聘して赴任前研修を実施している。

<学校推薦制度>【資料2-5-17, 18】

「筑紫女学園大学一般企業就職に関する学校推薦に係る申合せ」及び「筑紫女学園大学専門職施設等の就職に関する学校推薦に係る申合せ」に基づき、適切に被推薦者を決定している。

<進学支援>【資料2-5-19】

大学院進学を希望する学生に対しては担当者を配置して相談及び助言体制を整えている。また、「大学院進学ガイダンス」を実施するとともに入学試験要項等を収集し、情報コーナーに配架して情報提供している。

さらに、学習支援センター主催の「スキルアップ講座」において、他大学大学院への進学支援として「英語で心理学を学ぼう（4年生向け）」を開講し、学習指導及び相談並びに助言を行っている。

<資格取得支援>

学生の希望進路分野に係る資格取得を支援するため、学内で各種の資格講座の開催、試験会場の誘致を行っている。これまで、公務員試験対策講座や秘書検定対策講座、旅行業務取扱管理者講座、簿記検定講座、サービス接遇検定などを開催してきたが、平成27(2015)年度からは航空系志望者のため「ANAエアラインスクール」を誘致したほか、平成28(2016)年度からはファイナンシャルプランナー講座、医療事務講座などを加え、幅広い分野へ進路を開拓するための機会を提供している。

<その他>【資料2-5-20】

また、外国人留学生や障がいを持った学生など特別な配慮が必要な学生についてもそれぞれ担当者を定め、「外国人留学生キャリアガイダンス」「障害学生キャリアガイダンス」などの特化したガイダンスを実施するほか、求人情報の収集や提供を行っている。

以上のような一連の支援に対する学生の評価として、卒業式当日に実施するアンケート結果を見ると、進路に関する主な相談相手として、「進路支援課スタッフ及び天神キャリアセンター職員」をあげた者の割合は、平成26(2014)年3月卒業生では23.1%、平成27(2015)年3月卒業生では22.0%、28(2016)年3月卒業生では30.1%となっている。また、進路支援課の印象について、「利用しやすい」と回答した者の割合は、平成26(2014)年3

月卒業生では79.3%、平成27(2015)年3月卒業生では78.0%、平成28(2016)年3月卒業生では52.4%となっている。

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表2-9】 就職相談室等の利用状況
- ・【表2-10】 就職の状況（過去3年間）

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-5-7】 筑紫女学園大学学生職業紹介業務規程
- ・【資料2-5-8】 平成28年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p165) (資料F-5)
- ・【資料2-5-9】 平成28年度 教職員一覧表
- ・【資料2-5-10】 学生カルテ（トップ画面/就学情報/就職情報）【資料2-3-40と同じ】
- ・【資料2-5-11】 平成27年度後期 3年生進路支援スケジュール
- ・【資料2-5-12】 「先輩ゼミ」スケジュール
- ・【資料2-5-13】 avenir 2015 就職活動のために
- ・【資料2-5-14】 教師への道
- ・【資料2-5-15】 CJ式SPI対策 登録方法 (Webによる学習サービス)
- ・【資料2-5-16】 年報第5号 (p57～p58)
- ・【資料2-5-17】 筑紫女学園大学一般企業就職に関する学校推薦に係る申合せ
- ・【資料2-5-18】 筑紫女学園大学専門職施設等の就職に関する学校推薦に係る申合せ
- ・【資料2-5-19】 スキルアップ講座プログラムの案内【資料2-3-52と同じ】
- ・【資料2-5-20】 平成27年3月 卒業式当日アンケート結果

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

自己分析や業界研究など、キャリア形成や就職活動に係る重要なガイダンスについて、授業との重複により受講できない学生に対して、同一内容で複数開催するなどの工夫を行っているものの、完全に受講保証できないケースも生じている。全学的に3年生・4年生対象の必修授業のない時間帯を設けることについて、平成28(2016)年度中の「進路支援委員会」及び教務部との協議を行う。

また、将来の進路に不安を感じる学生層に対する働きかけとして、「学生課」や「学習支援課」との連携を強化するとともに、平成28(2016)年度からは「筑女“めざめ”プロジェクト」の対象学年を1・2年生に移行する。

「天神キャリアセンター」については、平成28(2016)年度からガイダンス時に在学生への周知を強化するとともに、行政のサポート事業を受け入れることで更なる活用を促す。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

・学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価しているか。

本学では、学部・研究科並びに学科ごとの教育目的と専門領域に関連する資格・免許・検定の取得状況や就職状況に関する数値的目標を具体的に達成数値目標に掲げ、学生の学修状況・資格取得状況・就職状況を教授会に報告することで点検・評価活動を行っている。

さらに、「理念と目標」発表会において、学科・専攻ごとに達成状況を発表するとともに、その点検・評価結果を報告している。【エビデンス集（データ編）表2-10】【資料2-6-1】

「教育開発センター」では、平成27(2015)年度前期から1年生を対象に「学修行動調査」を実施している。この調査は、学生が学習への取り組みについて自身で点検することにより、主体的な学習態度及び学習習慣の定着を促し、自らの成長実感につなげることを目的としている。また、この調査により学生の学習への取り組み実態を把握し、能動的学修の促進に取り組んでいる。さらに、第1年次と第3年次に調査を実施することで、継続的に能動的学修が学修成果に及ぼす影響を検証し、学生の授業外学修時間の確保・向上についての取り組みを行っている。【資料2-6-2】

学生の学修状況については、学生による「授業評価アンケート」及び「学生生活実態調査」においても調査・把握を行っている。【資料2-6-】

【エビデンス集（データ編）】

・【表2-10】就職の状況（過去3年間）

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-6-1】平成27(2015)年度 基本理念と教育目標【資料1-3-12と同じ】
- ・【資料2-6-2】平成27(2015)年度 学修行動調査報告書【資料2-3-50と同じ】
- ・【資料2-6-3】授業評価アンケート 授業外学修時間の経年変化【資料2-2-16と同じ】
- ・【資料2-6-4】2013年度 学生生活実態調査 報告書【資料2-3-53と同じ】

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

・点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

本学では平成25(2013)年度より、学生による「授業評価アンケート」の結果を授業改善へ積極的に改善することを目的として、従来行ってきたマークシート方式からWebを利用した方式へと変更した。それに合わせて、授業評価アンケート結果とその結果に対する教員の改善計画などのコメントを当該授業の受講学生に対してフィードバックすることとした。アンケートは、Web化したメリットを活かして、ほぼリアルタイムで教員に対して結果をフィードバックしている。授業評価アンケートに関する過去4年間のデータは【表2-6-1】のとおりである。【資料2-6-5～7】

表2-6-1 授業評価アンケートデータ

	平成24(2012) 年度 ※1	平成25(2013) 年度	平成26(2014) 年度	平成27(2015) 年度
学生の回答率	80.8%	65.9%	56.4%	54.8%
自由記述記入件数	—	7678件	8,881件	9,335件
100字以上の記入件数	—	424件	641件	743件
教員コメント フィードバック件数	—	883件	952件	835件

※1 平成24(2012)年度はマークシートによる調査方式

上記のとおり、Webシステム方式に変更したことで学生のコメント記入件数、中でも100文字を越す長文での記入は大幅に増えている。これは、これまでは学生による教員の一方的評価でしかなかった授業評価アンケートが、教員と受講学生とのコミュニケーションツールとしての役割を持ち得たことを示している。【資料2-6-8】

「教育開発センター」では「学修行動調査」を実施し、回答結果はWebシステムを用いて教職員へ報告した。さらに、結果報告書を作成し全教員へ配布することで、教育方法、学修指導の改善へと繋げた。学生へはWebシステムにて公表し、「スキルアップ講座」の受講や「学習支援センター」による学習相談の利用について、掲示や成績通知書送付時の同封文書にて促した。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-6-5】 授業評価アンケートのお知らせ（学生向け）【資料2-3-46と同じ】
- ・【資料2-6-6】 授業評価アンケート実施について（教員向け）【資料2-3-47と同じ】
- ・【資料2-6-7】 授業評価アンケート 実施マニュアル【資料2-3-48と同じ】
- ・【資料2-6-8】 授業評価アンケート 教員コメント
- ・【資料2-6-9】 学修行動調査 学内共有画面
- ・【資料2-6-10】 学修行動調査 結果公表の案内（学生向け）【資料2-3-51と同じ】
- ・【資料2-6-11】 スキルアップ講座プログラムの案内【資料2-3-52と同じ】

- ・【資料2-6-12】学習支援センターご存知ですか？（成績通知書同封文書）

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成状況の評価とフィードバックの改善・向上方策については、多様な点検・評価活動を実施しているものの、全般的に教員個々の改善に委ねている面が多いため、今後は、「教育開発センター」を中心に組織的な改善につなげて行くこととする。

特に、学生による「授業評価アンケート」については、実施方法をWebシステム方式にすることによって回答率が従来よりも低下した。回答率の向上に向けて、実施方法を再検討するとともに、アンケートの結果が授業の改善につながることを実感させることによって、学生のアンケートの回答意欲を高めていく。

平成27(2015)年度に実施した「学修行動調査」の結果は、学生の「学習支援センター」利用を促すに留まり、教員による学生への学修指導改善までには繋がっていない。今後は、アンケート結果と学修成績との関係性を検証し、能動的学修の促進、学生の授業外学修時間の確保・向上に繋がる教育方法の改善などへ具体的に取り組んでいく。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

- ・学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させているか。
- ・学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等を適切に行っているか。

学生生活全般を支援する組織として、本学では「筑紫女学園大学学生部規程」に基づき、学生部を置いている。学生部は、学長が本学の専任教員から委嘱する学生部長を長として、「学生委員会」「アドバイザー」「学生健康センター（保健室・学生相談室）」、事務局としては「学生課」などにより組織されており、総合的學生生活支援、学生サービス、厚生補導等を担い、適正に機能している。【資料2-7-1】

<学生委員会> 【資料2-7-1, 2】

「学生委員会」は、「筑紫女学園大学学生部規程」第6条により学生部長の任務を補佐するための機関として設置され、学生部長を委員長とし、各学科・専攻から選出された教員1名、学生課長により構成している。具体的な運営は、「筑紫女学園大学学生委員会内規」に基づいて行われ、その目的は「本学の学生生活全般の厚生補導等に関する事項について審議し、学生部所管業務の円滑な執行を図ること」となっている。

「学生委員会」は原則として月1回開催され、学生生活全般に係る諸事項、学籍異動、厚生補導、奨学金に関する事項、学生寮に関する事項、学事日程の決定、入学式・卒業式・新入生オリエンテーション等の学校行事運営などに関して審議を行い「教授会」及び「研究科委員会」に対し提案又は報告を行うとともに、重要事項については「大学執行部会議」へ付議している。また、不正行為等の問題が生じた場合には、臨時の委員会を開催し、学生への懲戒処分等の決定を行っている。

<アドバイザー> 【資料2-7-3, 4】

学生指導の円滑徹底を図るため、「筑紫女学園大学学生部規程」第3条に基づき、各クラス及びゼミナール単位で1名、学長から委嘱を受けた専任教員をアドバイザーとして配置している。アドバイザーは学生の履修方法、成績、交友関係、健康、経済状況、進路等についての相談を受け、学生部長や担当部署とも連携し、適切な助言を行い、きめ細やかな学生サービスに繋げている。

<学生健康センター（保健室・学生相談室）> 【表2-12】

本学は、「筑紫女学園大学学生健康センター規程」に基づき保健室と学生相談室からなる「学生健康センター」を置いている。「学生健康センター」はセンター長、学生相談室長、保健室職員、カウンセラーで組織されている。また、「学生健康センター」構成員に学生部長、学生課長を加えた運営委員会を置き、保健室と学生相談室、学生課の情報共有など学生の心身の健康支援や生活支援を行っている。【資料2-7-5】

保健室は、保健師2名（専任1名、派遣1名）が勤務し、日々の健康相談、応急処置、医療機関への橋渡しなど身体的な支援を主に行っている。保健室、学生課窓口における相談業務の中で、心的支援が必要と判断する学生に対しては、学生相談室へ繋ぐ役割も果たしている。【資料2-7-6】

学生相談室は、学生の心的支援を主に行っている。近年は対人関係、精神保健、性格・生き方等の悩みを持つ学生が多く、学生相談室長（心理を専門とする専任教員を任命）を助言者として、臨床心理士の資格を持つカウンセラー3名（非常勤職員）によるカウンセリングなどを通じ、より良い学生生活を送るための支援を行っている。【資料2-7-6】

<学生課>

主として学生指導、学生厚生、宗教教育の業務を通して学生支援を担当している。具体的には、学籍情報の管理や奨学金・安全対策・保険（学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険）・スクールバス運行などの福利厚生、学園祭やサークル活動などの課外活動に関する支援を行っている。【資料2-7-2, 7】 また、「学生課」には「学生健康センター」「国際交流センター」「和敬寮（学生寮）」の職員も所属しており、連携して

広く学生生活全般を支援している。【資料2-7-6】

<障がい学生支援体制>

本学では、平成28(2016)年度4月1日施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）に対応するため、平成27(2015)年度に学部長会（現、執行部会議）のもと、「障がいのある学生への『合理的配慮』準備委員会」を設置した。また、上記委員会にて平成28(2016)年4月に各種規程の改正及び制定を行い、障がい学生支援体制の整備を図るとともに、新体制での運営を開始した。【資料2-7-8, 9】

具体的には、障がい学生支援は全学体制で実施するが、直接的な窓口として「障がい学生支援室」を学生の学習・学生支援を円滑かつ適切に行うことを目的としている「学習支援センター」のもとに設置する計画である。【資料2-7-10～11】

「障がい学生支援室」は、障がいのある学生に対して入学前相談、具体的な支援・相談への対応、学生生活環境の整備などを行う。また、教職員及び関係部署、並びに支援者間で、適切に連携して支援するための調整を行うとともに、障がいのある学生支援に関する研修や啓発活動を実施する。【資料2-7-12】

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表2-12】学生相談室、医務室等の利用状況

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-7-1】筑紫女学園大学学生部規程
- ・【資料2-7-2】筑紫女学園大学学生委員会内規【資料2-3-38と同じ】
- ・【資料2-7-3】2016年度アドバイザー一覧【資料2-3-41と同じ】
- ・【資料2-7-4】アドバイザー・ゼミ担当教員のための学生支援マニュアル【資料2-3-42と同じ】
- ・【資料2-7-5】筑紫女学園大学学生健康センター規程【資料1-3-24と同じ】
- ・【資料2-7-6】平成28年度 教職員一覧表【資料2-5-9と同じ】
- ・【資料2-7-7】平成28年度前期 スクールバス運行時刻表
- ・【資料2-7-8】筑紫女学園大学合理的配慮に関する申し合わせ
- ・【資料2-7-9】筑紫女学園大学における障がいのある学生支援に関する方針
- ・【資料2-7-10】筑紫女学園大学学習支援センター障がい学生支援室内規
- ・【資料2-7-11】筑紫女学園大学学習支援センター規程【資料1-3-27と同じ】
- ・【資料2-7-12】筑紫女学園大学障がい学生支援委員会内規

・奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

<奨学金・特待生制度>

本学では、「筑紫女学園育英奨学金給付規程」「筑紫女学園大学奨学金に関する規程」に基づき、経済的理由により修学が困難で学力・人物ともに優れた者に対して学資を給付して学業継続を支援することを目的とした奨学金制度を整備し、適切に支援を行っている。

「筑紫女学園育英奨学金」は1年間の授業料及び施設設備費並びに教育充実費の合計額

筑紫女学園大学

全額を給付、「筑紫女学園大学奨学金」は年間授業料の半額を給付している。【資料2-7-13, 14】 上記奨学金の採用選考は、「学生委員会」において行い、申請者の家計状況と学業状況を適正に審査し、「教授会」の議を経て、学長が決定している。【資料2-7-13, 14】

また、成績優秀な学生の更なる勉学の奨励を目的として「筑紫女学園大学特待生に関する規程」に基づく入学試験成績優秀者を対象としたA特待生・B特待生、2年次以降の成績優秀者を対象としたC特待生制度も整備している。採用選考は、A特待生・B特待生は「入試委員会」、C特待生は「学生委員会」において行い、各特待生の継続については「学生委員会」で審査し、「教授会」の議を経て学長が決定している。【資料2-7-15】

さらに、本学以外の外部団体が主催する各種奨学金の告知・手続きに関する支援も平行して行っており、外部団体奨学金の利用状況は【表2-7-1～2】のとおりである。

なお、経済的支援を目的に、平成29(2017)年度の入学生及び在学学生を対象とした新しい特待生制度並びに奨励生制度の導入を現在、検討中である。

表2-7-1 平成27(2015)年度 日本学生支援機構奨学生数 (平成27年7月1日現在)

	大学				大学院	合計
	1年生	2年生	3年生	4年生		
第一種	127	106	124	87	0	470
第二種	214	225	244	232	0	956
計	341	331	368	319	0	1,426
学生数	587	611	622	667	13	2,636
平均値	58.09%	54.17%	59.16%	47.83%	0.00%	54.10%

※第一種・第二種併用貸与者有のため、延べ人数で算出。

表2-7-2 その他の奨学金 (平成27年7月1日現在)

筑紫女学園大学同窓会「紫友会」奨学金	2名 (4年生)
ニビキ育英会	2名 (1年生1名、3年生1名)
交通遣児育英会	1名 (3年生)
あしなが育英会	1名 (3年生)
北田奨学会	1名 (2年生)
北九州市奨学資金	1名 (2年生)
長崎県育英会	2名 (2年生1名、4年生1名)
宮崎県育英資金	1名 (4年生)
延岡市育英会	1名 (3年生)
大分県奨学会	1名 (1年生)
熊本市奨学金	1名 (2年生)
湯前町奨学生	1名 (3年生)
岡田甲子男記念奨学財団	2名 (1年生2名)

＜校納金減免制度＞

本学独自の校納金減免制度として、「姉妹等校納金減免」と「大学院進学奨励金」を設けている。

「姉妹等校納金減免」は「筑紫女学園大学姉妹等校納金減免規程」に基づき、同一生計に属する者が重複して在学する場合、経済的負担を軽減し、学生の修学を支援することを目的として、2人目以降の年間施設設備費の半額（10万円）を減免している。【資料2-7-16】

「大学院進学奨励金」は、「筑紫女学園大学大学院進学奨励金に関する規程」に基づき本学の卒業生に対して筑紫女学園大学大学院への進学を奨励することを目的として、1名に対し5万円を給付している。【資料2-7-17】

＜学長表彰・激励金＞【資料2-7-18】

課外活動等に対する経済的支援として、「筑紫女学園大学学生の表彰に関する内規」に基づき、課外活動や国際的または全国規模の競技会及び学術文化活動等において優秀かつ顕著な成績を収めた者に対し、激励金や学長表彰として賞金及び記念品を贈呈している。

＜通学費支援＞【資料2-7-19】

通学時の経済支援として、スクールバスを西鉄太宰府駅ー本学間及びJR二日市駅ー本学間において、公共交通機関のバス料金より安価な運賃設定で運行している。

＜住居費等の支援＞【資料2-7-20】

学生の住居費等の経済支援として、本学は学生寮である「和敬寮」を設置し、日常の通学が困難な学生を対象に受け入れている。舎費は周辺の学生マンションの家賃より安価に設定し、また、食事については、栄養バランスの取れたメニューを安価で提供している。

＜学生生活費支援（食堂・売店）＞【資料2-7-21】

学内に2箇所の食堂（SMILE・PLUM café）及び売店（Lotus）を設置している。いずれも「大学生生活協同組合福岡インターカレッジコープ」が委託運営をしており、外部店舗より比較的安価で食事の提供や飲食品・文具・書籍（教科書）などの販売を行っている。

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表2-13】 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）
- ・【表2-26】 学生寮等の状況

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-7-13】 筑紫女学園育英奨学金給付規程
- ・【資料2-7-14】 筑紫女学園大学奨学金に関する規程
- ・【資料2-7-15】 筑紫女学園大学特待生に関する規程
- ・【資料2-7-16】 筑紫女学園大学姉妹等校納金減免規程
- ・【資料2-7-17】 筑紫女学園大学大学院進学奨励金に関する規程
- ・【資料2-7-18】 筑紫女学園大学学生の表彰に関する内規
- ・【資料2-7-19】 平成28年度前期 スクールバス運行時刻表【資料2-7-7と同じ】

- ・【資料2-7-20】筑紫女学園大学学生寮規則
- ・【資料2-7-21】キャンパスマップ（資料F-8）

・学生の課外活動への支援を適切に行っているか。

本学は、学生が本学の建学の精神に則り、互いによく親和し教養豊かな人格を磨きあうよう努めることを目的として、必要な事項を「筑紫女学園大学課外活動等に関する規程」に定め、学生の課外活動への支援を適切に行っている。【資料2-7-22】

「筑紫女学園大学学友会会則」に基づき、部・同好会には教育職員による顧問を置き、学生の課外活動について指導・助言を行う体制を整えている。また、健全な会計管理を支援するため、会則により学友会費の使用には顧問の教員、学生部長の承認が必要としている。さらに、会計監査委員を学生課長とし、学生部長に報告している。【資料2-7-23】

「学生課」では、文化本部長及び体育本部長より提出される各部・同好会の施設利用の管理や部費等の出納伝票のチェック、学友会本部の活動補助、学校行事などにおける各部・同好会の活動の場の創出などを支援している。

また、「筑紫女学園大学学生チャレンジプロジェクトに関する規程」に基づき、社会で求められる多様な人間力を育成することを目的とした取り組みを行っている。これは、「キャンパス活性化部門」「地域貢献部門」の2部門において、学生にプロジェクトの応募を働きかけ、プロジェクトの計画立案、予算の計画管理、審査におけるプレゼンテーション、プロジェクトの準備実施、プロジェクト終了後の振り返りや報告会実施に至るまで、学生課職員が学生支援における適切な距離間と教育的観点を持ち支援している。【資料2-7-24】

さらに、ボランティア活動についても、「実習支援センター」において情報及び支援を一元管理し、学生の課外活動への支援を適切に行っている。【資料2-7-25】

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表2-14】学生の課外活動への支援状況（前年度実績）

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-7-22】筑紫女学園大学課外活動等に関する規程
- ・【資料2-7-23】筑紫女学園大学学友会会則
- ・【資料2-7-24】筑紫女学園大学学生チャレンジプロジェクトに関する規程
- ・【資料2-7-25】年報第5号（p67～p74）

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

・学生サービスに対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生サービスの改善に反映しているか。

本学では学生の意見をくみ上げるシステムとして、以下の取り組みを行い、学生サービスの改善に反映している。

＜学生生活実態調査＞【資料2-7-26 , 27】

学生生活全般について、学部生を対象にアンケート形式の調査を4年に1回実施しており、これまでに4回実施している。この調査は、学生の生活実態や大学への要望を正確に把握して過去の調査と比較・検討することで対策を立て、学生支援の向上に役立てることを目的としている。

＜全学協議会＞【資料2-7-28 , 29】

学部学生の意見を出来る限り反映させるため、大学教職員の代表者と学生の代表者間で協議の場を持つことを目的とし、「筑紫女学園大学全学協議会内規」に基づき、年に1回協議の場を設けている。大学側の代表者は、学長をはじめとする大学執行部会議構成員と学生部長、学生課長、学生課員で構成され、学生側の代表者は、学友会長をはじめとする学友会役員、体育本部長、文化本部長、学園祭実行委員長から構成されている。広く学生の意見を聞き、学生サービス改善に役立つ協議会として機能している。

＜大学院FDサンガ＞【資料2-7-30 , 31】

大学院生に対しては、主に研究生活、授業方法、院生生活についての意見交換を目的とした「FDサンガ」を実施し、授業支援及び学生支援の向上に反映している。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-7-26】学生生活実態調査 実施案内
- ・【資料2-7-27】2013年度 学生生活実態調査 報告書【資料2-3-52と同じ】
- ・【資料2-7-28】筑紫女学園大学全学協議会内規
- ・【資料2-7-29】全学協議会の報告（2015年）
- ・【資料2-7-30】H27 大学院FDサンガ 開催案内【資料2-3-54と同じ】
- ・【資料2-7-31】H27 大学院FDサンガ アンケート

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

学生生活の支援充実のためには、学生ニーズの把握や学生の資質の変化を十分に認識しておく必要があり、これまで行ってきた「学生生活実態調査」及び「全学協議会」並びに「大学院FDサンガ」の内容を改善しながら継続的に実施していくことが効果的な手段であると考えられる。

「学生生活実態調査」に関しては、平成29(2017)年度に実施を予定しており、平成28(2016)年度末を目処にアンケート設問数の圧縮やWeb利用などによる回答率の向上を目指す。さらに回答率を上げることによって、より多くの学生の意見を収集することで、学生支援の改善や向上方策の検討材料に繋げる。

「全学協議会」に関しては、学友会本部が学生主体で行うアンケートの実施方法を見直し、より多くの意見を回収することができるよう、学科やクラス単位での実施や教員の協力が得られる方法を検討する。

障害のある学生の支援体制については、事務職員も含めた全学的なFD研修の実施や外部

団体が実施する研修への参加を推奨するなど、教職員の知識・技術の向上を図る。また、現在、学内の基幹システムを利用して学生の各種情報を一元管理している「学生カルテ」の活用方法の改善について、「学生委員会」を中心に平成28(2016)年度中に検討していく。本学においても、経済的理由のために休学や退学を余儀なくされる学生も増加傾向にある。緊急採用的な奨学金制度の充実や新たな特待生制度、奨励金制度の構築について、学生部を中心に平成28(2016)年度中に検討・改善していく。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

- ・学位の種類及び分野に応じて、必要な各学科の専任教員を確保し、適切に配置しているか。

本学の専任教員数は、大学設置基準を満たしたうえで各学部・学科等の教育課程及び特色を鑑み、教育目的及び教育課程に即して配置している。【表F-6】 【資料2-8-1】

また、教職課程をはじめとする各種免許及び資格の必要教員数及び教員として必要な資格要件についても、それぞれ満たしている。

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表F-6】 全学の教員組織（学部等）
- ・【表F-6】 全学の教員組織（大学院等）

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-8-1】 平成28年度 教職員一覧表

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

- ・教員の採用・昇任の方針に基づく規程を定めて、かつ適切に運用しているか。

本学では教員の採用・昇任に関しては、「大学執行部会議」において策定している大学全体の人事計画に基づき、教育研究の基本的な組織単位である学科・専攻からの要請が反映できるよう規程や手続きを定めて運用を行っている。

専任教員の採用・昇任については、「筑紫女学園大学教育職員の任用に関する規程」「筑紫女学園大学教育職員の任用申請及び候補者選定の手続き要領」「筑紫女学園大学教育職員資格審査委員会内規」などの本学諸規則に則って適切に行っている。【資料2-8-2～4】

大学院担当教員は、「筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程」「筑紫女学園大学大学院担当教育職員選考規程」に則って適切に行っている。【資料2-8-5～7】

教員の履歴や業績などを記載した「教員個人調書」については、毎年全専任教員に対して更新作業及び提出を求めている。また、教員の業績については、本学ホームページにて教員情報を情報公開している。【資料2-8-8, 9】

教員の教育能力の資質向上については、「教育開発センター」を設置し、毎年度課題を設定したうえで、全学的に取り組んでいる。【資料2-8-10】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-8-2】筑紫女学園大学教育職員の任用に関する規程
- ・【資料2-8-3】筑紫女学園大学教育職員の任用申請及び候補者選定の手続き要領
- ・【資料2-8-4】筑紫女学園大学教育職員資格審査委員会内規
- ・【資料2-8-5】筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程【資料1-3-6と同じ】
- ・【資料2-8-6】筑紫女学園大学大学院担当教育職員選考規程
- ・【資料2-8-7】筑紫女学園大学大学院担当教育職員選考に関する内規
- ・【資料2-8-8】教員個人調書 更新依頼
- ・【資料2-8-9】筑紫女学園大学ホームページ（教員情報 | 情報公表）
- ・【資料2-8-10】筑紫女学園大学教育開発センター規程【資料1-3-22と同じ】

・専任教員の年齢のバランスがとれているか。

本学の専任教員91名の年齢構成は【表2-8-1】のとおりであり、全体的に偏りなく配置している。【エビデンス集（データ編）表2-15】

表2-8-1 年代別教員数

学部	学科・専攻	40歳代以下	50歳代	60歳代以上
文学部	日本語・日本文学科	3	6	2
	英語学科	2	5	4
	英語メディア学科	1	1	3
	アジア文化学科	2	3	4
人間科学部	人間科学科人間関係専攻	7	8	2
	人間科学科人間形成専攻	3	7	8
現代社会学部	現代社会学科	9	7	4

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表2-15】専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

- | |
|--------------------------------------|
| ・教養教育を行うための組織上の措置及び運営上の責任体制が確立しているか。 |
|--------------------------------------|

本学は仏教精神に基づく人間教育を建学の精神として掲げており、使命における教育の取り組みを次のように定義している。【資料2-8-11】

1. 自己と向き合う場所を提供し、人間形成の基礎を確立する。
2. 幅広い教養と多様な専門教育によって、一人ひとりの学生の自己実現を支援する。
3. 社会の諸問題を考え、解決に取り組む姿勢を育てる。

この取り組みを達成するために、本学では各学部・学科の専門教育の基盤として文学部、人間科学部、現代社会学部に「現代社会を生きるうえで必要とされる、ものの見方や考え方および知識・技能を獲得する。」を目的とした教養教育として共通科目群を設定し、「共通科目運営委員会」を設置している。【資料2-8-12】

平成27(2015)年の教育課程の改訂において、共通教養教育の重要性に鑑み、共通教養教育科目群を以下のとおり再構築した。

A. 共通科目で修得をめざす能力・技能を次のように明確化した。【資料2-8-13】

- (1) 自己と向き合い、人としての在り方や生き方について考える力を育てる
- (2) 人に学び、人とのつながりの中で、人生を豊かに作りあげる
- (3) 社会の諸問題を考え、自分の意見を人に伝えるための技術を身につける

B. 目的に応じた科目群の配置【資料2-8-13】

共通科目群をその目的に応じて上記の3つに分類し、それぞれに科目を配置することで、共通科目の教育体系をカリキュラムツリーとして明示した。このカリキュラムツリーは『学生便覧』に掲載することで、学生へ周知を行っている。配置した科目群は以下のとおりである。

- (1) 自己と向き合い、人としての在り方や生き方について考える力を育てる
この科目群に「仏教」と「女性」に関する科目を配置している。
- (2) 人に学び、人とのつながりの中で、人生を豊かに作りあげる
この科目群に「基礎ゼミナール」「ライフマネジメント」「健康・スポーツ」に関する科目を配置している。

- (3) 社会の諸問題を考え、自分の意見を人に伝えるための技術を身につける
この科目群に「語学」「情報」「一般教養」の科目を配置している。

C. 卒業要件における共通科目の比重を増やした。

平成27(2015)年度以降、【表2-8-2】のとおり、卒業要件における共通科目の比重を増やした。

表2-8-2 卒業要件に必要とする共通科目の単位数

学部・専攻	平成26(2014)年以前	平成27(2015)年以降
文学部	26単位以上	32単位以上
人間科学部 人間関係専攻		34単位以上
人間科学部 人間形成専攻	24単位以上	
現代社会学部 ※		32単位以上

※現代社会学部は平成27(2015)年度開設

全学的に展開される共通科目の運営を担う「共通科目運営委員会」は、各学科・専攻から選出された委員及び教務部長並びに教務課長から構成されており、「共通科目」群の編成及び履修方法並びに担当教員の配置・委嘱に関する審議検討及び計画立案といった運営全般を管轄している。なお、管轄する分野が多岐にわたることから、これらの学科・専攻の委員とは別に「共通科目」の専門分野ごとに代表となる教員を定め、委員会への出席も含めて適宜調整を図っている。【資料2-8-12】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-8-11】平成27(2015)年度 基本理念と教育目標 (p4) 【資料1-1-7と同じ】
- ・【資料2-8-12】筑紫女学園大学共通科目運営委員会内規
- ・【資料2-8-13】平成28年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p42~p43, p64~p65, p92~p93)
(資料F-5) 【資料2-5-1と同じ】

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

教員の配置については、大学設置基準の要件を満たしたうえで、学部・学科の教育目的及び教育課程に即し、学生数に応じて教育の質を保証するべく、十分な教員数を確保しつつ、全学的にバランス良く配置している。

教員の職能開発については、今後も教育開発センターを中心に多様な学生への対応をはじめとする教授法の組織的改善に取り組んでいく。

学生の多様により教育や指導への教員の負担が増加する傾向にあるため、教員の業務が多様化・煩雑化している。今後は、教員の特徴を活かした業務分担や負担軽減を目的として、教員業績評価制度の導入を検討する。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

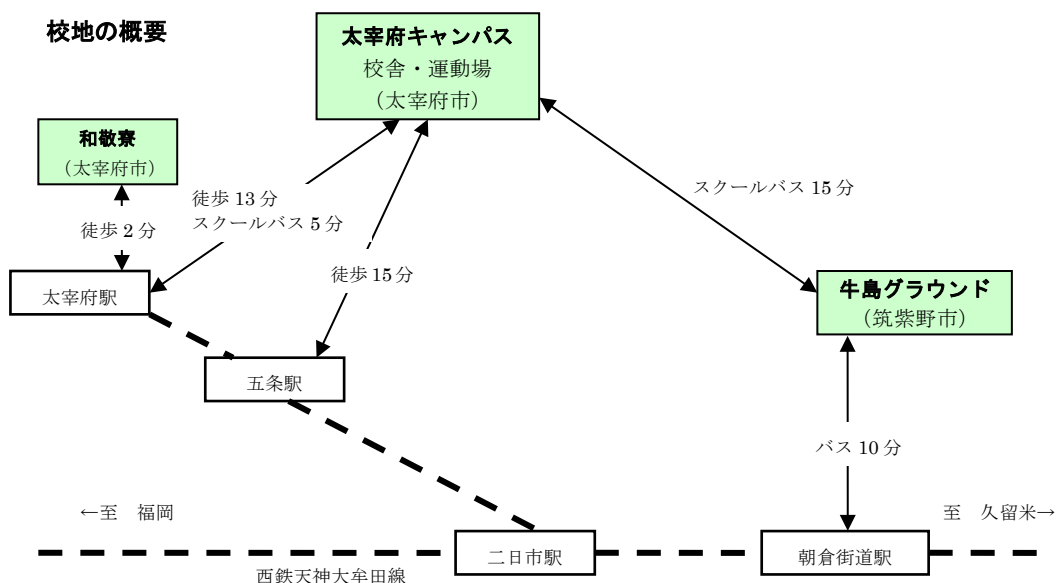
- ・教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。
- ・教育目的の達成のために、快適な教育研究環境を整備し、有効に活用しているか。

本学は、福岡県太宰府市石坂に所在し、大学と大学院を併設している。校地・校舎の現況は大学設置基準で必要とされている基準を十分に満たしている。【エビデンス集（データ編）表2-18】 また、キャンパスは、【図2-9-1】のとおり西鉄天神大牟田線太宰府駅より徒歩13分、五条駅より徒歩15分で、緑豊かな環境と立地条件に恵まれている。

＜校地＞ 【エビデンス集（データ編）表2-18】

校地は、校舎及び運動場を有する太宰府キャンパスに77,986㎡、その他隣接する筑紫野市の牛島に15,033㎡のグラウンドを整備している。太宰府キャンパスから牛島グラウンドまでは、車で約15分の距離に位置しており、校地などの総面積は93,019㎡である。

図2-9-1 校地の概要



<校舎・施設の概要> 【エビデンス集（データ編）表2-19,20,22】

体育館、講堂を含む本学校舎の総面積は35,319.43㎡であり、学生及び教員の教育研究をサポートする主な施設として、普通教室56室、特別教室19室のほか、「図書館」「情報メディアセンター」「国際交流センター」「実習支援センター」「学習支援センター」を有している。【資料2-9-1, 2】 以上の施設は、正課教育及び事前事後の学習や発表準備、資料検索、情報学習、外国語学習、共同学習などで活用されており、正課外活動に関する様々な取り組みに至るまで、幅広く利用されている。

また、建学の精神に基づき、仏教を中心とした学術研究を行うとともに、広く人間文化に関する総合的研究を推進し、国内外の大学及び諸研究機関との交流を図ることを目的として「人間文化研究所」を設けている。【資料2-9-3】 そのほか、個人研究室、学科・専攻の会議室を設置するとともに、授業の準備や教員間のコミュニケーションの場として「教員談話室」を設けている。【資料2-9-1, 2】

校舎等の状況は【表2-9-1】に示すとおりで、全ての教室に冷暖房機器を備えている。

表2-9-1 校舎の状況

名称	床面積 (㎡)	構造 (階)	概要	基準面積 (㎡)
1号館	5,434.37	地上4 地下1	学生課、教務課、進路支援課（含む進路支援コーナー）、実習支援センター、国際交流センター、印刷室、講義室、演習室、視聴覚教室、模擬授業室、模擬保育室、会議室など	筑紫女学園 大学の基準 面積 = 13,802 ※1
2号館	3,721.26	地上2 地下1	実技実習室、体育館、生協、部室など	
3号館	3,887.99	地上4	学生健康センター（保健室、学生相談室）、Student Room、調理実習室、図画室、工作室、音楽室、音楽リズム室、ピアノレッスン室、実務教育実習室、実験室、実習室、研究室、学科会議室、印刷室など	
4号館	2,187.00	地上3	礼拝堂、図書館、学習支援センターなど	
5号館	2,362.40	地上5	法人関係（理事長室、常務理事室、事務局長室）学長室、副学長室、学部長室、事務長室、事務次長室、総務課、生涯学習課、管財課、経理課、学科会議室、研究室、会議室、機械室など	
6号館	3,061.46	地上4	学科会議室、Student Room、講義室、演習室、共同研究室など	
7号館	1,944.01	地上4	図書館書庫・閲覧室、人間文化研究所、教員談話室、非常勤講師室控室、食堂、会議室	
8号館	5,902.90	地上4	図書館、福祉演習室、介護演習室、心理実験室、大学院生研究室、演習室、講義室、コンピュータ演習室、Student Room、研究室など	
飛翔会館	4,889.96	地上4	ホール、音楽スタジオ、会議室、部室、コンピュータ演習室、入試課、情報メディア課、学生ホール、食堂、紫友会室など	
研究棟	1,168.58	地上4	研究室、学科会議室、印刷室	
その他	759.90			
計	35,319.43			

※1；文学部 5123㎡（文学関係 収容定員1200人まで）設置基準第37条別表第三ハより

人間科学部（文学関係、教育学・保育学関係、社会学・社会福祉学関係）

(1120-800) × 1322 ÷ 400 + 4958 = 6015.6㎡ 設置基準別表第三イより

現代社会学部 3801㎡（社会学・社会福祉学関係 収容定員800人まで）設置基準第37条別表第三ハより

<施設・設備全般> 【資料2-9-1, 2】

本学には、学生が自由に利用できる学生会館である「飛翔会館」があり、1階に食堂スペース、3階に音響・舞台装置を兼ね備えた「スクワーヴァティーホール（406席）」がある。「スクワーヴァティーホール」は、講演会及び教職生の実技指導、並びにガムラン音楽の指導のほか、学修成果の発表の場としても十分なスペースを確保しており、学生の課外活動発表の場としても活用されている。さらに、各館に学生の憩いの場としてのスペースを設けるとともに明るい什器を配置し、過ごしやすい環境を提供している。

平成27(2015)年度には、アクティブ・ラーニングによる授業効果を促進するために、【表2-9-2】のとおり、設備の充実を行った。

表2-9-2 設備設置一覧

仕様	教室	内容
ネットワーク対応教室	1302・1303	プロジェクタ、タブレット等の設置
レイアウト可能教室	1304・8205	テーブル付きチェアの設置
ワークグループ教室	1405・3206	机・椅子・ホワイトボードの更新
移動机教室	1203・6402	机・椅子の更新

<外壁塗装・防水>

校舎の外壁と屋上の老朽化が顕著な箇所について、平成23(2011)年度から27(2015)年度にかけて下記の調査と補修工事を行った。

- ・5・6・7号館の老朽化外壁の再塗装工事（平成23(2011)・24(2012)年度）
- ・飛翔会館・8号館の外壁タイル打診調査（平成23(2011)年度）
- ・6号館屋上防水工事（平成24(2012)年度）
- ・8号館南側壁面補修工事（平成25(2013)年度）

<空調設備更新>

5・6・7号館の空調設備更新を平成23(2011)年度及び平成24(2012)年度に行い、快適な教育環境を整備するとともに、省エネ型機種を導入することで節電に取り組んでいる。

<トイレ改修>

事業計画に基づき、社会一般的なトイレの洋式化に合わせた変更及び車椅子利用者用トイレの整備を行っている。洗面台も女子学生が好む仕様に更新し快適な環境を整備することに努めている。また、照明に人感センサーシステムを取り入れることで節電にも務めており、平成22(2010)年度に飛翔会館、平成24(2012)年度に7・8号館のトイレで計画的に設置している。

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表2-18】校地、校舎等の面積
- ・【表2-19】教員研究室の概要

- ・【表2-20】講義室、演習室、学生自習室等の概要
 - ・【表2-22】その他の施設の概要
- 【エビデンス集（資料編）】
- ・【資料2-9-1】平成28年度 筑紫女学園大学 学生便覧（p256～p261）（資料F-5）
 - ・【資料2-9-2】キャンパスマップ（資料F-8）【資料2-7-21と同じ】
 - ・【資料2-9-3】筑紫女学園大学人間文化研究所規程【資料1-3-23と同じ】

・施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。

施設設備の運営・改善に係わる事項は、所管部門が関係する委員会と協議のうえ決定している。平成19(2007)年度より教育環境の維持・向上を図ることを目的とする「教育施設検討委員会」（教務部長、情報メディアセンター長、図書館長、各学科・専攻より委嘱された教員各1名、事務長、教務課長、管財課長、情報メディア課長、図書館課長）を設置し、教員の立場からの要望及び意見も取り入れつつ、具体的な検討を行っている。【資料2-9-4, 5】

また、学生が組織している「学友会」が中心となり、学生の要望を大学と一緒に協議す「全学協議会」を設けており、学生の意見などをくみ上げながら、施設・設備を改修及び改築している。「全学協議会」からの要望で実施した工事の一例は、以下のとおりである。

【資料2-9-6, 7】

<弓道練習場の設置>

平成26(2014)年度に弓道練習場を設置。弓道練習場の設置により、学内において安全に練習する場所がなかった弓道部の練習場所を確保し、サークル活動の活性化に繋がった。

<学内無線LANの運用>

平成27(2015)年度に学内無線LANの運用を開始。食堂や休憩ラウンジ等、学生の集まる場所を中心に無料で利用できるWi-Fiエリアを設置し、学生の通信費負担軽減や、高速なインターネットサービス等の利便性向上にも貢献している。

<屋根付き通路設置>

平成27(2015)年度に雨天時などに傘を使用せずに施設間を移動するための屋根付き通路を設置。具体的には、6号館と飛翔会館の間に屋根付き通路を設置する工事を行うことで、校舎間の移動が容易になり、利便性が向上した。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-9-4】筑紫女学園大学教育施設検討委員会内規
- ・【資料2-9-5】H27年度教育施設検討委員会の検討結果と進捗状況
- ・【資料2-9-6】筑紫女学園大学全学協議会内規【資料2-7-28と同じ】

- ・【資料2-9-7】全学協議会の報告（2015年）

・施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか。

本学は、バリアフリーなどの施設・設備の利便性に配慮するため、以下のとおり工事を行っている。【資料2-9-8】

- ① 5号館にエレベーターを設置（平成23(2011)年度）
- ② 8号館の出入り口を自動ドアに改修（平成25(2013)年度）
- ③ 6号館及び7号館の出入り口を自動ドアに改修（平成27(2015)年度）
- ④ 7号館、飛翔会館西側入口にスロープを設置（平成27(2015)年度）
- ⑤ 体育館への階段に階段昇降機を設置（平成27(2015)年度）

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-9-8】バリアフリー工事箇所見取り図

・施設・設備の安全性（耐震など）を確保しているか。

教育研究活動の目的を達成するため、施設設備などは建築基準法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律などにに基づき維持、管理している。

点検などを委託している委託会社からは、日常点検及び月例点検並びに年次点検の結果報告を受けており、不備があれば現場を検証するとともに、専門家の意見を含め協議検討したうえで、改善に努めている。主な定期点検は以下のとおりである。

<設備等定期点検> 【資料 2-9-9】

施設設備の定期点検については、建物、建物付帯設備、消防設備などの自主点検・法定点検などによる調査の結果を受けて改善し、安全性を確保している。主要な検査項目は以下のとおりである。

- ① エレベーター定期点検・厨房用リフト保守点検
- ② 電気設備年次点検
- ③ 防火設備定期点検
- ④ スクワアティールホール吊物・音響設備点検
- ⑤ 飛翔会館冷暖房用小型吸収冷温水機整備
- ⑥ 空気環境調査
- ⑦ 暖房用ボイラー定期点検
- ⑧ 飲料水水質検査（残留塩素測定）

施設設備については、「管財課」が委託会社と連携して維持管理を担当し、消防設備、電気設備、給排水、衛生設備、エレベーターなどについて法定検査及び点検補修整備を実

施している。

また、機械室には外部委託の職員が常駐し、日常の設備管理・保守及び簡単な修理などの営繕業務を行っている。

耐震については、1・2・3・4号館は新基準前の校舎のため耐震補強工事を行っており、5・6・7・8号館、飛翔会館、研究棟については、昭和56(1981)年以降の建築基準で建てているため、耐震指標(Is値)の基準を満たしている。【資料2-9-10】

【エビデンス集(資料編)】

- ・【資料2-9-9】2015(平成27)年度定期点検等予定表
- ・【資料2-9-10】耐震診断総括表

・適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。

(1) 「図書館」における運営・管理について【資料2-9-11, 12】

本学の図書館における組織体制は、図書館長のもと3人の事務職員(司書有資格者2人含む)と、業務委託スタッフ(司書有資格者7名)により構成されている。

図書館運営に関する重要事項については「筑紫女学園大学附属図書館規程」に基づき「図書委員会」が置かれ、図書館長と、学長が各学科・専攻・研究科から委嘱した教員各1名、「共通科目運営委員会」のうちから選出された教員1名に図書館課長を加えて構成されており、各議題について審議するとともに、必要に応じて教授会にて報告を行っている。

選書については、各学科・専攻・研究科へ独自に配分された図書費を除いては、本学共通の教育・研究に資するものとして、「図書委員会」で審議を行っている。

(2) 図書館における教育環境について

本学の「図書館」はキャンパス内の2カ所に設置されており、それぞれ「4号館図書館」「8号館図書館」と呼称している。【資料2-9-13】 「4号館図書館」については、平成26(2014)年9月、ラーニングcommonsに改装し、館内に「学習支援センター」を設置した。【資料2-9-14】

「4号館図書館」は総面積1,440.4㎡(うち閲覧スペース393.7㎡)、「8号館図書館」は総面積1,765.7㎡(うち閲覧スペース799.7㎡)の広さを有している。また、閲覧座席数は350席(4号館197席、8号館153席)で、大学の収容定員に対する割合は11.0%となっており、学生数に対して十分に整備されている。【エビデンス集(データ編)表2-24】 さらに、閲覧席のほか、8号館に視聴覚コーナー、4号館と8号館にパソコンコーナーを設置しており、両館に図書検索専用のパソコンを設置することで、利便性に供している。

「4号館図書館」は、平成26(2014)年にラーニングcommonsへ改修する際、多様化する学生ニーズに対応しつつ主体的な学習の支援の場の提供を目的として、「グル

ープ学習エリア」「プレゼンテーションコート」など、学習目的に応じたスペースを設けている。

蔵書は両館を併せて約24万7千冊、視聴覚資料は約6,800点、電子ジャーナルは約519種、電子ブックは約780点、契約データベースは24種を所蔵しており、本学における、教育・研究分野に関連する蔵書数や蔵書内容は十分備わっている。【エビデンス集（データ編）表2-23】平成27(2015)年度の開館日数は244日であり、延べ利用者数は約12万241人であった。【資料2-9-15】具体的な開館時間については、平成25(2013)年以降、両館の開館時間を【表2-9-3】のとおり統一している。

表2-9-3 図書館開館時間帯

平日		土曜日	
開講時・試験期間	9:00 ~ 19:30	開講時	9:00 ~ 14:00
閉講時	9:00 ~ 17:00	長期休暇期間	
長期休暇期間	9:00 ~ 16:30	試験期間 ※	9:00 ~ 14:30

※ 試験期間1週間前から試験期間の終了まで

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表2-23】 図書、資料の所蔵数
- ・【表2-24】 学生閲覧室等

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-9-11】 筑紫女学園大学附属図書館規程【資料1-3-19と同じ】
- ・【資料2-9-12】 筑紫女学園大学図書委員会内規
- ・【資料2-9-13】 図書館利用案内
- ・【資料2-9-14】 学習支援センターのご案内【資料2-3-28と同じ】
- ・【資料2-9-15】 平成27年度 4号館/8号館図書館入館者数

・教育目的の達成のため、コンピュータなどのIT施設を適切に整備しているか。

「情報メディアセンター」は学内ネットワーク、情報処理関連教室の管理運用及び普通教室の視聴覚機器の管理を行い、学生及び教職員の教育・研究に資することを目的としている。運営に関しては、教育職員2名、事務職員3名により構成する「情報メディアセンター運営委員会」において方針を決定し、「情報メディア課」が実務を担っている。【資料2-9-16, 17】

「情報メディア課」は事務職員5名で構成され、飛翔会館センター事務室に4名、8号館コンピュータ準備室に1名を配置するとともに、コンピュータ演習室4室、コンピュータ自習室2室を管理・運営している。【エビデンス集（データ編）表2-25】

情報処理関連教室や普通教室の視聴覚機器の新設及び更新は「筑紫女学園大学教育施設検討委員会」の審議内容を参考に「情報メディアセンター運営委員会」にて審議・決定した事業計画に沿って実施している。

学内ネットワークの環境は、幹線部分と支線部分のコンピュータ演習室等が1 Gbps、その他は100Mbpsの構成となっている。また、対外接続については、学術ネットワーク（SINET）へ1 Gbpsで接続しており、インターネットの利用が可能となっている。

平成19(2007)年度から「筑女ネット」（Learning Management System）の構築に着手している。オープンソース（Moodle）で構築した「筑女ネット」は平成20(2008)年より本格的な運用を行い、学内のニーズに対応した機能の追加を行うことで、教学システムとしては必要不可欠となっている。また、平成26(2014)年度にシステムのバージョンアップ及び再構築を行い、さらなる機能の充実とともに、管理の容易なシステムとして「新筑女ネット」を稼働させている。

情報設備については、学内ネットワーク環境が整備されており、情報処理関連教室等の設備はもとより、普通教室においても充実した視聴覚設備を完備してICTを活用した授業が行われている。【資料2-9-18】

情報処理関連教室については【エビデンス集（データ編）表2-25】のとおり十分な座席数を確保しており、平成27(2015)年度における情報処理教室の稼働率は、前期55.2%、後期58.4%、平均56.8%、また、視聴覚教室は前期40.0%、後期48.0%、平均44.0%となっている。

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表2-25】情報センター等の状況

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-9-16】筑紫女学園大学情報メディアセンター規程【資料1-3-20と同じ】
- ・【資料2-9-17】筑紫女学園大学情報政策委員会内規
- ・【資料2-9-18】普通教室視聴覚設備一覧

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

- | |
|---|
| ・授業を行う学生数（クラスサイズなど）は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。 |
|---|

授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、授業形態に応じて適切に管理している。具体的に、講義科目については授業内容や対象学科・学年などを考慮しながら時間割の編成を行い、クラスサイズなどを決定している。また、共通科目の「女性」区分及び「ライフマネジメント」区分の一部の科目については定員を120名としており、定員を超えた場合は受講者数の調整を行っている。「語学」区分の科目は、平成28(2016)年度よりクラスサイズを50名以内から40名以内に変更し、教育効果を上げられるようにクラスサイズを調整している。【資料2-9-19】

演習・実習科目は、クラス開講（50名程度）や少人数での開講としており、一部の科目ではクラスサイズが等しくなるように調整することで、同一科目間において授業の質に差が生じないように配慮している。【資料2-9-19】 また、受講者数がクラスサイズの定員を超える場合は、コマ増を行うことで適切な授業環境を整えている。

初年次教育科目の「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」は、20名前後を学科・専攻の基準としてクラス分けを行い、少人数によるきめ細やかな教育を実施している。また、受講者が著しく

少ない科目においては、授業が活性化するようにクラスを合併するケースもある。

平成27(2015)年度の「授業評価アンケート」では、学生の意見として、「この授業を受講していて、受講生の数はどうだったか。」という設問に対し、全授業の78.6%が「ちょうど良い」と回答し、「多すぎる」「少なすぎる」は3.1%であった。【資料2-9-20】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料2-9-19】平成28年度 共通科目編成資料
- ・【資料2-9-20】授業評価アンケート クラスサイズに関する回答

(3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

施設・設備に対しては「全学協議会」などを通して学生から多くの要望があがっているが、予算などの関係上すべてに対応することは難しい。今後も、学生と活発な意見交換を行うことで優先すべき要望を確認しつつ、学生が快適に過ごし、学修効果を上げることができる環境作りに取り組んでいく。

授業のクラスサイズについては、演習科目を中心に多くの教員が少人数を希望しているが、授業全体の開講可能コマ数及び適切なサイズの教室不足などの理由から、教員の希望に対して十分に応えることができない状況にある。今後は、平成29(2017)年度の時間割を編成するにあたり「教務委員会」「共通科目運営委員会」を中心に、「授業評価アンケート」の結果を踏まえた適切なクラスサイズの検討を行う。

【基準2の自己評価】

本学は、明確に定めたアドミッションポリシーに沿って厳密な入学試験を実施している。平成27(2015)年度の入学者数は、入学定員を割り込む形となったが、入試制度の改革や本学の学びを効果的に広報するなどの努力により、平成28(2016)年度は入学者を増やすことができた。今後も魅力ある大学への改革に努め社会へ発信していくことで、志願者及び入学者のさらなる増加を目指していく。

カリキュラムポリシーについては、ディプロマポリシーの達成に向けて策定しており、体系的な教育課程を編成するとともに、「教育開発センター」を中心に継続的な教育改善やFD活動を通して、教員の資質・能力向上及び授業方法の工夫・改善にも取り組んでいる。また、毎年「理念と目標」発表会を通して本学の教育に対する取り組みを組織的に点検・評価している。さらに、教育目的及び教育課程の達成に必要な教員数を十分確保しており、厳正な単位認定制度のもと、卒業・修了を認定している。

本学では教職員協働のもと、学生サービスや学修を支援する組織体制を構築し、教育環境においても十分な学修を支援できるよう、充実した施設・設備を整えている。また、随所で学生の意見をくみ上げ反映する機会を設けることで、学生に寄り添った支援を提供できるよう努めている。さらに、インターンシップや就職及び進学などを支援するキャリア支援体制も充実しており、例年の就職率も高い水準を維持している。

以上のことから、本学は「学修と教授」の基準を満たしていると自己評価する。

基準3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

- ・組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営を行っているか。

本学園は、「教育基本法及び学校教育法に従い、仏教特に浄土真宗の精神に基づく教育を施して、淑良なる女子を育成すること」を目的として設立された学校法人であり、「親鸞聖人が明らかにされた仏陀（釈尊）の教え、すなわち浄土真宗の教えにもとづく人間教育」を「建学の精神」としている。【資料3-1-1】

平成23(2011)年11月の理事会・評議員会において、この「建学の精神」に基づき、平成29(2017)年に迎える学園創立110周年に向けて、8つの将来ビジョン及び教職員の行動規範を策定した。【資料3-1-2】

また、行動規範には、教職員は透明性を第一に、コンプライアンス(法令遵守)を徹底するよう明示しており、「学校法人筑紫女学園就業規則」「学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則」などの諸規則に基づき業務を遂行している。さらに、「学校法人筑紫女学園教職員倫理綱領」「学校法人筑紫女学園ハラスメントの防止に関する規程」「学校法人筑紫女学園個人情報保護規程」等、教育機関として必要な規程及び規則を定め、適切に運営している。【資料3-1-3～7】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-1-1】学校法人筑紫女学園寄附行為 第3条（資料F-1）
- ・【資料3-1-2】筑紫女学園「筑女プラン2017」ガイドブック（p5）
- ・【資料3-1-3】学校法人筑紫女学園就業規則
- ・【資料3-1-4】学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則【資料2-3-5と同じ】

- ・【資料3-1-5】学校法人筑紫女学園教職員倫理綱領
- ・【資料3-1-6】学校法人筑紫女学園ハラスメントの防止に関する規程
- ・【資料3-1-7】学校法人筑紫女学園個人情報保護規程

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- | |
|-----------------------------|
| ・使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。 |
|-----------------------------|

前述の【3-1-①】の将来ビジョンに基づき、平成24(2012)年3月の理事会・評議員会において平成29(2017)年の学園創立110周年を完成年度とする中期計画「筑女プラン2017」（以下「筑女プラン」という）を策定した。この「筑女プラン」は大学をはじめ各設置校（法人本部含む）の使命・到達目標及びそれを達成する為の年次計画を策定している。単年度の事業計画策定については、この「筑女プラン」と整合させつつ、事業の集中と選択を図り「筑女プラン」の着実な実現を目指して組織的・継続的な努力を行うこととしている。【資料3-1-8, 9】

また、全教職員が「筑女プラン」を共有し、その達成に向けてさらなる協働を意識するべく本学関係者が利用できる「筑女ネット」（LMS : Learning Management System）に専用のポータルサイトを作って共有するとともに、平成25(2013)年2月には全教職員に対して理事長をはじめ各所属長（幼稚園園長、中学・高等学校校長、大学学長、事務局長）を発表者として「筑女プラン」の説明会を開催した。また、保護者や卒業生に理解を深めてもらえるよう学園の広報誌である『筑紫女学園報』に「筑女プラン」の概略や進捗状況を掲載している。【資料3-1-10, 11】

「筑女プラン」の行動計画（以下「アクションプラン」という）の進捗状況の検証は、毎年行うとともに、当初設定した目的（達成目標）が達成可能な内容、スケジュールとなっているか、すべてのプランごとに検証している。また、達成度が低い計画については重点的に見直しを行い、使命・目的の達成に向けた継続的な努力を行っている。【資料3-1-12, 13】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-1-8】筑紫女学園「筑女プラン2017」ガイドブック【資料1-1-23と同じ】
- ・【資料3-1-9】平成28年度 事業計画書（資料F-6）
- ・【資料3-1-10】筑女プランポータルサイト トップ画面
- ・【資料3-1-11】筑女プラン2017（学園中期計画）説明会の開催について
- ・【資料3-1-12】筑女プラン 平成26年度進捗状況 検証結果（全体概要）【資料1-2-11と同じ】
- ・【資料3-1-13】筑紫女学園報 No.88 (p17)

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
--

- | |
|-----------------------------|
| ・質の保証を担保するための関連法令等を遵守しているか。 |
|-----------------------------|

「学校法人筑紫女学園寄附行為」（以下「寄附行為」という）第3条及び「筑紫女学園大学学則」（以下「大学学則」という）第1条並びに「筑紫女学園大学大学院学則」（以下「大学院学則」という）第1条において「教育基本法及び学校教育法に従い」と明記している。【資料3-1-14～16】

また、学園内諸規則は、教育基本法及び学校教育法をはじめ大学設置基準、私立学校法、私立学校振興助成法、学校法人会計基準などにに基づき制定するとともに、法令改正や関係通達にも遅滞無く対応し、関連法令等を遵守している。

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表3-2】大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-1-14】学校法人筑紫女学園寄附行為 第3条（資料F-1）【資料3-1-1と同じ】
- ・【資料3-1-15】筑紫女学園大学学則 第1条（資料F-3）【資料1-1-9と同じ】
- ・【資料3-1-16】筑紫女学園大学大学院学則 第1条（資料F-3）【資料1-1-10と同じ】

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。 ・環境や人権について配慮しているか。 |
|---|

学内外に対する危機管理については、学長の下に構成される「大学執行部会議」において対応することとしている。また、緊急時に備え、大学執行部及び教育管理者並びに職員の管理職の緊急連絡網を整備しており、適切に機能している。

環境問題については、CO2削減や節電対策として省エネルギーへの対策に取り組んでおり、具体的な対策として、常時点灯していた照明を人感センサー付に変更、夏季・冬季の節電対策として室温を冬季23度（ボイラー運転時は22度）、夏季は28度に設定し、教職員及び学生の協力を得てクールビズを毎年実行している。【資料3-1-17】

また、労働安全衛生法第18条に基づき「太宰府キャンパス衛生委員会規程」を策定し、教職員及び産業医などから構成される「太宰府キャンパス衛生委員会」を設置し、労働環境を整えることで教職員の健康へ配慮している。【資料3-1-18】

本学は、24時間365日体制で設備監視及び警備業務を行い、防犯対策として巡回警備をするほか、キャンパス出入り口や駐車場に防犯カメラ4台を設置し、機器を使用した効率的な監視体制と犯罪抑止に努めている。

安全への配慮について、防火・防災などに対する訓練は「筑紫女学園大学消防計画」に基づき、事務職員で構成する自衛消防組織により火災予防及び災害時の対応に当たる。【資料3-1-19】 また、平成28(2016)年度から「自衛消防業務講習」について、年次計画に基づき毎年2名を派遣し、自衛消防の知識を持つ者を増員することで、災害に対する意識を高めるとともに、毎年1回、防火・防災訓練を実施している。【資料3-1-20】 さらには、非常時に備え避難経路、消火栓、消火器、AED、避難器具の位置及び場所を示した避難経

路図を作成している。【資料3-1-21】

人権への配慮については、「筑紫女学園大学人権委員会内規」に則り、人権意識の啓発を図るとともに、人権に係る問題の自治的な解決を目指すことを目的に本学教職員により構成される「人権委員会」を設置している。【資料3-1-22】「人権委員会」では人権教育の推進に係る基本方針及び計画の策定に関する事項などを審議し、『白色白光（人権教育資料）』の発行並びに「人権講演会」を開催している。【資料3-1-23, 24】

ハラスメントへの配慮については、「学校法人筑紫女学園ハラスメントの防止に関する規程」に則り、ハラスメント防止の適切な実施を期すため、「ハラスメント対策会」を設置しており、ハラスメントの事案が発生した場合、事実関係を正確に把握するとともに、適切かつ公正な措置を施す。【資料3-1-25】さらには、再発の防止に資するため、学長及びハラスメント相談員にて「ハラスメント調査会」が組織される。なお、ハラスメント相談員は学長が指名し、ハラスメントに関する相談の窓口となる。【資料3-1-26】ハラスメントの啓発活動として、セクシュアル・ハラスメント防止に関するリーフレットを作成し、新入生及び新規教職員に配布している。【資料3-1-27】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-1-17】クールビズのお知らせ
- ・【資料3-1-18】太宰府キャンパス衛生委員会規程
- ・【資料3-1-19】筑紫女学園大学消防計画
- ・【資料3-1-20】平成28年度防災・防火管理体制有資格者及び受講計画
- ・【資料3-1-21】避難経路図
- ・【資料3-1-22】筑紫女学園大学人権委員会内規
- ・【資料3-1-23】白色白光
- ・【資料3-1-24】人権講演会案内
- ・【資料3-1-25】学校法人筑紫女学園ハラスメントの防止に関する規程【資料3-1-6と同じ】
- ・【資料3-1-26】Courage 2016 (p89)
- ・【資料3-1-27】セクシュアル・ハラスメント防止に関するリーフレット

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

・教育情報及び財務などの経営情報を公表しているか。

本学のホームページに「情報公表」のページを設け、各種教育情報を広く一般に公表している。また、「学校法人筑紫女学園財務情報の公開に関する規則」を制定し、開示要求に応じて、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事監査報告書の閲覧が可能となっている。【エビデンス集（データ編）表3-3】【資料3-1-28, 29】

さらに、本学園ホームページでは、経営状況に関わる情報として法人の事業報告書（資金収支推移、消費収支推移、貸借対照表推移、財務分析）、決算書（計算書の見方、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録）、監事監査報告書のほか、学生、生徒、園児数を公表している。【エビデンス集（データ編）表3-4】【資料3-1-30】

その他、学生及び保護者並びに教職員などに配布し、本学園ホームページにも掲載する

『筑紫女学園報』には、学園の決算報告概要（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）を掲載し、分かりやすい解説を加えて公表している。【資料3-1-31】

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表3-3】教育研究活動等の情報の公表状況
- ・【表3-4】財務情報の公表（前年度実績）

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-1-28】筑紫女学園大学ホームページ（情報公表）
- ・【資料3-1-29】学校法人筑紫女学園財務情報の公開に関する規則
- ・【資料3-1-30】筑紫女学園ホームページ（情報公開）
- ・【資料3-1-31】筑紫女学園報 No.87 (p21 ~ p22)

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

本学は、教育機関として各種法令及び規程の遵守を常に心掛けており、今後も法令などの変更に対応するとともに、環境や人権に配慮しつつ、委員会及び研修会を継続的に開催することで、健全な運営に努めていく。

また、使命・目的の実現に向けて「筑女プラン」を策定し、継続的な取り組みを行っているが、平成29(2017)年度に完成年度を迎えることから、平成28(2016)年度中に次期中期計画「筑女プラン2022（仮）」を策定し、教職員協働で使命・目的の実現にむけて取り組んでいく。この「筑女プラン」を実現する為に半期ごとに検証を行い達成率の低いものについてはアクションプランの見直しを行うなど「筑女プラン」の目標達成に努めている。また、教育情報及び財務情報の公表については、ステークホルダーのみならず社会に対する説明責任を果たすため、図解や解説を効果的に使うことでよりわかり易い情報を公表していく。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。
- ・理事会を寄附行為に基づいて適切に運営しているか。
- ・理事の選考に関する規程を整備し、適切に選考しているか。
- ・理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。

本学園は、私立学校法第36条の規程に基づき、「寄附行為」第17条第2項において「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定め、本学園の業務決定機関と位置づけている。【資料3-2-1】

「理事会」は「寄附行為」に基づき、理事長が招集し、理事総数の3分の2以上の出席を会議の成立要件としている。なお、「寄附行為」第14条で理事長職務代理を規定し、法人業務に支障がないようにしている。「理事会」は年3回(5月、11月、3月)定例で開催しており、必要があるときにはその都度開催している。「理事会」への出席については、「寄附行為」第17条第10項に「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意見を表示した者は、出席者とみなす。」と規定しており、意思表示出席者を加えた平成27(2015)年度の出席率は【表3-2-1】のとおり、94.5%と良好である。【資料3-2-1】

「理事会」は理事長が議長となり、予算、決算、「寄附行為」の変更など、学校法人の業務全般について審議・決定している。また、平成26(2014)年度から日常的な業務の意思決定を行うために、一定の権限を「常任理事会」に委任し、迅速かつ的確な意思決定が行える体制を整備している。【資料3-2-1】

「常任理事会」は常勤者たる理事をもって構成し、毎月1回理事長が議長となり定例で開催しており、必要があるときにはその都度開催している。なお、「常任理事会」は、「学校法人筑紫女学園諸規則取扱規則」を定め、諸規則の制定などを迅速に行えるよう権限の委任を行っている。【資料3-2-2, 3】

理事の選任については「寄附行為」第7条に定めており、第1項第1号から第4号までは充て職、第1項第5号から第7号までの理事は理事長が推薦して「評議員会」の意見を聞き、「理事会」において選任、第1項第8号及び第9号の理事は「理事会」において選任することになっている。【資料3-2-1, 4】

以上のとおり、本学は使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

表3-2-1 平成27年度理事会開催及び出席状況（理事・監事）

	理事会開催年月日	理事出席状況 (出席者/現員)	監事出席状況 (出席者/現員)
第337回	平成27(2015)年5月29日	15人/15人	2人/2人
第338回	〃	14人/15人	2人/2人
第339回	平成27(2015)年7月31日	12人/15人	1人/2人
第340回	平成27(2015)年9月10日	15人/15人	2人/2人
第341回	〃	15人/15人	2人/2人
第342回	平成27(2015)年10月2日	14人/14人	0人/2人
第343回	平成27(2015)年11月18日	14人/14人	2人/2人
第344回	〃	14人/14人	2人/2人
第345回	平成28(2016)年3月25日	14人/14人	1人/2人
第346回	〃	10人/14人	1人/2人

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-2-1】学校法人筑紫女学園寄附行為（資料F-1）
- ・【資料3-2-2】学校法人筑紫女学園常任理事会規則【資料1-3-8と同じ】
- ・【資料3-2-3】学校法人筑紫女学園諸規則取扱規則
- ・【資料3-2-4】学校法人筑紫女学園役員（資料F-10）

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く環境は、年を追うごとに厳しさを増しており、社会から大学へ対する要求も多様化していることから、法人としての意思決定は迅速かつ的確に行えるよう努めていく。具体的には、「理事会」は様々な課題や方針の最高決定機関であるが、より迅速な意思決定のため設置された「常任理事会」での審議を踏まえ、迅速かつ機動的な意思決定を行う。また大学を含む学園の中期計画「筑女プラン2017」（以下「筑女プラン」という）の検証を踏まえ、より戦略的かつ機動的に法人として次の段階に向かっていく。

今後は、さらに戦略的かつ機動的に法人運営を推進できるよう、「理事会」のガバナンス機能をより一層向上させていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

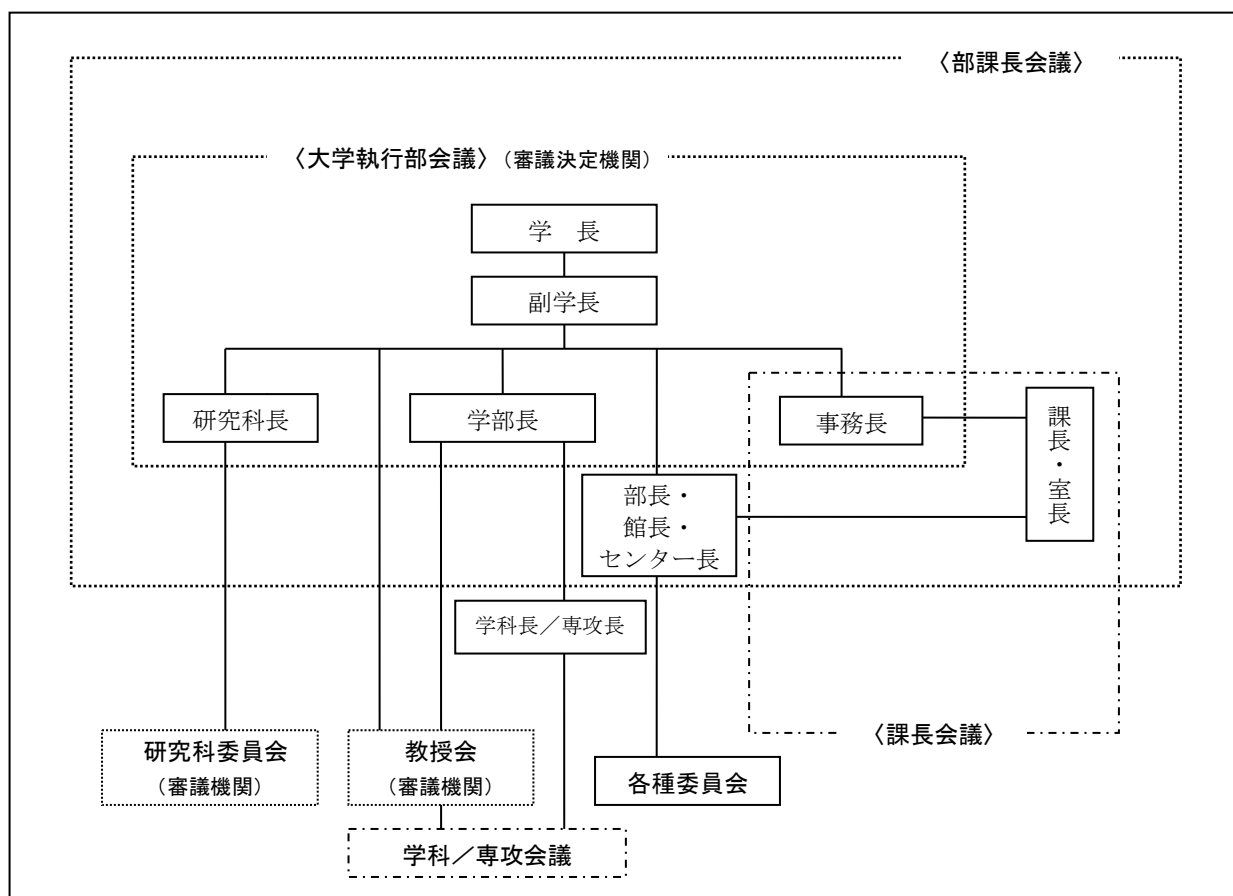
(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

- ・大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。
- ・大学の意思決定及び業務執行が大学の使命・目的に沿って、適切に行われているか。
- ・教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

本学における意思決定組織の概要は、【図3-3-1】に示すとおりである。

図3-3-1 学内意思決定組織の概要



「大学執行部会議」は「筑紫女学園大学執行部会議規程」に基づき、教学運営全般の基本的な重要事項を審議・決定する機関として設置している。【資料3-3-1】

「教授会」及び「研究科委員会」は、「大学学則」第41条に基づき「筑紫女学園大学教授会規程」及び「大学院学則」第37条に基づき「筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程」を整備し、教育研究に関する事項の審議機関として、役割を明確に規定している。また、「教授会」は、毎月第3木曜日、「研究科委員会」は必要に応じて随時開催しており、各会議の審議結果を議長である学部長、研究科長より学長に意見を述べることで、審議機関として適切に機能している。【資料3-3-2～6】

部署相互の連絡・調整の緊密化を目的とした「部課長会議」を設置するとともに、「大学執行部会議」の意思決定を支え、その執行を担う各部署の運営主題を円滑に遂行するために各種委員会を設置している。【資料3-3-7】 また、規程で定めた機関ではないが、教学組織の最小単位である各学科・専攻の「学科会議」及び「専攻会議」並びに事務局の「課長会議」も、学科・専攻、事務の立場で意見を集約し、意思決定の過程で大きな役割を果たしている。

以上のとおり、本学は意思決定組織の整備によって権限と責任が明確にされ、組織としての機能性も果たしている。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料 3-3-1】 筑紫女学園大学執行部会議規程
- ・【資料 3-3-2】 筑紫女学園大学教授会規程【資料 1-3-5 と同じ】
- ・【資料 3-3-3】 筑紫女学園大学学則 第 41 条（資料 F-3）
- ・【資料 3-3-4】 筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程【資料 1-3-6 と同じ】
- ・【資料 3-3-5】 筑紫女学園大学大学院学則 第 37 条（資料 F-3）
- ・【資料 3-3-6】 平成 28 年度 大学執行部会議・教授会・研究科委員会日程表
- ・【資料 3-3-7】 筑紫女学園大学部課長会議規程

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

- ・学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されているか。
- ・副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。
- ・教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。

本学は、学長がリーダーシップを発揮するための支援体制を次のように整備している。

- ・大学執行部会議：学長・副学長・学部長及び事務長で構成される大学執行部会議は、全学的な運営に関する基本的な重要事項を審議・決定することを目的に設置された機関であり、学長のリーダーシップのもと毎週1回開催されている。【資料3-3-8】

- ・副学長：学長を助け、その命を受けて業務をつかさどる。【資料3-3-9】
- ・事務長：学長の命を受け、当該事務局を統括し、所属教職員を指揮監督する。
【資料3-3-9】
- ・企画室：学長の秘書的業務に関する事項を担う。【資料3-3-10】

また、学長は「教授会」や「大学執行部会議」など、大学の意思決定機関において中心的役割を果たしている。特に、毎週開催される「大学執行部会議」は、副学長・学部長・事務長出席のもと協議が行われ、学長の適切なリーダーシップのもと運営している。さらには、「教育及び研究」「教育課程」「教育及び研究に係る規程等の制定・改廃」をはじめとする教育研究に関する重要な事項については、「教授会規程」に定め、教授会の議を経て学長が決定することとしている。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-3-8】筑紫女学園大学執行部会議規程【資料3-3-1と同じ】
- ・【資料3-3-9】学校法人筑紫女学園管理運営規則【資料2-3-4と同じ】
- ・【資料3-3-10】学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則【資料2-3-5と同じ】

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

本学は、「筑女プラン」に「学長のリーダーシップの発揮及び機動的な運営を行うことができる体制の検討」をアクションプランに掲げ、毎年、事業計画を策定している。

今後も、このアクションプランに基づき、改めて学長のリーダーシップについての検討を行うとともに、引き続き、学長が適切なリーダーシップを発揮し、迅速に対応できる組織を目指していく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

- ・意思決定において、管理部門（理事会など）と教学部門（教授会など）をはじめ、各管理運営機関並びに各部門間の連携を適切に行っているか。

本学の意思決定については、「理事会」の他に管理部門と教学部門の連携を円滑に行うために、「常任理事会」及び「学内運営協議会」を設けている。

「常任理事会」は理事長及び常勤理事である常務理事、学長、中学校・高等学校校長、法人本部事務局長により構成されており、「理事会」から委任された日常的な業務の意思決定を行うために毎月1回開催されている。【資料3-4-1】

「学内運営協議会」は、「常任理事会」の構成員に加え副学長、研究科長、学部長、幼稚園長、中学校副校長、高等学校副校長、法人本部事務局次長、大学事務長、中学校・高等学校事務長により構成されており、「常任理事会」に付議すべき事項や管理運営に関する重要事項について協議するために毎月1回開催されている。【資料3-4-2】

そのほかに「学園事務局会議」を設けており、理事長、常務理事、法人本部事務局長、大学事務長、中学校・高等学校事務長、法人本部事務局各課長の構成により、学園内各部門の管理運営に係る課題及び問題点の把握並びにこれらの処理に係る事項の協議・検討を毎月1回開催している。【資料3-4-3】

また、大学運営の基盤となる諸条件について、基本的な事項を審議し、学長の意思決定に資することを目的に「大学執行部会議」を設けている。「大学執行部会議」は、学長のほか副学長、研究科長、学部長、事務長により構成され、原則毎週1回水曜日に開催されている。【資料3-4-4】

以上のとおり、各部門等からの審議事項の意思決定において、管理部門である法人と教学部門である大学をはじめ、各管理運営機関及び各部門間の連携を適切に行っている。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-4-1】学校法人筑紫女学園常任理事会規則【資料1-3-8と同じ】
- ・【資料3-4-2】学校法人筑紫女学園学内運営協議会規程【資料1-3-7と同じ】
- ・【資料3-4-3】学校法人筑紫女学園事務局会議規程
- ・【資料3-4-4】筑紫女学園大学執行部会議規程【資料3-3-1と同じ】

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

- ・法人と大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。

本学は、「寄附行為」に基づき、「監事」及び「評議員会」を設置している。

「監事」は、法人の業務及び財産の状況を監査するために2人置いている。また、「評議員会」は、38人以上45人以内の評議員をもって組織すると規定しており、「寄附行為」第24条に、「評議員会はこの法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員に報告を求めることができる。」と定めている。【資料3-4-5】

本学の最高議決機関である「理事会」に議案を提出する前に「事務局会議」「学内運営協議会」「常任理事会」において審議しており、大学及び大学院に関する議題は、学長が議長として開催する「大学執行部会議」で事前に審議している。

以上のとおり、法人と大学の各管理運営機関が相互チェックする体制が整備され、適切に機能している。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-4-5】学校法人筑紫女学園寄附行為（資料F-1）【資料3-1-1と同じ】

- ・監事の選考に関する規程を整備し、適切に選考しているか。
- ・監事は、理事会へ出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べているか。出席状況は適切か。

「監事」の選考については「寄附行為」第8条に規定しており「監事」は、この法人の理事、教職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。現在、弁護士及び民間会社会長の2人が就任している。【資料3-4-6, 7】

「監事」は理事会・評議員会に毎回出席し、理事会・評議員会の終了時において審議状況について意見を述べている。また、「監事」は監事監査報告を実施し、業務監査を行っている。【資料3-4-8】

以上のとおり、「監事」の選考については規程に基づき適切に選考され、「監事」の理事会等への出席状況及び学校法人の業務の監査についても良好である。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-4-6】学校法人筑紫女学園寄附行為（資料F-1）【資料3-1-1と同じ】

- ・【資料3-4-7】学校法人筑紫女学園役員（資料F-10）【資料3-2-4と同じ】
- ・【資料3-4-8】監事監査報告（資料F-11）

- ・評議員会を寄附行為に基づいて適切に運営しているか。
- ・評議員の選考に関する規程を整備し、適切に選考しているか。
- ・評議員の評議員会への出席状況は適切か。

「評議員会」は「寄附行為」第21条に基づき開催され、「寄附行為」第23条に規定する理事長からの諮問事項に答えるなど適切に運営されている。【資料3-4-9】 また、評議員の選考については、「寄附行為」第25条に規定され、選出母体ごとに適切に選考されている。さらに、評議員の「評議員会」への出席状況は出席率98.7%と良好である。【表3-4-1】

以上のとおり、「評議員会」の運営・評議員の選考及び評議員の「評議員会」への出席は、適切である。

表3-4-1 平成27年度評議員会開催及び出席状況（評議員・監事）

	評議員会開催年月日	評議員出席状況 (出席者/現員)	監事出席状況 (出席者/現員)
第300回	平成27(2015)年5月29日	39人/40人	2人/2人
第301回	平成27(2015)年9月10日	40人/40人	2人/2人
第302回	平成27(2015)年11月18日	38人/39人	2人/2人
第303回	平成28(2016)年3月25日	39人/39人	1人/2人

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-4-9】学校法人筑紫女学園寄附行為（資料F-1）【資料3-1-1と同じ】

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

- ・トップのリーダーシップを発揮できる体制が整備されているか。

理事長は、「理事会」「評議員会」「常任理事会」「学内運営協議会」「事務局会議」の構成員であり、各会議体において理事長としての意向を述べるなど、リーダーシップを発揮できる体制が整備されている。【資料3-4-10～13】

教学に関しては「学科会議」及び各種委員会などにより提案された主要な事項について、学長が議長として開催する「大学執行部会議」で予め審議された後、「教授会」にて審議、具申され、学長が決定する体制となっている。【資料3-4-14, 15】

以上のとおり、トップのリーダーシップを発揮できる体制が整備されている。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-4-10】学校法人筑紫女学園寄附行為（資料F-1）【資料3-1-1と同じ】
- ・【資料3-4-11】学校法人筑紫女学園常任理事会規則【資料1-3-8と同じ】

- ・【資料3-4-12】学校法人筑紫女学園学内運営協議会規程【資料1-3-7と同じ】
- ・【資料3-4-13】学校法人筑紫女学園事務局会議規程【資料3-4-3と同じ】
- ・【資料3-4-14】筑紫女学園大学執行部会議規程【資料3-3-1と同じ】
- ・【資料3-4-15】筑紫女学園大学教授会規程【資料1-3-5と同じ】

・教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備し、運営の改善に反映しているか。

事務職員の提案などについては、事務長が隔週で開催する「課長会議」において、各部署の協議事項や連絡事項等の協議のほかに、各事務職員の提案などについても汲みあげている。

教育職員の提案などについては、「学科会議」及び「専攻会議」から学科長を経て学部長に提案している。また、各委員会での提案などについては、各委員長から学長に提案があり、いずれも「大学執行部会議」において審議され、運営の改善に反映している。【資料3-4-16】

以上のとおり、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備し、運営の改善に反映している。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-4-16】筑紫女学園大学執行部会議規程【資料3-3-1と同じ】

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

現在、本学の評議員数は、平成28(2016)年3月末に、評議員を兼務する教職員が退職したことに伴い36名であるが、定足数を満たしていないため早急に補充を行う。

また、今後とも大学と法人間のコミュニケーションを図ることで意思決定の円滑化を目指し、学長や理事長のリーダーシップにおいて課題解決に取り組んでいく体制を構築する。さらに、「常任理事会」「学内運営協議会」などをおし、双方が協働して方針・戦略を実行に移すことで、新たな経営改善を可能としていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

・使命・目的の達成のため、事務体制を構築し、適切に機能しているか。

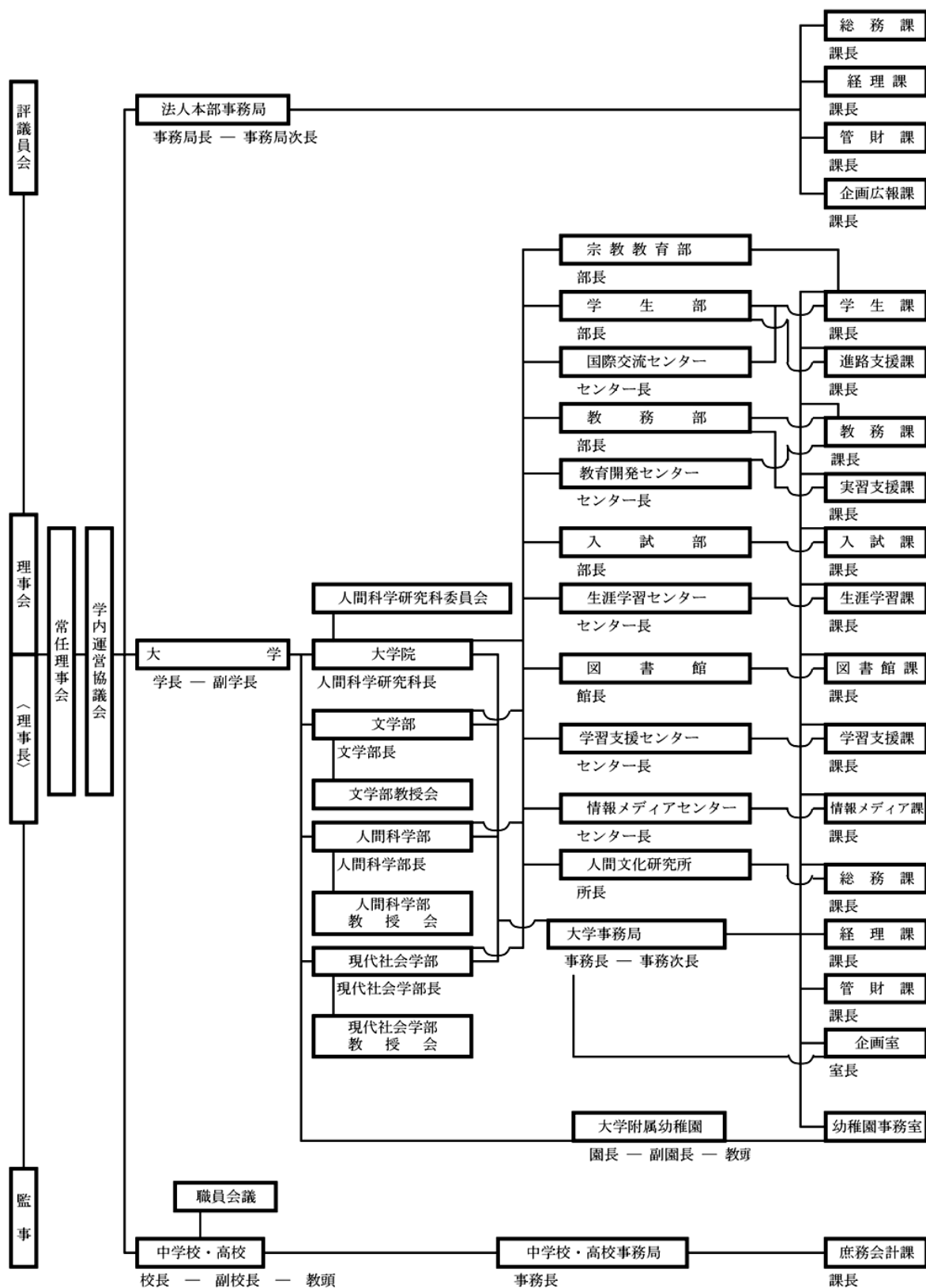
本学の事務組織については、「寄附行為」第3条に規定する「目的」を達成するために「学校法人筑紫女学園管理運営規則」を定め、法人本部及び法人の設置する学校の管理運営の基本的事項について必要な事項を定めている。具体的には【図3-5-1】に示すとおり、法人の事務組織は法人本部事務局と大学事務局及び中学校・高等学校事務局から構成されている。また、その運営は、事務局長が法人本部事務局及び法人の管理運営に関する業務を掌るとともに、所属教職員を統括し、当該事務局を代表している。さらに、大学事務局については、大学事務長が大学の事務を統括し、所属教職員を指揮監督している。【資料3-5-1】

法人本部事務局には「総務課」「経理課」「管財課」「企画広報課」を配置し、「総務課」「経理課」「管財課」は大学事務局の管理部門を兼務している。大学事務局には管理部門の他に教学部門として12課1室を配置している。

また、業務の円滑な遂行を図るため、「学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則」を定め、各部署の役割、職務権限を明確にしている。【資料3-5-2】

以上のとおり、使命・目的の達成のため、事務体制を構築し、適切に機能していると判断する。

図 3-5-1 管理運営組織図



【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-5-1】学校法人筑紫女学園管理運営規則【資料2-3-4と同じ】
- ・【資料3-5-2】学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則【資料2-3-5と同じ】

・事務の遂行に必要な職員を確保し、適切に配置しているか。

法人本部及び大学事務局の各部署には【表3-5-1】のとおり事務の遂行に必要な事務職員を配置し、適切に業務を行っている。また、事務職員が各種センター及び委員会に構成員として配置されており、教育職員と事務職員による教職員協働体制が図られている。以上のとおり、事務の遂行に必要な事務職員を確保し、適切に配置している。【エビデンス集（データ編）表3-1】【資料3-5-3～17】

表3-5-1 事務職員配置状況

	専任職員	特任職員	嘱託職員	非常勤職員	派遣職員	委託職員	備考
事務長・事務次長	3						3
総務課	6	1		2	1		10
経理課	5(1)						5(1)
管財課	2	1		1			4
企画室	2		1				3
教務課	7	1	1	2	1		12
実習支援課	5	1		1			7
学生課 ※	5(1)		1	31	2		39
国際交流センター	3			1			4
進路支援課	5	1		2	1	1	10
入試課	7						7
学習支援課	4						4
図書館課	2	1				7	10
情報メディア課	3			11	1		15
生涯学習課	1(1)						1(1)
合計	60(3)	6	3	51	6	8	134(3)

※学生課職員には、和敬寮職員、カウンセラー、保健師、スチューデントアドバイザーを含む。()内は兼任数
 ※情報メディア課職員には、パソコンアドバイザーを含む。

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表3-1】職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-5-3】学校法人筑紫女学園管理運営規則【資料2-3-4と同じ】
- ・【資料3-5-4】筑紫女学園大学人間文化研究所規程【資料1-3-23と同じ】

- ・【資料3-5-5】筑紫女学園大学入試委員会内規【資料2-1-11と同じ】
- ・【資料3-5-6】筑紫女学園大学教務委員会内規【資料2-2-18と同じ】
- ・【資料3-5-7】筑紫女学園大学教育開発センター規程【資料1-3-22と同じ】
- ・【資料3-5-8】筑紫女学園大学学生委員会内規【資料2-3-38と同じ】
- ・【資料3-5-9】筑紫女学園大学宗教教育部規程
- ・【資料3-5-10】筑紫女学園大学国際交流センター規程【資料1-3-21と同じ】
- ・【資料3-5-11】筑紫女学園大学進路支援委員会内規【資料2-5-4と同じ】
- ・【資料3-5-12】筑紫女学園大学図書委員会内規【資料2-9-12と同じ】
- ・【資料3-5-13】筑紫女学園大学学習支援センター規程【資料1-3-27と同じ】
- ・【資料3-5-14】筑紫女学園大学情報メディアセンター規程【資料1-3-20と同じ】
- ・【資料3-5-15】筑紫女学園大学生涯学習センター規程【資料1-3-25と同じ】
- ・【資料3-5-16】筑紫女学園大学実習支援センター規程【資料1-3-26と同じ】
- ・【資料3-5-17】平成28年度 教職員一覧表【資料2-5-9と同じ】

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

- | |
|----------------------------|
| ・業務執行の管理体制を構築し、適切に機能しているか。 |
|----------------------------|

大学の業務執行の管理は、「学校法人筑紫女学園管理運営規則」及び「学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則」に則って行っている。【資料3-5-18, 19】

事務局管理職の情報共有については、隔週ごとに開催される「課長会議」により行われている。【資料3-5-20】

また、毎月1回、理事長のもと開催される「学園事務局会議」において、学園内各部門の管理運営に係る諸課題について協議及び検討を行っている。【資料3-5-21】

以上のとおり、業務執行の管理体制の構築及び機能性について適切に機能している。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-5-18】学校法人筑紫女学園管理運営規則【資料2-3-4と同じ】
- ・【資料3-5-19】学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則【資料2-3-5と同じ】
- ・【資料3-5-20】平成27年度 課長会議開催日程一覧
- ・【資料3-5-21】学校法人筑紫女学園事務局会議規程【資料3-4-3と同じ】

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

- | |
|--|
| ・職員の資質・能力向上のための研修（SD）などの組織的な取組みを実施しているか。 |
|--|

本学は事務職員の資質・能力向上のために、全職員を対象に毎年1回、研修のテーマに沿った外部講師を招いて「事務職員研修会」を職階別に開催している。また、新規採用職員には、新任者研修の一環として、年度当初に理事長及び学園設置校の各所属長出席のもと、学園の建学の精神及び学園組織、規則などについて、理解を深める研修を行っている。

【表3-5-2】 【資料3-5-22, 23】

さらに、業務に関連する外部研修会へも積極的に参加させているほか、「大学後援会（保護者会）」からの事務職員研修支援による参加も加えると、平成27(2015)年度は10回、延べ13人が外部研修会へ参加した。

事務職員の評価については、年度末に各課の課長が所属する課員の評価を行うとともに、次年度の人事異動に反映させている。【資料3-5-24, 25】

以上のとおり、本学は職員の資質・能力向上のために、研修などの組織的な取組みを継続的かつ定期的に実施していると判断する。

表3-5-2 平成27(2015)年度 学内研修会

行 事	開催日	参加者	内容等
新任者研修	4月2日	21名（法人全体）	本学園建学の精神の理解並びに本学園教職員としての執務要領及び心得等の習得について
事務職員研修	8月17日・ 8月18日	66名（事務職員のうち初級管理者、 中堅職員、嘱託職員及び非常勤事務 職員）	学校における顧客満足度について
事務職員研修	8月20日	21名（事務職員のうち管理職）	組織分析の結果と管理職としての役割について
メンタルヘルス 研修	9月14日	108名（大学及び法人本部の教育職 員及び事務職員）	こころの健康について

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-5-22】 職階別研修会案内
- ・【資料3-5-23】 新任者研修資料
- ・【資料3-5-24】 人事記録
- ・【資料3-5-25】 コミュニケーションシート

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

機動的な組織編制と事務職員配置については、法人事務局長及び大学事務長を中心に大学に求められる変革に応じ引き続き検討していく。なお、平成28(2016)年度は、4月4日に新任者研修を実施し、8月18日、20日、21日には事務職員研修を開催するとともに、9月16日にはハラスメント研修の開催を予定しており、過年度と同様に大学、中学・高等学校、幼稚園、法人を含む階層別研修を実施する。また、新規入職者を対象とする研修、大学教職員全体を対象とした研修なども継続して行う。さらに、新しく初級管理者となった事務職員には、通信教育での教育研修を継続して実施し、外部研修についても積極的に参加の機会を設けることで、今後も事務職員の資質・能力の向上を図っていく。

今後は、その成果も踏まえた事務職員の人事考課制度の検討を開始する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

・財政の中長期的計画に基づく財務運営を行っているか。

本学は、「筑女プラン」及び中期の財務計画に基づいて財務運営（予算編成）を行っている。【資料3-6-1～3】

また、平成27(2015)年度からの入学者減により収支が悪化するなか、特待生制度や奨学金の見直しなどを行い、平成31(2019)年度を目標に収容定員充足率を回復させることで、収支の改善を目指している。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-6-1】筑紫女学園「筑女プラン2017」ガイドブック【資料1-1-23と同じ】
- ・【資料3-6-2】5カ年シミュレーション（財務計画）
- ・【資料3-6-3】予算編成の基本方針

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- ・安定した財務基盤を確立しているか。
- ・使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているか。

本学における特定資産の積み立ては、退職給与引当特定資産、減価償却引当特定資産、第2号基本金引当特定資産をはじめ、奨学費の原資となる奨学費引当特定資産についても確実に積み立てることで、安定した財務基盤を確立している。【エビデンス集（データ編）表3-5～11】【資料3-6-4, 5】

収入と支出のバランスについては、学生の確保とそれに見合った経費の計上を常に考え、収支は収入超過で推移している。【資料3-6-6】

以上のことから、本学は安定した財務基盤を確立するとともに、使命・目的及び教育目的の達成のための収入と支出のバランスが保たれている。

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表3-5】消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）
 - ・【表3-6】事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）
 - ・【表3-7】消費収支計算書関係比率（大学単独）
 - ・【表3-8】事業活動収支計算書関係比率（大学単独）
 - ・【表3-9】貸借対照表関係比率（法人全体のもの）
 - ・【表3-10】貸借対照表関係比率（法人全体のもの）
 - ・【表3-11】要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）
- 【エビデンス集（資料編）】
- ・【資料3-6-4】財産目録
 - ・【資料3-6-5】有価証券残高一覧〔金融資産の運用状況（過去5年間）〕
 - ・【資料3-6-6】平成27年度 事業報告書（p36～p45）（資料F-7）

・使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。

外部資金の導入としては、科学研究費助成事業（以下「科研費」という）、私立大学経常費補助金等の獲得を継続して行っている。科研費については外部から講師を招き、採択数の向上を目指した勉強会を行っている。【資料3-6-7, 8】

経常費補助金については、文部科学省の動向を常に注視しながら、「経理課」及び「企画室」を中心に「補助金プロジェクト」を立ち上げ、関連部署との活発な意見交換を行いながら学内の改革を進めることで「平成27年度私立大学等改革総合支援事業」においてタイプ1「教育の質的転換」に採択された。【資料3-6-9, 10】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-6-7】平成28年度科研費助成事業説明会のご案内
- ・【資料3-6-8】平成28年度 科学研究費補助金採択状況
- ・【資料3-6-9】平成28年度特別補助金計画・実績トレース表
- ・【資料3-6-10】平成27年度 私立大学等改革総合支援事業 選定結果

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

「筑女プラン」及び財務計画と予算の整合性、妥当性を検討しながら、予算編成の精度を高めていく。また、収支のバランスについては、人件費及び教育研究経費の比率改善を目指す。具体的には、「大学執行部会議」及び法人本部と連携し、教育効果を落とさぬよう配慮しつつ、人事計画及び経費削減などを再検討することで、平成31(2019)年度を目標に改善していく。

3-7 会計

《3-7の視点》

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

- ・学校法人会計基準や経理規程などに基づく会計処理を適正に実施しているか。

本学における会計処理は、学校法人会計基準、文部科学省通知、及び「学校法人筑紫女学園経理規程」「学校法人筑紫女学園経理規程施行細則」「学校法人筑紫女学園資産運用規程」に則り、「経理課」において適正に実施している。【資料3-7-1～3】

また、事業活動の増加により会計処理件数が増加しているが、会計システム（通称：「TOMAS」）の活用で合理化を図り、精度を維持している。【資料3-7-4】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-7-1】学校法人筑紫女学園経理規程
- ・【資料3-7-2】学校法人筑紫女学園経理規程施行細則
- ・【資料3-7-3】学校法人筑紫女学園資産運用規程
- ・【資料3-7-4】会計システム（TOMAS）操作マニュアル

- ・予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

本学は、人事及び入学者の確定、当初予算時に計上していなかった事業の追加及び事業の中止、減額などを反映させるために、例年11月に補正予算を編成することで、スムーズな予算執行を行っている。【資料3-7-5】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-7-5】平成28年度第1次補正予算の編成について

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

本学は、監査法人による会計監査を年間延べ75日ほど、計算書類の数字の整合性だけで

なく、リスクアプローチの観点から規程等との整合性も見ながら厳正に実施している。【資料3-7-6】

また、監査の体制は、会計監査の前に公認会計士から当年度の監査方針の説明及び要望などを話し合う「会計監査事前説明会」を開催し、それに基づく会計監査の実施、会計監査終了後には決算報告会を開催して1年間の総括を行う。【資料3-7-7】

上記の説明会及び報告会には、公認会計士、学園監事及び学園からは理事長、常務理事、事務担当責任者が出席し、情報の共有や活発な意見交換を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-7-6】 監査結果報告書
- ・【資料3-7-7】 監査計画概要書（会計監査事前説明会資料）

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準の定める本会計以外の周辺会計にも会計システムを活用し、合理化を目指す。また、適切な会計処理及び監査法人による会計監査の対応を行うために、学外の研修会等に積極的に参加することで、経理課員の専門知識の習得及び向上に努める。

【基準3の自己評価】

本学は教職員の行動規範に法令遵守を定め、関連する法令及び本学が定める諸規程に則り適切な運営をしており、本学の使命・目的を反映した「筑女プラン」の達成に向けて、継続的な努力並びに経営情報の公表に努めている。また、「寄附行為」に基づき理事、監事、評議員を配置し、各運営機関が相互にチェックを行っている。さらには、学長の明確な権限と責任のもと意思決定の組織体制を整備し、教職員との意思疎通を図りながら大学を運営している。

業務の執行体制においては、適切な管理体制を構築するとともに十分な事務職員数を配置し、定期的にSD研修会を実施することで事務職員の資質・能力の向上に努めている。

財務基盤と収支については、「筑女プラン」及び財務計画に基づいて予算編成及び事業計画を遂行しており、安定した財務基盤確立のもと外部資金の獲得にも努めている。また、会計においては、関係法令及び学内の諸規程に則り適切に処理しており、会計監査では「経営の状況及び財政状態をすべての重要な点において適切に表示している」との評価を受けている。

以上のことから、本学は「経営・管理と財務」の基準を満たしていると自己評価する。

基準4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

・大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

本学は「筑紫女学園大学学則」（以下「大学学則」という）第1条において大学の目的を「本学は、教育基本法及び学校教育法に従い高等学校を卒業した女子、又はこれと同等以上の資格がある女子に対してさらに高い教養と専門の学芸を授け、ことに仏教精神に基づく教育を施して、徳性豊かな女性を育成することを目的とする」と定めている。また、自己点検・評価については、「大学学則」第53条及び「筑紫女学園大学大学院学則」（以下「大学院学則」という）第47条において「本学は、建学の精神に則り、教育研究の水準の向上並びに社会的使命の達成を図るため、それらの活動状況の自主的・自律的な点検、評価を恒常的に行う」と定めている。【資料4-1-1, 2】

本学は、平成19(2007)年度から本学の基本理念・使命、学部・研究科及び各事務部署の目標を明確化し、組織としての方向性を共有及び運営にあたることを目的として「基本理念と教育目標」（以下「理念と目標」という）を定め、毎年、テーマを決めて「理念と目標」発表会を開催している。「理念と目標」の取り組み成果については、ホームページに掲載し、広く社会へ公表している。【資料4-1-3, 4】

また、平成29(2017)年度を完成年度とする中期計画「筑女プラン2017」（以下「筑女プラン」という）において11項目47施策の行動計画（以下「アクションプラン」という）を策定し、毎年度の進捗状況及び検証結果に基づいて、実施計画を点検・評価しながら進めている。【資料4-1-5, 6】

さらに毎年2回、各期に実施している学生による「授業評価アンケート」や4年周期で実施する「学生生活実態調査」などを通して学生の視点による評価も実施している。

以上により、本学は大学が掲げた使命・目的に即した自己点検・評価を自主的・自律的に行っていると判断する。【資料4-1-7, 8】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料4-1-1】筑紫女学園大学学則 第1条、第53条（資料F-3）
- ・【資料4-1-2】筑紫女学園大学大学院学則 第47条（資料F-3）
- ・【資料4-1-3】平成27(2015)年度 基本理念と教育目標【資料1-3-12と同じ】
- ・【資料4-1-4】筑紫女学園大学ホームページ（大学の使命 | 基本理念と教育目標）【資料1-1-8と同じ】
- ・【資料4-1-5】筑紫女学園「筑女プラン2017」ガイドブック【資料1-1-23と同じ】
- ・【資料4-1-6】筑女プラン 平成26年度進捗状況 検証結果（全体概要）【資料1-2-11と同じ】
- ・【資料4-1-7】授業評価アンケートのお知らせ（学生向け）【資料2-3-46と同じ】
- ・【資料4-1-8】2013年度 学生生活実態調査 報告書【資料2-3-52と同じ】

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

- ・教育活動の改善向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制を整え、適切に実施しているか。

本学は「大学学則」第53条及び「大学院学則」第47条に基づき「筑紫女学園大学自己点検運営委員会内規」を定め、学長を委員長とし、全学的な自己点検のテーマを決定する「自己点検運営委員会」を設けている。また、副学長を委員長とする「自己点検実施推進委員会」が、「自己点検運営委員会」で決定した課題に即し、実際の点検作業を担う体制を整えている。【資料4-1-9～12】

「筑女プラン」については、学園組織である「学内運営協議会」「常任理事会」「理事会」において、毎年、アクションプランの達成度を点検・評価するとともに、見直し作業であるローリングを行う体制を整えている。【資料4-1-12】

学生による「授業評価アンケート」については「教務委員会」及び「学生生活実態調査」については「学生委員会」において実施方法、設問、回答選択肢や結果の公開方法を協議し、結果の検証を行うとともに学内へ共有している。【資料4-1-13, 14】

以上により、本学は改善・向上を目的とする自己点検・評価を恒常的に実施する体制を整備し、適切に実施していると判断する。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料4-1-9】筑紫女学園大学学則 第53条（資料F-3）
- ・【資料4-1-10】筑紫女学園大学大学院学則 第47条（資料F-3）【資料4-1-2と同じ】
- ・【資料4-1-11】筑紫女学園大学自己点検運営委員会内規
- ・【資料4-1-12】筑女プラン 平成26年度進捗状況 検証結果（全体概要）【資料1-2-11と同じ】
- ・【資料4-1-13】「授業評価アンケート」学内共有画面
- ・【資料4-1-14】「学生生活実態調査」学内共有画面

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

・自己点検・評価を定期的実施しているか。

本学が平成19(2007)年度から実施している「理念と目標」発表会は、「大学執行部会議」及び「自己点検運営委員会」でテーマと発表部署を決定しており、毎年8月もしくは9月に教員組織と事務部署が、隔年ごとにその取り組みを発表する形式となっている。なお、過去5年間の「理念と目標」発表会の概要は【表4-1-1】のとおりである。【資料4-1-15, 16】

また、第1回目の認証評価を平成21(2009)年度に受審した後、第2回目は平成28(2016)年度に受審予定であることから、平成25(2013)年度を中間年と位置づけ、認証評価(第2サイクル)型の自己点検評価書の作成を行った。【資料4-1-17】

「理念と目標」発表会及び「筑女プラン」のローリングによる毎年度の点検・評価活動は、組織的な改善・改革を可能とする周期で適切に実施している。【資料4-1-18】

また、学生による「授業評価アンケート」は毎年2回、「学生生活実態調査」は4年に1回の周期で、定期的実施している。【資料4-1-19, 20】

表4-1-1 「理念と目標」発表会概要(5年間)

年度	実施日	テーマ
平成27(2015)年	9月15日	平成27年度カリキュラムとDPについて
平成26(2014)年	9月16日	社会的・職業的自立に向けた本学の支援体制について (管理部門としてのSPに向けた取り組みと考え方)
平成25(2013)年	9月18日	社会的・職業的自立に向けた本学の支援体制について (カリキュラムの改善に向けて)
平成24(2012)年	9月11日	社会的・職業的自立に向けた本学の支援体制について (事務局各課の取り組み)
平成23(2011)年	8月9日	社会的・職業的自立に向けた本学の支援体制について (学科・専攻、大学院の取り組み)

【エビデンス集(資料編)】

- ・【資料4-1-15】平成27(2015)年度 基本理念と教育目標発表会 開催案内【資料2-2-5と同じ】
- ・【資料4-1-16】平成27(2015)年度 基本理念と教育目標【資料1-3-12と同じ】
- ・【資料4-1-17】プレ自己点検評価 関係資料
- ・【資料4-1-18】筑女プラン 平成26年度進捗状況 検証結果(全体概要)【資料1-2-11と同じ】
- ・【資料4-1-19】授業評価アンケートのお知らせ(学生向け)【資料2-3-46と同じ】
- ・【資料4-1-20】学生生活実態調査 実施案内【資料2-7-26と同じ】

(3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

本学では、平成19(2007)年度に大学及び大学院の使命・目的、及び学部、学科並びに専

攻の教育目的を明確化・明文化して「理念と目標」として定めた。この「理念と目標」に対する各部署の取り組みを発表する「理念と目標」発表会を活用した点検・評価活動のさらなる活用方法を検討しながら、今後も継続して実施していく。

また、第3回目の認証評価受審までの中間年に、認証評価（第3サイクル）型の自己点検評価書を作成するとともに、学園の中期計画である「筑女プラン」と毎年度の事業計画との有機的連携に焦点を当て、点検・評価活動の活性化を推進する。

学生による「授業評価アンケート」及び「学生生活実態調査」については、回答率のさらなる向上を目指すとともに、より組織的な改善へとつなげるべく「教務委員会」及び「学生委員会」において、不断の見直しを継続していく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

- ・エビデンスに基づく、客観的な自己点検・評価を行っているか。

平成25(2013)年度に実施したプレ自己点検評価を契機に、評価書作成におけるエビデンスを組織的に整備する目的から、各事務部署が把握している情報を「企画室」において「筑女データ集」として取りまとめ、毎年作成している。【資料4-2-1, 2】

また、「筑女データ集」は学生や教職員など本学関係者が利用できる「筑女ネット」(LMS: Learning Management System)で教職員に共有するとともに一元管理しており、各事務部署から集められた議事録などのエビデンスは本学の公式な記録であり、「筑女データ集」と併せて活用することで、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施している。【資料4-2-3】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料4-2-1】平成27年度 学園要覧（筑紫女学園データ集）
- ・【資料4-2-2】平成27年度 筑紫女学園大学・短期大学部データ集
- ・【資料4-2-3】平成27年度 筑女データ集共有画面

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

・現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

平成25(2013)年度より作成している「筑女データ集」は、認証評価を受審する際のエビデンス集に準じて作成しており、現状把握における分析に十分活用することができる。【資料4-2-4, 5】

また、教員の研究業績については、文部科学省の様式に準じた個人調書により、毎年、全ての専任教員が記述・更新を行い、「企画室」で保管・管理を行っている。【資料4-2-6】

現時点においては、IR (Institutional Research) を行う独立した専門部署等は設置していないが、平成27(2015)年に「筑紫女学園大学IR推進委員会規程」を制定し、「IR推進委員会」を設置した。平成27(2015)年度は「データから見た選抜方法による妥当性の検証」をテーマに学生の入試別による志願者数、高校評定値、GPAの過去5年の推移を検証し、学部長会（現、大学執行部会議）に以下のとおり提言した。【資料4-2-7, 8】

“指定校推薦、公募推薦、自己推薦の各入試で実施する書類審査、面接、小論文（公募推薦のみ）及び、一般入試、センター入試の学科試験により学力三要素の能力を踏まえた「多面的・総合的」な評価を行う入学者選抜の体制を構築している。”

“入試区分別で分析したデータによると、入学前の成績（高校評定値）は、指定校推薦が高いが、入学後の成績（GPA）は、一般入試の方が高くなる傾向が出ている。

入学前教育等の実施により学力維持についての工夫が求められる。また、文学部で卒業延期となる学生の割合が高い傾向があるが、海外留学による休学生が多くいることもあり、さらなる分析を続けて行く必要がある。”

平成28(2016)年度は、「学習支援課」で行った「学修行動調査」について、成績や入試のデータと結び付けて多角的な分析、調査を実施する。【資料4-2-9】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料4-2-4】平成27年度 学園要覧（筑紫女学園データ集）【資料4-2-1と同じ】
- ・【資料4-2-5】平成27年度 筑紫女学園大学・短期大学部データ集【資料4-2-2と同じ】
- ・【資料4-2-6】平成27年度 教員個人調書の更新について【資料2-8-8と同じ】
- ・【資料4-2-7】筑紫女学園大学IR推進委員会規程
- ・【資料4-2-8】学部長会資料
- ・【資料4-2-9】IR推進委員会議事録

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学が、平成21(2009)年度に日本高等教育評価機構より大学期間別認証評価を受審した

際の「自己評価報告書」及び評価機構による「認証評価報告書」は、本学ホームページの「情報公表」のページに掲載することで、学内共有するとともに社会へ公表している。【資料4-2-10】

また、「理念と目標」についても、「基本理念と教育目標」として「筑女ネット」及び本学ホームページにて公表し、「筑女データ集」は「筑女ネット」にアップロードすることで、学内へ共有している。【資料4-2-11, 12】

なお、「筑女プラン」については、「筑女ネット」からリンクしている「筑女プラン」ポータルサイトで学内共有するとともに、『筑紫女学園報』にて進捗状況を社会へ公表している。【資料4-2-13, 14】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料4-2-10】筑紫女学園大学ホームページ（情報公表）【資料3-1-28と同じ】
- ・【資料4-2-11】基本理念と教育目標 筑女ネット共有画面
- ・【資料4-2-12】筑紫女学園大学ホームページ（大学の使命 | 基本理念と教育目標）【資料1-1-8と同じ】
- ・【資料4-2-13】筑女プランポータルサイト トップ画面【資料3-1-10と同じ】
- ・【資料4-2-14】筑紫女学園報 No.88 (p17) 【資料3-1-13と同じ】

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

今後もエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を推進するにあたり、「大学執行部会議」が中心となりIRの強化を進めるとともに、大学の基礎データを確実に収集及び分析し、自己点検・評価の結果を活かすための事務体制を強化する。

また、社会に本学の情報を発信する際は、情報の受け手の立場に立ち、客観性及び適切性について配慮しつつ、社会への説明責任を果たしていく。

4-3 自己点検・評価の有効性

≪4-3の視点≫

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

・自己点検・評価及び認証評価の結果を、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築し、かつ適切に機能しているか。

「理念と目標」では、大学の使命・目的に即した教育目標及び数値目標を掲げ、それらを達成するための取り組み並びにその結果を全教職員に対して発表するとともに検証することで、教育研究のさらなる改善・向上へつなげている。【資料4-3-1, 2】

「筑女プラン」では、中期計画に基づいて作成した単年度の事業計画について、達成状況を評価・検証し、次年度事業計画のローリング作業を行うことで、大学運営の改善・向上へ活かしている。【資料4-3-3, 4】

また、平成21(2009)年度に認証評価の受審にあたり作成した「自己評価報告書」及び評価結果である「認証評価報告書」を本学ホームページにおいて学内外で共有するとともに検証することで、平成25(2013)年度に実施した第2サイクルのプレ自己点検・評価に活かしている。【資料4-3-5】

以上のことから、本学は自己点検・評価及び認証評価の結果を、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築し、かつ適切に機能していると判断する。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料4-3-1】平成27(2015)年度 基本理念と教育目標発表会 開催案内【資料2-2-5と同じ】
- ・【資料4-3-2】平成27(2015)年度 基本理念と教育目標【資料1-3-12と同じ】
- ・【資料4-3-3】筑女プラン 平成26年度進捗状況 検証結果（全体概要）【資料1-2-11と同じ】
- ・【資料4-3-4】筑紫女学園「筑女プラン2017」ガイドブック【資料1-1-23と同じ】
- ・【資料4-3-5】筑紫女学園大学ホームページ（大学の使命 | 基本理念と教育目標）【資料1-1-8と同じ】

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

「理念と目標」をはじめとする自己点検・評価活動の結果を検証し、検証結果を有効に活用するための体制作りを、「大学執行部会議」が主導的役割と強いリーダーシップをもって推進していく。

また、「筑女プラン」は平成29(2017)年に完成年度を迎えることから、次期中期計画「筑女プラン2022（仮）」の策定を「筑女プラン検討委員会（仮）」において、平成28(2016)年度中に行う。

〔基準4の自己評価〕

本学は、学則に自己点検・評価について定め、適切な体制のもと毎年「理念と目標」発表会及び「筑女プラン」のローリング作業を通して、自己点検・評価活動を行っている。また、「筑女データ集」により、エビデンスに基づいた客観的な自己点検・評価及びデータの分析によるIRを行っている。さらには、平成21(2009)年に受審した際の「自己点検評価書」及び「評価報告書」並びに「理念と目標」をホームページに掲載することで、本学の自己点検・評価活動を社会へ広く公表している。

「理念と目標」及び「筑女プラン」については、目標、計画に対する取り組み、並びに結果を共有、検証することで次年度への目標、取り組みへ活かすPDCAサイクルを確立し、適切に機能している、

以上のことから、本学は「自己点検・評価」の基準を満たしていると自己評価する。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準A. 社会貢献・社会連携

A-1 大学の使命に基づく社会貢献

《A-1の視点》

- A-1-① 教育・研究の成果をもって、広く社会に貢献する
- A-1-② 地域の一員として課題を共有し、開かれた大学を目指す
- A-1-③ 学外の諸機関と連携し、地域・社会の発展に寄与する

(1) A-1の自己判定

基準項目A-1を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 教育・研究の成果をもって、広く社会に貢献する

本学における教育・研究の成果については、本学のホームページなどを通じて広く情報の公開を行うとともに、高校及び各種施設に出前講義として教員を派遣するなどの取り組みを行っている。【資料A-1-1, 2】 さらに、地域での公開講座の開講、本学の教育の特色のひとつである「仏教教育」に関する履修プログラム（「仏教専修課程」）を開講して科目等履修生を受け入れるなど、広く社会に貢献している。【資料A-1-3, 4】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料A-1-1】筑紫女学園大学ホームページ（教員情報 | 情報公表）【資料2-8-9と同じ】
- ・【資料A-1-2】2016年度 出前講義一覧
- ・【資料A-1-3】2015(平成27)年度 前期/後期 筑紫女学園大学 公開講座
- ・【資料A-1-4】筑女で仏教を学ぶ

A-1-② 地域の一員として課題を共有し、開かれた大学を目指す

本学が所在する太宰府市とは、平成27(2015)年度に文化・教育・芸術といった分野などで相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的として、連携協力に関する協定を締結している。連携内容は、学生のボランティア協力や地域文化や地域産業に関すること、生涯学習に関すること、学術研究に関すること、施設の利用に関することである。【資料A-1-5】

また、平成10(1998)年より「太宰府キャンパスネットワーク会議」に加盟し、太宰府市内の大学及び短期大学部と定期的に会合を設け、高等教育機関が有する資源を公開講座や施設の開放を通じて、地域社会の発展や豊かな生涯学習社会への発展に寄与することとしている。【資料A-1-6】

本学の様々な取り組みや公開講座の情報などは、ホームページや『筑紫女学園報』、SNS(Social Networking Service)で情報発信するとともに、報道各機関などにもニュースリリースを発信している。【資料A-1-7～10】

図書館やグランドなどの施設の一般開放及び災害時の災害時避難所として協定を結ぶなど、地域に広く開放している。【資料A-1-11】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料A-1-5】太宰府市と筑紫女学園大学との連携協力に関する協定書
- ・【資料A-1-6】太宰府キャンパスネットワーク会議 開催について
- ・【資料A-1-7】筑紫女学園大学ホームページ（生涯学習・社会貢献 | 公開講座）
- ・【資料A-1-8】筑紫女学園報 No.89 (p19)
- ・【資料A-1-9】筑紫女学園大学 Facebook トップ画面
- ・【資料A-1-10】ニュースリリース一覧
- ・【資料A-1-11】太宰府市ホームページ（災害時の避難場所等）

A-1-③ 学外の諸機関と連携し、地域・社会の発展に寄与する

学外の諸機関と以下のとおり連携し、地域・社会の発展に寄与している。

<地域連携>

前述の【A-1-②】に述べた通り、本学は太宰府市と連携協定を締結し、太宰府市に所在する大学間において「太宰府キャンパスネットワーク会議」に加盟して連携を深めている。

平成27(2015)年には太宰府市の要請を受け、本学学生が、「太宰府女子旅レンタサイクル事業」へ参画した。これは、太宰府市と西日本鉄道株式会社が共同で行っている太宰府市内のレンタサイクル事業における秋のキャンペーン「女子旅」について、企画内容の改善依頼を受け学生が取り組んだものである。【資料A-1-12】

そのほか、学生の地域でのボランティア活動については、学生課及び実習支援センターが支援し、毎年太宰府市にて開催される「クリーンデー」への参加やスクールボランティアなどに参加している。また、「古都のひかり」や「梅サミット・梅酒まつり」といった地域のイベントなどにも太宰府市からの要請を受けて、学生たちが参画することにより、地域・社会に寄与している。【資料A-1-13, 14】

<産学連携>

産学連携の取り組みとして、平成26(2014)年度にアイ・ケイ・ケイ株式会社、株式会社スターフライヤーとの包括連携協定を締結し、学生のアクティブ・ラーニングや課題解決型の学習を活性化するため、独自のプログラムである「筑女“めざめ”プロジェクト」を開発し、学生が参加している。また、株式会社三井住友銀行や熊本県に所在する黒川温泉旅館協同組合とも連携協定を締結するなど、産業界が抱えている課題を学生とともに解決策を探るとともに地域貢献と学生の成長を促す機会としている。【資料A-1-15, 16】

<教育連携>

教育実習の受け入れ、ボランティア派遣、講師招聘、学生の教育の質の向上及び地域貢献への取り組みとして、太宰府市教育委員会との連携も締結している。【資料A-1-17】

<高大連携>

高大連携の取り組みとして、福岡県立太宰府高等学校と連携協定を締結し、太宰府高校の2年生を対象に、本学で1日体験授業（大学見学）を行った。【資料A-1-18, 19】 また、併設校である筑紫女学園高等学校とは、「高大接続推進協議会」を設置し、入試制度及び教育連携の側面から議論を進めている。【資料A-1-20】

<災害ボランティア>

さらには、東日本大震災復興支援のための「東北ボランティア」、ネパール大地震復興支援のための「ネパール大地震復興教育支援プロジェクト」、「平成28(2016)年熊本地震」に対する「熊本復興支援プロジェクト」などの活動も行っている。【資料A-1-21～23】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料A-1-12】太宰府レンタサイクルフェア ポスター
- ・【資料A-1-13】クリーンデー報告書
- ・【資料A-1-14】年報第5号（p67～p74）【資料2-7-25と同じ】
- ・【資料A-1-15】筑女”めざめ”プロジェクト概要（@黒川温泉）【資料2-5-5と同じ】
- ・【資料A-1-16】インターンシップ及び「筑女”めざめ”プロジェクト」参加状況【資料2-5-6と同じ】
- ・【資料A-1-17】平成27年度 太宰府市教育委員会との連携協力に係る事業報告
- ・【資料A-1-18】筑紫女学園大学と太宰府高等学校との高大連携に関する協定書
- ・【資料A-1-19】大学見学の依頼
- ・【資料A-1-20】高大接続推進協議会議題一覧【資料2-1-26と同じ】
- ・【資料A-1-21】筑紫女学園大学 東日本大震災 ボランティア研修 報告書
- ・【資料A-1-22】2015(平成27)年度ネパール大地震復興教育支援プロジェクト活動報告書
- ・【資料A-1-23】「熊本・大分地震」にかかる本学の取り組みについて

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

本学と近隣地域及び社会とは、産学官において連携・協力体制を確立しているが、平成27(2015)年度に現代社会学部を設置したことから、これまで以上に様々な分野において地域や社会との連携を推進していく。また、地域や社会のニーズを把握する機会を設けるなど連携を深め、学生の若い力を地域・社会に還元し、地域・社会における本学の存在意義を高め、大学、地域、社会で学生を育てていく。

【基準Aの自己評価】

本学と地域・社会とは、産学官において連携・協力体制が確立され、さまざまな取り組みを通じて良好な関係を構築し、運営している。また、本学が持つ多くの教育・研究における人的・知的資源及び施設を地域・社会に提供できていると判断する。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表F-1】	大学名・所在地等	
【表F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表F-3】	学部・研究科構成	
【表F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表F-8】	外部評価の実施概要	
【表2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）	
【表2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去5年間）	
【表2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去3年間）	
【表2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去3年間）	
【表2-5】	授業科目の概要	
【表2-6】	成績評価基準	
【表2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表2-10】	就職の状況（過去3年間）	
【表2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表2-18】	校地、校舎等の面積	
【表2-19】	教員研究室の概要	
【表2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表2-22】	その他の施設の概要	
【表2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表2-24】	学生閲覧室等	
【表2-25】	情報センター等の状況	
【表2-26】	学生寮等の状況	
【表3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

筑紫女学園大学

【表3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	
---------	---------------------------------	--

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料F-1】	寄附行為	
	学校法人筑紫女学園寄附行為	
【資料F-2】	大学案内	
	筑紫女学園大学 大学案内 2017、 筑紫女学園大学 大学院案内 2017	
【資料F-3】	大学学則、大学院学則	
	筑紫女学園大学学則、筑紫女学園大学大学院学則	
【資料F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2017（平成29）年度入学試験要項（推薦入試／一般入試／大学 入試センター試験利用入試／センタープラス型入試）、 2017（平成29）年度入学試験要項（特別入学試験／編入学試験）、 2017（平成29）年度入学試験要項（大学院）	
【資料F-5】	学生便覧	
	平成28年度 筑紫女学園大学 学生便覧、 平成28年度 筑紫女学園大学院 学生便覧	
【資料F-6】	事業計画書	
	平成28年度 事業計画書	
【資料F-7】	事業報告書	
	平成27年度 事業報告書	
【資料F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ、キャンパスマップ	
【資料F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	法人及び大学の規程一覧	
【資料F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開 催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人筑紫女学園役員、理事会開催状況/評議員会開催状況	
【資料F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）	
	平成23～27年度決算書類、監事監査報告書	
【資料F-12】	履修要項、シラバス	
	シラバス(Syllabus) 平成28(2016)年度 筑紫女学園大学/大 大学院	

基準1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	平成 27 年度 学園要覧（筑紫女学園データ集）(p2 抜粋)	
【資料 1-1-2】	平成 28 年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p5)	(資料 F-5)
【資料 1-1-3】	平成 28 年度 筑紫女学園大学院 学生便覧 (p4)	(資料 F-5)
【資料 1-1-4】	筑紫女学園ホームページ（建学の精神）	
【資料 1-1-5】	筑紫女学園大学ホームページ（建学の精神 筑女について）	
【資料 1-1-6】	筑紫女学園ホームページ（ビジュアル・アイデンティティ）	
【資料 1-1-7】	平成 27(2015)年度 基本理念と教育目標 (p4)	

筑紫女学園大学

【資料 1-1-8】	筑紫女学園大学ホームページ (大学の使命 基本理念と教育目標)	
【資料 1-1-9】	筑紫女学園大学学則 第 1 条	(資料 F-3)
【資料 1-1-10】	筑紫女学園大学大学院学則 第 1 条	(資料 F-3)
【資料 1-1-11】	筑紫女学園大学学則 第 3 条の 2、第 3 条の 3	(資料 F-3)
【資料 1-1-12】	筑紫女学園大学大学院学則 第 4 条の 2	(資料 F-3)
【資料 1-1-13】	筑紫女学園大学 大学案内 2017 (p10)	(資料 F-2)
【資料 1-1-14】	平成 28 年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p5)	(資料 F-5) 【資料 1-1-2 と同じ】
【資料 1-1-15】	平成 28 年度 筑紫女学園大学院 学生便覧 (p4)	(資料 F-5) 【資料 1-1-3 と同じ】
【資料 1-1-16】	筑紫女学園ホームページ (建学の精神)	【資料 1-1-4 と同じ】
【資料 1-1-17】	筑紫女学園大学ホームページ (建学の精神 筑女について)	【資料 1-1-5 と同じ】
【資料 1-1-18】	筑紫女学園大学ホームページ (大学の使命 基本理念と教育目標)	【資料 1-1-8 と同じ】
【資料 1-1-19】	筑紫女学園大学学則 第 1 条	(資料 F-3) 【資料 1-1-9 と同じ】
【資料 1-1-20】	筑紫女学園大学大学院学則 第 1 条	(資料 F-3) 【資料 1-1-10 と同じ】
【資料 1-1-21】	筑紫女学園大学学則 第 3 条の 2、第 3 条の 3	(資料 F-3) 【資料 1-1-11 と同じ】
【資料 1-1-22】	筑紫女学園大学大学院学則 第 4 条の 2	(資料 F-3) 【資料 1-1-12 と同じ】
【資料 1-1-23】	筑紫女学園「筑女プラン 2017」ガイドブック	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	筑紫女学園大学学則 第 1 条	(資料 F-3) 【資料 1-1-9 と同じ】
【資料 1-2-2】	筑紫女学園大学大学院学則 第 1 条	(資料 F-3) 【資料 1-1-10 と同じ】
【資料 1-2-3】	平成 27(2015)年度 基本理念と教育目標 (p7)	
【資料 1-2-4】	筑紫女学園大学学則 第 1 条	(資料 F-3) 【資料 1-1-9 と同じ】
【資料 1-2-5】	筑紫女学園大学大学院学則 第 1 条	(資料 F-3) 【資料 1-1-10 と同じ】
【資料 1-2-6】	筑紫女学園大学学則 第 3 条の 2、第 3 条の 3	(資料 F-3) 【資料 1-1-11 と同じ】
【資料 1-2-7】	筑紫女学園大学大学院学則 第 4 条の 2	(資料 F-3) 【資料 1-1-12 と同じ】
【資料 1-2-8】	平成 27 年度 学園要覧 (筑紫女学園データ集) (p2 抜粋)	【資料 1-1-1 と同じ】
【資料 1-2-9】	筑紫女学園ホームページ (ビジュアル・アイデンティティ)	【資料 1-1-6 と同じ】
【資料 1-2-10】	筑紫女学園「筑女プラン 2017」ガイドブック	【資料 1-1-23 と同じ】
【資料 1-2-11】	筑女プラン 平成 26 年度進捗状況 検証結果 (全体概要)	
【資料 1-2-12】	平成 27(2015)年度 基本理念と教育目標 (p10 ~ p44)	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	筑紫女学園大学学則 第 1 条	(資料 F-3) 【資料 1-1-9 と同じ】
【資料 1-3-2】	筑紫女学園大学大学院学則 第 1 条	(資料 F-3) 【資料 1-1-10 と同じ】
【資料 1-3-3】	筑紫女学園大学学則 第 3 条の 2、第 3 条の 3	(資料 F-3) 【資料 1-1-11 と同じ】
【資料 1-3-4】	筑紫女学園大学大学院学則 第 4 条の 2	(資料 F-3) 【資料 1-1-12 と同じ】
【資料 1-3-5】	筑紫女学園大学教授会規程	

筑紫女学園大学

【資料 1-3-6】	筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程	
【資料 1-3-7】	学校法人筑紫女学園学内運営協議会規程	
【資料 1-3-8】	学校法人筑紫女学園常任理事会規則	
【資料 1-3-9】	平成 28 年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p210～p232)	(資料 F-5)
【資料 1-3-10】	平成 28 年度 筑紫女学園大学院 学生便覧 (p54～p58)	(資料 F-5)
【資料 1-3-11】	筑紫女学園大学ホームページ (大学の使命 基本理念と教育目標)	【資料 1-1-8 と同じ】
【資料 1-3-12】	平成 27(2015)年度 基本理念と教育目標	
【資料 1-3-13】	筑紫女学園「筑女プラン 2017」ガイドブック	【資料 1-1-23 と同じ】
【資料 1-3-14】	筑紫女学園大学ホームページ (教育活動充実のための 4 つの方針)	
【資料 1-3-15】	平成 27(2015)年度 基本理念と教育目標 (p10～p44)	【資料 1-2-12 と同じ】
【資料 1-3-16】	平成 27(2015)年度 基本理念と教育目標 (p6)	
【資料 1-3-17】	平成 27 年度 学園要覧 (筑紫女学園データ集) (p8 抜粋)	
【資料 1-3-18】	筑紫女学園ホームページ (学園組織)	
【資料 1-3-19】	筑紫女学園大学附属図書館規程	
【資料 1-3-20】	筑紫女学園大学情報メディアセンター規程	
【資料 1-3-21】	筑紫女学園大学国際交流センター規程	
【資料 1-3-22】	筑紫女学園大学教育開発センター規程	
【資料 1-3-23】	筑紫女学園大学人間文化研究所規程	
【資料 1-3-24】	筑紫女学園大学学生健康センター規程	
【資料 1-3-25】	筑紫女学園大学生涯学習センター規程	
【資料 1-3-26】	筑紫女学園大学実習支援センター規程	
【資料 1-3-27】	筑紫女学園大学学習支援センター規程	

基準2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	筑紫女学園大学ホームページ (アドミッションポリシー 入学試験)	
【資料 2-1-2】	2017 (平成 29) 年度入学試験要項 (推薦入試/一般入試/大学入試センター試験利用入試/センタープラス型入試) (p2,p3)	(資料 F-4)
【資料 2-1-3】	2017 (平成 29) 年度入学試験要項 (特別入学試験/編入学試験) (p1)	(資料 F-4)
【資料 2-1-4】	2017 (平成 29) 年度入学試験要項 (大学院) (p1)	(資料 F-4)
【資料 2-1-5】	2017 (平成 29) 年度入学試験要項 (推薦入試/一般入試/大学入試センター試験利用入試/センタープラス型入試)	(資料 F-4)
【資料 2-1-6】	2017 (平成 29) 年度入学試験要項 (特別入学試験/編入学試験)	(資料 F-4)
【資料 2-1-7】	2017 (平成 29) 年度入学試験要項 (大学院)	(資料 F-4)
【資料 2-1-8】	筑紫女学園大学入学者選抜に関する規程	
【資料 2-1-9】	筑紫女学園大学大学院入学者選抜に関する規程	
【資料 2-1-10】	筑紫女学園大学入試部規程	
【資料 2-1-11】	筑紫女学園大学入試委員会内規	
【資料 2-1-12】	入試別過去 5 年データ	
【資料 2-1-13】	2017 (平成 29) 年度入学試験要項 (推薦入試/一般入試/大学入試センター試験利用入試/センタープラス型入試) (p21)	(資料 F-4)
【資料 2-1-14】	筑紫女学園大学外国人留学生特別入学試験に関する内規 第 3 条	
【資料 2-1-15】	現代社会学部パンフレット	
【資料 2-1-16】	CJ サマーキャンプ 2015	

筑紫女学園大学

【資料 2-1-17】	Open Campus 2016 (チラシ)	
【資料 2-1-18】	筑紫女学園大学 大学案内 2017	(資料 F-2)
【資料 2-1-19】	SWITCH (2016 春号)	
【資料 2-1-20】	親学 Navi	
【資料 2-1-21】	筑紫女学園大学 未来への取組み (チラシ)	
【資料 2-1-22】	朝日新聞広告	
【資料 2-1-23】	マナビジョン EXPRESS	
【資料 2-1-24】	現代社会学部 Facebook	
【資料 2-1-25】	CJ サマーキャンプ 2015	【資料 2-1-16 と同じ】
【資料 2-1-26】	高大接続推進協議会議題一覧	
【資料 2-1-27】	高大接続プログラム (チラシ)	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	平成 28 年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p40 ~ p107)	(資料 F-5)
【資料 2-2-2】	平成 28 年度 筑紫女学園大学院 学生便覧 (p19)	(資料 F-5)
【資料 2-2-3】	筑紫女学園大学ホームページ (教育活動充実のための 4 つの方針)	【資料 1-3-14 と同じ】
【資料 2-2-4】	平成 27(2015)年度 基本理念と教育目標	【資料 1-3-12 と同じ】
【資料 2-2-5】	平成 27(2015)年度 基本理念と教育目標 発表会実施案内	
【資料 2-2-6】	平成 28 年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p40 ~ p107)	(資料 F-5) 【資料 2-2-1 と同じ】
【資料 2-2-7】	平成 28 年度 筑紫女学園大学院 学生便覧 (p18)	(資料 F-5)
【資料 2-2-8】	筑紫女学園大学学則 第 50 条の 4	(資料 F-3)
【資料 2-2-9】	筑紫女学園大学教育開発センター規程	【資料 1-3-22 と同じ】
【資料 2-2-10】	FD 研修会の開催について	
【資料 2-2-11】	平成 27 年度シラバスチェックについて (依頼)	
【資料 2-2-12】	筑紫女学園大学授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規	
【資料 2-2-13】	平成 28 年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p17)	(資料 F-5)
【資料 2-2-14】	平成 28 年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p14)	(資料 F-5)
【資料 2-2-15】	シラバス(Syllabus) 平成 28(2016)年度 筑紫女学園大学/大学院	(資料 F-12)
【資料 2-2-16】	授業評価アンケート 授業外学修時間の経年変化	
【資料 2-2-17】	平成 28(2016)年度 シラバス作成マニュアル (p11)	
【資料 2-2-18】	筑紫女学園大学教務委員会内規	
【資料 2-2-19】	筑紫女学園大学教育開発センター規程	【資料 1-3-22 と同じ】
【資料 2-2-20】	筑紫女学園大学教務部規程	
【資料 2-2-21】	授業評価アンケート 授業外学修時間の経年変化	【資料 2-2-16 と同じ】
【資料 2-2-22】	平成 28(2016)年度 シラバス作成マニュアル (p11)	【資料 2-2-17 と同じ】
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	筑紫女学園「筑女プラン 2017」ガイドブック	【資料 1-1-23 と同じ】
【資料 2-3-2】	平成 27 年度 「基本理念と教育目標」発表会について	【資料 2-2-5 と同じ】
【資料 2-3-3】	平成 27(2015)年度 基本理念と教育目標 (p7)	【資料 1-2-3 と同じ】
【資料 2-3-4】	学校法人筑紫女学園管理運営規則	
【資料 2-3-5】	学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則	
【資料 2-3-6】	平成 28 年度 履修登録・オリエンテーション日程表及び健康検診日程表	
【資料 2-3-7】	「H28 前期 学生初動調査」について	
【資料 2-3-8】	筑紫女学園大学教務委員会内規	【資料 2-2-18 と同じ】
【資料 2-3-9】	筑紫女学園大学教育開発センター規程	【資料 1-3-22 と同じ】
【資料 2-3-10】	筑紫女学園大学学習支援センター規程	【資料 1-3-27 と同じ】

筑紫女学園大学

【資料 2-3-11】	学修支援センター（仮称）5ヵ年計画	
【資料 2-3-12】	「入学前教育プログラム」のご案内	
【資料 2-3-13】	「リメディアル講座プログラム」概要	
【資料 2-3-14】	LC スタッフ ピアサポートマニュアル	
【資料 2-3-15】	LC スタッフ 前期スケジュール予定	
【資料 2-3-16】	筑紫女学園大学実習支援センター規程	【資料 1-3-26 と同じ】
【資料 2-3-17】	年報第 5 号 (p55～p74)	
【資料 2-3-18】	筑紫女学園大学情報メディアセンター規程	【資料 1-3-20 と同じ】
【資料 2-3-19】	筑女ネットによってサポートされている学習活動の記録	
【資料 2-3-20】	筑紫女学園大学国際交流センター規程	【資料 1-3-21 と同じ】
【資料 2-3-21】	平成 28 年度 外国語学習支援年間予定	
【資料 2-3-22】	筑紫女学園大学海外留学規程	
【資料 2-3-23】	筑紫女学園大学海外学生交流プログラム規程	
【資料 2-3-24】	筑紫女学園大学附属図書館規程	【資料 1-3-19 と同じ】
【資料 2-3-25】	新入生オリエンテーションガイド 2016 (p13)	
【資料 2-3-26】	新入生オリエンテーション 2016 スライド資料	
【資料 2-3-27】	図書館活用ハンドブック	
【資料 2-3-28】	学習支援センターのご案内	
【資料 2-3-29】	『ジャパンナレッジ Lib』ガイダンス（データベース講習会）のお知らせ	
【資料 2-3-30】	図書館ホームページトップ画面	
【資料 2-3-31】	LIBRARY NEWS	
【資料 2-3-32】	シラバス(Syllabus) 平成 28(2016)年度 筑紫女学園大学/大学院	(資料 F-12) 【資料 2-2-15 と同じ】
【資料 2-3-33】	平成 28(2016)年度 シラバス作成マニュアル (p14)	
【資料 2-3-34】	筑紫女学園大学大学院ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-3-35】	教務課業務分掌	
【資料 2-3-36】	SA 活動記録	
【資料 2-3-37】	「H28 前期 学生初動調査」について	【資料 2-3-7 と同じ】
【資料 2-3-38】	筑紫女学園大学学生委員会内規	
【資料 2-3-39】	学生面談メモ	
【資料 2-3-40】	学生カルテ（トップ画面/就学情報/就職情報）	
【資料 2-3-41】	2016 年度アドバイザー一覧	
【資料 2-3-42】	アドバイザー・ゼミ担当教員のための学生支援マニュアル	
【資料 2-3-43】	筑紫女学園大学学則 第 49 条	(資料 F-3)
【資料 2-3-44】	筑紫女学園大学大学院学則 第 45 条	(資料 F-3)
【資料 2-3-45】	オリエンテーションのお知らせ	
【資料 2-3-46】	授業評価アンケートのお知らせ（学生向け）	
【資料 2-3-47】	授業評価アンケート実施について（教員向け）	
【資料 2-3-48】	授業評価アンケート 実施マニュアル	
【資料 2-3-49】	授業評価アンケート 授業外学修時間の経年変化	【資料 2-2-16 と同じ】
【資料 2-3-50】	平成 27(2015)年度 学修行動調査報告書	
【資料 2-3-51】	学修行動調査 結果公表の案内（学生向け）	
【資料 2-3-52】	スキルアップ講座プログラムの案内	
【資料 2-3-53】	2013 年度 学生生活実態調査 報告書	
【資料 2-3-54】	H27 大学院 FD サンガ 開催案内	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	筑紫女学園大学学則 第 5 章	(資料 F-3)
【資料 2-4-2】	筑紫女学園大学履修規程 第 4 章	
【資料 2-4-3】	筑紫女学園大学単位互換等に関する規程	

筑紫女学園大学

【資料 2-4-4】	シラバス(Syllabus) 平成 28(2016)年度 筑紫女学園大学/大学院	(資料 F-12) 【資料 2-2-15 と同じ】
【資料 2-4-5】	筑紫女学園大学履修規程 第 4 条	
【資料 2-4-6】	専門ゼミナール・卒業ゼミナールの履修に関する内規	
【資料 2-4-7】	卒業論文に関する内規	
【資料 2-4-8】	平成 28 年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p28)	(資料 F-5)
【資料 2-4-9】	筑紫女学園大学学則 第 6 章	(資料 F-3)
【資料 2-4-10】	平成 28 年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p49,p55,p61,p71,p77,p83,p89,p99,p105,p111)	(資料 F-5)
【資料 2-4-11】	筑紫女学園大学教授会規程	【資料 1-3-5 と同じ】
【資料 2-4-12】	筑紫女学園大学大学院学則 第 4 章	(資料 F-3)
【資料 2-4-13】	筑紫女学園大学大学院履修規程 第 7 条 ~ 第 14 条	
【資料 2-4-14】	筑紫女学園大学大学院学則 第 5 章	(資料 F-3)
【資料 2-4-15】	筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程	【資料 1-3-6 と同じ】
【資料 2-4-16】	筑紫女学園大学大学院研究指導及び修士論文に関する内規	
【資料 2-4-17】	平成 28 年度 筑紫女学園大学院 学生便覧 (p25)	(資料 F-5)
【資料 2-4-18】	筑紫女学園大学大学院学則 第 6 条	(資料 F-3)
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	平成 28 年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p42~p43 , p64~p65 , p92~p93)	(資料 F-5)
【資料 2-5-2】	平成 27(2015)年度 基本理念と教育目標 (p4)	【資料 1-1-7 と同じ】
【資料 2-5-3】	筑紫女学園大学ホームページ (大学の使命 基本理念と教育目標)	【資料 1-1-8 と同じ】
【資料 2-5-4】	筑紫女学園大学進路支援委員会内規	
【資料 2-5-5】	筑女”めざめ”プロジェクト概要 (@黒川温泉)	
【資料 2-5-6】	インターンシップ及び「筑女”めざめ”プロジェクト」参加状況	
【資料 2-5-7】	筑紫女学園大学学生職業紹介業務規程	
【資料 2-5-8】	平成 28 年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p165)	(資料 F-5)
【資料 2-5-9】	平成 28 年度 教職員一覧表	
【資料 2-5-10】	学生カルテ (トップ画面/就学情報/就職情報)	【資料 2-3-40 と同じ】
【資料 2-5-11】	平成 27 年度後期 3 年生進路支援スケジュール	
【資料 2-5-12】	「先輩ゼミ」スケジュール	
【資料 2-5-13】	avenir 2015 就職活動のために	
【資料 2-5-14】	教師への道	
【資料 2-5-15】	CJ 式 SPI 対策 登録方法 (Web による学習サービス)	
【資料 2-5-16】	年報第 5 号 (p57 ~ p58)	
【資料 2-5-17】	筑紫女学園大学一般企業就職に関する学校推薦に係る申合せ	
【資料 2-5-18】	筑紫女学園大学専門職施設等の就職に関する学校推薦に係る申合せ	
【資料 2-5-19】	スキルアップ講座プログラムの案内	【資料 2-3-52 と同じ】
【資料 2-5-20】	平成 27 年 3 月 卒業式当日アンケート結果	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	平成 27(2015)年度 基本理念と教育目標	【資料 1-3-12 と同じ】
【資料 2-6-2】	平成 27(2015)年度 学修行動調査報告書	【資料 2-3-50 と同じ】
【資料 2-6-3】	授業評価アンケート 授業外学修時間の経年変化	【資料 2-2-16 と同じ】
【資料 2-6-4】	2013 年度 学生生活実態調査 報告書	【資料 2-3-52 と同じ】
【資料 2-6-5】	授業評価アンケートのお知らせ (学生向け)	【資料 2-3-46 と同じ】
【資料 2-6-6】	授業評価アンケート実施について (教員向け)	【資料 2-3-47 と同じ】
【資料 2-6-7】	授業評価アンケート 実施マニュアル	【資料 2-3-48 と同じ】
【資料 2-6-8】	授業評価アンケート 教員コメント	

筑紫女学園大学

【資料 2-6-9】	学修行動調査 学内共有画面	
【資料 2-6-10】	学修行動調査 結果公表の案内 (学生向け)	【資料 2-3-51 と同じ】
【資料 2-6-11】	スキルアップ講座プログラムの案内	【資料 2-3-52 と同じ】
【資料 2-6-12】	学習支援センターご存知ですか? (成績通知書同封文書)	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	筑紫女学園大学学生部規程	
【資料 2-7-2】	筑紫女学園大学学生委員会内規	【資料 2-3-38 と同じ】
【資料 2-7-3】	2016 年度アドバイザー一覧	【資料 2-3-41 と同じ】
【資料 2-7-4】	アドバイザー・ゼミ担当教員のための学生支援マニュアル	【資料 2-3-42 と同じ】
【資料 2-7-5】	筑紫女学園大学学生健康センター規程	【資料 1-3-24 と同じ】
【資料 2-7-6】	平成 28 年度 教職員一覧表	【資料 2-5-9 と同じ】
【資料 2-7-7】	平成 28 年度前期 スクールバス運行時刻表	
【資料 2-7-8】	筑紫女学園大学合理的配慮に関する申し合わせ	
【資料 2-7-9】	筑紫女学園大学における障がいのある学生支援に関する方針	
【資料 2-7-10】	筑紫女学園大学学習支援センター障がい学生支援室内規	
【資料 2-7-11】	筑紫女学園大学学習支援センター規程	【資料 1-3-27 と同じ】
【資料 2-7-12】	筑紫女学園大学障がい学生支援委員会内規	
【資料 2-7-13】	筑紫女学園育英奨学金給付規程	
【資料 2-7-14】	筑紫女学園大学奨学金に関する規程	
【資料 2-7-15】	筑紫女学園大学特待生に関する規程	
【資料 2-7-16】	筑紫女学園大学姉妹等校納金減免規程	
【資料 2-7-17】	筑紫女学園大学大学院進学奨励金に関する規程	
【資料 2-7-18】	筑紫女学園大学学生の表彰に関する内規	
【資料 2-7-19】	平成 28 年度前期 スクールバス運行時刻表	【資料 2-7-7 と同じ】
【資料 2-7-20】	筑紫女学園大学学生寮規則	
【資料 2-7-21】	キャンパスマップ	(資料 F-8)
【資料 2-7-22】	筑紫女学園大学課外活動等に関する規程	
【資料 2-7-23】	筑紫女学園大学学友会会則	
【資料 2-7-24】	筑紫女学園大学学生チャレンジプロジェクトに関する規程	
【資料 2-7-25】	年報第 5 号 (p67 ~ p74)	
【資料 2-7-26】	学生生活実態調査 実施案内	
【資料 2-7-27】	2013 年度 学生生活実態調査 報告書	【資料 2-3-52 と同じ】
【資料 2-7-28】	筑紫女学園大学全学協議会内規	
【資料 2-7-29】	全学協議会の報告 (2015 年)	
【資料 2-7-30】	H27 大学院 FD サンガ 開催案内	【資料 2-3-54 と同じ】
【資料 2-7-31】	H27 大学院 FD サンガ アンケート	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	平成 28 年度 教職員一覧表	【資料 2-5-9 と同じ】
【資料 2-8-2】	筑紫女学園大学教育職員の任用に関する規程	
【資料 2-8-3】	筑紫女学園大学教育職員の任用申請及び候補者選定の手続き要領	
【資料 2-8-4】	筑紫女学園大学教育職員資格審査委員会内規	
【資料 2-8-5】	筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程	【資料 1-3-6 と同じ】
【資料 2-8-6】	筑紫女学園大学大学院担当教育職員選考規程	
【資料 2-8-7】	筑紫女学園大学大学院担当教育職員選考に関する内規	
【資料 2-8-8】	教員個人調書 更新依頼	
【資料 2-8-9】	筑紫女学園大学ホームページ (教員情報 情報公表)	
【資料 2-8-10】	筑紫女学園大学教育開発センター規程	【資料 1-3-22 と同じ】
【資料 2-8-11】	平成 27(2015)年度 基本理念と教育目標 (p4)	【資料 1-1-7 と同じ】

筑紫女学園大学

【資料 2-8-12】	筑紫女学園大学共通科目運営委員会内規	
【資料 2-8-13】	平成 28 年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p42~p43 , p64~p65 , p92~p93)	(資料 F-5) 【資料 2-5-1 と同じ】
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	平成 28 年度 筑紫女学園大学 学生便覧 (p256 ~ p261)	(資料 F-5)
【資料 2-9-2】	キャンパスマップ	(資料 F-8) 【資料 2-7-21 と同じ】
【資料 2-9-3】	筑紫女学園大学人間文化研究所規程	【資料 1-3-23 と同じ】
【資料 2-9-4】	筑紫女学園大学教育施設検討委員会内規	
【資料 2-9-5】	H27 年度教育施設検討委員会の検討結果と進捗状況	
【資料 2-9-6】	筑紫女学園大学全学協議会内規	【資料 2-7-28 と同じ】
【資料 2-9-7】	全学協議会の報告 (2015 年)	【資料 2-7-29 と同じ】
【資料 2-9-8】	バリアフリー工事箇所見取り図	
【資料 2-9-9】	2015(平成 27)年度定期点検等予定表	
【資料 2-9-10】	耐震診断総括表	
【資料 2-9-11】	筑紫女学園大学附属図書館規程	【資料 1-3-19 と同じ】
【資料 2-9-12】	筑紫女学園大学図書委員会内規	
【資料 2-9-13】	図書館利用案内	
【資料 2-9-14】	学習支援センターのご案内	【資料 2-3-28 と同じ】
【資料 2-9-15】	平成 27 年度 4 号館/8 号館図書館入館者数	
【資料 2-9-16】	筑紫女学園大学情報メディアセンター規程	【資料 1-3-20 と同じ】
【資料 2-9-17】	筑紫女学園大学情報政策委員会内規	
【資料 2-9-18】	普通教室視聴覚設備一覧	
【資料 2-9-19】	平成 28 年度 共通科目編成資料	
【資料 2-9-20】	授業評価アンケート クラスサイズに関する回答	

基準3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人筑紫女学園寄附行為 第 3 条	(資料 F-1)
【資料 3-1-2】	筑紫女学園「筑女プラン 2017」ガイドブック (p5)	
【資料 3-1-3】	学校法人筑紫女学園就業規則	
【資料 3-1-4】	学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則	【資料 2-3-5 と同じ】
【資料 3-1-5】	学校法人筑紫女学園教職員倫理綱領	
【資料 3-1-6】	学校法人筑紫女学園ハラスメントの防止に関する規程	
【資料 3-1-7】	学校法人筑紫女学園個人情報保護規程	
【資料 3-1-8】	筑紫女学園「筑女プラン 2017」ガイドブック	【資料 1-1-23 と同じ】
【資料 3-1-9】	平成 28 年度 事業計画書	(資料 F-6)
【資料 3-1-10】	筑女プランポータルサイト トップ画面	
【資料 3-1-11】	筑女プラン 2017 (学園中期計画) 説明会の開催について	
【資料 3-1-12】	筑女プラン 平成 26 年度進捗状況 検証結果 (全体概要)	【資料 1-2-11 と同じ】
【資料 3-1-13】	筑紫女学園報 No.88 (p17)	
【資料 3-1-14】	学校法人筑紫女学園寄附行為 第 3 条	(資料 F-1) 【資料 3-1-1 と同じ】
【資料 3-1-15】	筑紫女学園大学学則 第 1 条	(資料 F-3) 【資料 1-1-9 と同じ】
【資料 3-1-16】	筑紫女学園大学大学院学則 第 1 条	(資料 F-3) 【資料 1-1-10 と同じ】
【資料 3-1-17】	クールビズのお知らせ	

筑紫女学園大学

【資料 3-1-18】	太宰府キャンパス衛生委員会規程	
【資料 3-1-19】	筑紫女学園大学消防計画	
【資料 3-1-20】	平成 28 年度防災・防火管理体制有資格者及び受講計画	
【資料 3-1-21】	避難経路図	
【資料 3-1-22】	筑紫女学園大学人権委員会内規	
【資料 3-1-23】	白色白光	
【資料 3-1-24】	人権講演会案内	
【資料 3-1-25】	学校法人筑紫女学園ハラスメントの防止に関する規程	【資料 3-1-6 と同じ】
【資料 3-1-26】	Courage 2016 (p89)	
【資料 3-1-27】	セクシュアル・ハラスメント防止に関するリーフレット	
【資料 3-1-28】	筑紫女学園大学ホームページ (情報公表)	
【資料 3-1-29】	学校法人筑紫女学園財務情報の公開に関する規則	
【資料 3-1-30】	筑紫女学園ホームページ (情報公開)	
【資料 3-1-31】	筑紫女学園報 No.87 (p21 ~ p22)	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人筑紫女学園寄附行為	(資料 F-1)
【資料 3-2-2】	学校法人筑紫女学園常任理事会規則	【資料 1-3-8 と同じ】
【資料 3-2-3】	学校法人筑紫女学園諸規則取扱規則	
【資料 3-2-4】	学校法人筑紫女学園役員	(資料 F-10)
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	筑紫女学園大学執行部会議規程	
【資料 3-3-2】	筑紫女学園大学教授会規程	【資料 1-3-5 と同じ】
【資料 3-3-3】	筑紫女学園大学学則 第 41 条	(資料 F-3)
【資料 3-3-4】	筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程	【資料 1-3-6 と同じ】
【資料 3-3-5】	筑紫女学園大学大学院学則 第 37 条	(資料 F-3)
【資料 3-3-6】	平成 28 年度 大学執行部会議・教授会・研究科委員会日程表	
【資料 3-3-7】	筑紫女学園大学部課長会議規程	
【資料 3-3-8】	筑紫女学園大学執行部会議規程	【資料 3-3-1 と同じ】
【資料 3-3-9】	学校法人筑紫女学園管理運営規則	【資料 2-3-4 と同じ】
【資料 3-3-10】	学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則	【資料 2-3-5 と同じ】
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人筑紫女学園常任理事会規則	【資料 1-3-8 と同じ】
【資料 3-4-2】	学校法人筑紫女学園学内運営協議会規程	【資料 1-3-7 と同じ】
【資料 3-4-3】	学校法人筑紫女学園事務局会議規程	
【資料 3-4-4】	筑紫女学園大学執行部会議規程	【資料 3-3-1 と同じ】
【資料 3-4-5】	学校法人筑紫女学園寄附行為	(資料 F-1) 【資料 3-1-1 と同じ】
【資料 3-4-6】	学校法人筑紫女学園寄附行為	(資料 F-1) 【資料 3-1-1 と同じ】
【資料 3-4-7】	学校法人筑紫女学園役員	(資料 F-10) 【資料 3-2-4 と同じ】
【資料 3-4-8】	監事監査報告	(資料 F-11)
【資料 3-4-9】	学校法人筑紫女学園寄附行為	(資料 F-1) 【資料 3-1-1 と同じ】
【資料 3-4-10】	学校法人筑紫女学園寄附行為	(資料 F-1) 【資料 3-1-1 と同じ】
【資料 3-4-11】	学校法人筑紫女学園常任理事会規則	【資料 1-3-8 と同じ】
【資料 3-4-12】	学校法人筑紫女学園学内運営協議会規程	【資料 1-3-7 と同じ】
【資料 3-4-13】	学校法人筑紫女学園事務局会議規程	【資料 3-4-3 と同じ】
【資料 3-4-14】	筑紫女学園大学執行部会議規程	【資料 3-3-1 と同じ】

筑紫女学園大学

【資料 3-4-15】	筑紫女学園大学教授会規程	【資料 1-3-5 と同じ】
【資料 3-4-16】	筑紫女学園大学執行部会議規程	【資料 3-3-1 と同じ】
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人筑紫女学園管理運営規則	【資料 2-3-4 と同じ】
【資料 3-5-2】	学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則	【資料 2-3-5 と同じ】
【資料 3-5-3】	学校法人筑紫女学園管理運営規則	【資料 2-3-4 と同じ】
【資料 3-5-4】	筑紫女学園大学人間文化研究所規程	【資料 1-3-23 と同じ】
【資料 3-5-5】	筑紫女学園大学入試委員会内規	【資料 2-1-11 と同じ】
【資料 3-5-6】	筑紫女学園大学教務委員会内規	【資料 2-2-18 と同じ】
【資料 3-5-7】	筑紫女学園大学教育開発センター規程	【資料 1-3-22 と同じ】
【資料 3-5-8】	筑紫女学園大学学生委員会内規	【資料 2-3-38 と同じ】
【資料 3-5-9】	筑紫女学園大学宗教教育部規程	
【資料 3-5-10】	筑紫女学園大学国際交流センター規程	【資料 1-3-21 と同じ】
【資料 3-5-11】	筑紫女学園大学進路支援委員会内規	【資料 2-5-4 と同じ】
【資料 3-5-12】	筑紫女学園大学図書委員会内規	【資料 2-9-12 と同じ】
【資料 3-5-13】	筑紫女学園大学学習支援センター規程	【資料 1-3-27 と同じ】
【資料 3-5-14】	筑紫女学園大学情報メディアセンター規程	【資料 1-3-20 と同じ】
【資料 3-5-15】	筑紫女学園大学生涯学習センター規程	【資料 1-3-25 と同じ】
【資料 3-5-16】	筑紫女学園大学実習支援センター規程	【資料 1-3-26 と同じ】
【資料 3-5-17】	平成 28 年度 教職員一覧表	【資料 2-5-9 と同じ】
【資料 3-5-18】	学校法人筑紫女学園管理運営規則	【資料 2-3-4 と同じ】
【資料 3-5-19】	学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則	【資料 2-3-5 と同じ】
【資料 3-5-20】	平成 27 年度 課長会議開催日程一覧	
【資料 3-5-21】	学校法人筑紫女学園事務局会議規程	【資料 3-4-3 と同じ】
【資料 3-5-22】	職階別研修会案内	
【資料 3-5-23】	新任者研修資料	
【資料 3-5-24】	人事記録	
【資料 3-5-25】	コミュニケーションシート	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	筑紫女学園「筑女プラン 2017」ガイドブック	【資料 1-1-23 と同じ】
【資料 3-6-2】	5 年シミュレーション (財務計画)	
【資料 3-6-3】	予算編成の基本方針	
【資料 3-6-4】	財産目録	
【資料 3-6-5】	有価証券残高一覧 [金融資産の運用状況 (過去 5 年間)]	
【資料 3-6-6】	平成 27 年度 事業報告書 (p36 ~ p45)	(資料 F-7)
【資料 3-6-7】	平成 28 年度科研費助成事業説明会のご案内	
【資料 3-6-8】	平成 28 年度 科学研究費補助金採択状況	
【資料 3-6-9】	平成 28 年度特別補助金計画・実績トレース表	
【資料 3-6-10】	平成 27 年度 私立大学等改革総合支援事業 選定結果	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人筑紫女学園経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人筑紫女学園経理規程施行細則	
【資料 3-7-3】	学校法人筑紫女学園資産運用規程	
【資料 3-7-4】	会計システム (TOMAS) 操作マニュアル	
【資料 3-7-5】	平成 28 年度第 1 次補正予算の編成について	
【資料 3-7-6】	監査結果報告書	
【資料 3-7-7】	監査計画概要書 (会計監査事前説明会資料)	

筑紫女学園大学

基準4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	筑紫女学園大学学則 第1条、第53条	(資料 F-3)
【資料 4-1-2】	筑紫女学園大学大学院学則 第47条	(資料 F-3)
【資料 4-1-3】	平成 27(2015)年度 基本理念と教育目標	【資料 1-3-12 と同じ】
【資料 4-1-4】	筑紫女学園大学ホームページ (大学の使命 基本理念と教育目標)	【資料 1-1-8 と同じ】
【資料 4-1-5】	筑紫女学園「筑女プラン 2017」ガイドブック	【資料 1-1-23 と同じ】
【資料 4-1-6】	筑女プラン 平成 26 年度進捗状況 検証結果 (全体概要)	【資料 1-2-11 と同じ】
【資料 4-1-7】	授業評価アンケートのお知らせ (学生向け)	【資料 2-3-46 と同じ】
【資料 4-1-8】	2013 年度 学生生活実態調査 報告書	【資料 2-3-52 と同じ】
【資料 4-1-9】	筑紫女学園大学学則 第53条	(資料 F-3)
【資料 4-1-10】	筑紫女学園大学大学院学則 第47条	(資料 F-3) 【資料 4-1-2 と同じ】
【資料 4-1-11】	筑紫女学園大学自己点検運営委員会内規	
【資料 4-1-12】	筑女プラン 平成 26 年度進捗状況 検証結果 (全体概要)	【資料 1-2-11 と同じ】
【資料 4-1-13】	「授業評価アンケート」学内共有画面	
【資料 4-1-14】	「学生生活実態調査」学内共有画面	
【資料 4-1-15】	平成 27(2015)年度 基本理念と教育目標発表会 開催案内	【資料 2-2-5 と同じ】
【資料 4-1-16】	平成 27(2015)年度 基本理念と教育目標	【資料 1-3-12 と同じ】
【資料 4-1-17】	プレ自己点検評価 関係資料	
【資料 4-1-18】	筑女プラン 平成 26 年度進捗状況 検証結果 (全体概要)	【資料 1-2-11 と同じ】
【資料 4-1-19】	授業評価アンケートのお知らせ (学生向け)	【資料 2-3-46 と同じ】
【資料 4-1-20】	学生生活実態調査 実施案内	【資料 2-7-26 と同じ】
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	平成 27 年度 学園要覧 (筑紫女学園データ集)	
【資料 4-2-2】	平成 27 年度 筑紫女学園大学・短期大学部データ集	
【資料 4-2-3】	平成 27 年度 筑女データ集共有画面	
【資料 4-2-4】	平成 27 年度 学園要覧 (筑紫女学園データ集)	【資料 4-2-1 と同じ】
【資料 4-2-5】	平成 27 年度 筑紫女学園大学・短期大学部データ集	【資料 4-2-2 と同じ】
【資料 4-2-6】	平成 27 年度 教員個人調書の更新について	【資料 2-8-8 と同じ】
【資料 4-2-7】	筑紫女学園大学 IR 推進委員会規程	
【資料 4-2-8】	学部長会資料	
【資料 4-2-9】	IR 推進委員会議事録	
【資料 4-2-10】	筑紫女学園大学ホームページ (情報公表)	【資料 3-1-28 と同じ】
【資料 4-2-11】	基本理念と教育目標 筑女ネット共有画面	
【資料 4-2-12】	筑紫女学園大学ホームページ (大学の使命 基本理念と教育目標)	【資料 1-1-8 と同じ】
【資料 4-2-13】	筑女プランポータルサイト トップ画面	【資料 3-1-10 と同じ】
【資料 4-2-14】	筑紫女学園報 No.88 (p17)	【資料 3-1-13 と同じ】
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	平成 27(2015)年度 基本理念と教育目標発表会 開催案内	【資料 2-2-5 と同じ】
【資料 4-3-2】	平成 27(2015)年度 基本理念と教育目標	【資料 1-3-12 と同じ】
【資料 4-3-3】	筑女プラン 平成 26 年度進捗状況 検証結果 (全体概要)	【資料 1-2-11 と同じ】
【資料 4-3-4】	筑紫女学園「筑女プラン 2017」ガイドブック	【資料 1-1-23 と同じ】
【資料 4-3-5】	筑紫女学園大学ホームページ (大学の使命 基本理念と教育目標)	【資料 1-1-8 と同じ】

筑紫女学園大学

基準A. 社会貢献・社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の使命に基づく社会貢献		
【資料 A-1-1】	筑紫女学園大学ホームページ（教員情報 情報公表）	【資料 2-8-9 と同じ】
【資料 A-1-2】	2016 年度 出前講義一覧	
【資料 A-1-3】	2015(平成 27)年度 前期/後期 筑紫女学園大学 公開講座	
【資料 A-1-4】	筑女で仏教を学ぶ	
【資料 A-1-5】	太宰府市と筑紫女学園大学との連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-6】	太宰府キャンパスネットワーク会議 開催について	
【資料 A-1-7】	筑紫女学園大学ホームページ（生涯学習・社会貢献 公開講座）	
【資料 A-1-8】	筑紫女学園報 No.89 (p19)	
【資料 A-1-9】	筑紫女学園大学 Facebook トップ画面	
【資料 A-1-10】	ニュースリリース一覧	
【資料 A-1-11】	太宰府市ホームページ（災害時の避難場所等）	
【資料 A-1-12】	太宰府レンタサイクルフェア ポスター	
【資料 A-1-13】	クリーンデー報告書	
【資料 A-1-14】	年報第 5 号 (p67～p74)	【資料 2-7-25 と同じ】
【資料 A-1-15】	筑女”めざめ”プロジェクト概要 (@黒川温泉)	【資料 2-5-5 と同じ】
【資料 A-1-16】	インターンシップ及び「筑女”めざめ”プロジェクト」参加状況	【資料 2-5-6 と同じ】
【資料 A-1-17】	平成 27 年度 太宰府市教育委員会との連携協力に係る事業報告	
【資料 A-1-18】	筑紫女学園大学と太宰府高等学校との高大連携に関する協定書	
【資料 A-1-19】	大学見学の依頼	
【資料 A-1-20】	高大接続推進協議会議題一覧	【資料 2-1-26 と同じ】
【資料 A-1-21】	筑紫女学園大学 東日本大震災 ボランティア研修 報告書	
【資料 A-1-22】	2015(平成 27)年度ネパール大地震復興教育支援プロジェクト活動報告書	
【資料 A-1-23】	「熊本・大分地震」にかかる本学の取り組みについて	